

陳情項目と参考資料

1. 陳情書	1
2. アンケート	7
3. 要請項目のポイント	20
4. 介護保障に関する資料	48
①各市町村別人口・高齢者人口・要介護認定者数	48
②介護保険料と保険料段階数／国が示す保険料段階の倍率・対象者・所得基準	50
③第8期介護保険料段階と倍率と所得金額	52
④収入減を理由とした介護保険料の減免制度実施状況	54
⑤介護保険料の低所得者減免実施市町村一覧	56
⑥介護保険利用料の低所得者減免実施市町村一覧	57
⑦新聞記事:介護施設の利用料大幅増(補足給付縮小)	58
⑧総合事業(訪問サービス利用者数の推移・通所サービスの利用期間制限等)	59
⑨特別養護老人ホームの待機者数	62
⑩住宅改修・福祉用具の受領委任払い制度の実施状況	64
⑪新聞記事:要介護認定で障害者控除	65
⑫介護認定者の障害者控除の認定状況一覧	66
5. 国保に関する資料	68
①国保料(税) 平均保険料・一般会計繰入額などの市町村別一覧	68
②国保料(税)の低所得減免実施状況	69
③子どもの均等割(全国町村会の要望・全国市長会の提言・参議院厚労委員会付帯決議)	71
④20歳未満の被保険者数に対する特別調整交付金	72
⑤国保料(税)の収入減の減免制度実施状況	73
⑥国保資格証明書・短期保険証等の交付状況一覧	75
⑦国保の短期保険証の実態(留め置き、未交付含む)	76
⑧国保の滞納者差押え状況	78
⑨国保・納税緩和措置(徴収猶予・換価の猶予・滞納処分停止)	80
6. 生活保護に関する資料	82
①生活保護の相談・申請・保護開始件数と受給件数について	82
②札幌市作成ポスター:生活保護の申請は国民の権利です／新聞記事:扶養照会なくして	83
③生活保護担当職員数および担当受給者数について	85
7. 福祉医療制度に関する資料	86
①子ども医療費助成制度の実施状況	86
②障害者・高齢者など福祉医療制度の実施状況	88
8. 子育て支援に関する資料	92
①就学援助の受給者数・予算額	92
②生活と健康を守る新聞:小中学生のいる家庭に就学援助	93
③就学援助の基準・申請などについて	94
④就学援助の支給項目	96
⑤学校給食費への自治体独自補助	98
⑥保育施設等給食費への自治体独自補助	99
9. 障害者・児施策に関する資料	100
10. 任意予防接種に関する資料	102
11. 健診・検診に関する資料	105
12. 国および愛知県への意見書(案)	107
13. 要望事項の実施状況チェックシート	117
14. コース表	118
15. 愛知自治体キャラバンとは? 要望事項を実現した市町村割合の推移	119

2021年愛知自治体キャラバン 実施要領

※要請団の集合時間は、1つ目の自治体は30分前、2つ目以降の自治体は15分前に会場1階ロビーにお集まりください。

キャラバン参加者のみなさんへ

1. 参加者受付名簿 … 「参加者受付名簿」にお名前・団体名をご記入ください。
2. 独自の陳情書 … 各団体独自の陳情書を提出する場合は、団長又は事務局長にお知らせください。陳情書の提出のみで当日の回答は求めませんので、後日、各団体で交渉をお願いします。
3. 「感想用紙」 … 懇談終了後、別紙の「感想用紙」をご記入の上、団長又は事務局長にお渡しください。後日提出する場合は、社保協あてにFAXをお願いします。(FAX番号 052-889-6931)

団長・事務局長のみなさんへ

1. 参加者への依頼
 - ①「参加者受付名簿」の空欄に市町村名を記入し、参加者に名前・団体名記入を依頼してください。
 - ②記録係を決めて「記録用紙」を記入してもらうように依頼してください。
2. 陳情書と請願書の取扱い
 - ①正式な陳情書又は請願書を、当局と議会にそれぞれ提出してください。
 - ②提出前に、印字した首長名と議長名に間違いがないか確認し、間違っている場合は、予備の陳情書・請願書に正しい名前を記入して提出してください。
 - ③議会提出分の陳情書か請願書の区分(P118 参照)は、昨年と同じ形式で準備しています。請願書の場合は、紹介議員となっていていただく共産党議員に手渡ししてください。なお、昨年と異なる提出をする場合は、予備の陳情書・請願書をご利用ください。
3. 配布資料
 - ①当日の配布資料(冊子)は、当局(議会)と要請団参加者との共通資料です。
 - ②自治体からの文書回答・アンケート回答は、市町村ごとに要請団参加者に配布してください。
4. 懇談の留意点
 - ①懇談の時間は1時間(愛知県・名古屋市は120分、一宮市・稲沢市・東海市・豊田市・岡崎市・西尾市・豊橋市は90分)です。
 - ②自己紹介は少人数の場合に限ってください。発言する前に、名前・団体名を名乗ってから発言するようにしてください。
 - ③文書回答・アンケート回答があることを前提に、最初から懇談に入ってください。
5. 資料などのとりまとめ
 - ①団長又は事務局長は、次の資料を「回収袋」に入れ、保険医協会事務局に渡してください。
 - ②各自治体別の回収袋:1)自治体側の出席者名簿、2)記録用紙、3)提出を求めた資料(懇談当日に配布された場合)
 - ③1日分まとめた回収袋:1)受付名簿、2)参加者感想用紙

※※※※※宣伝カーの移動中は宣伝用音声データを流してください。※※※※※

自治体当局・議会関係者のみなさんへ

1. 当日の出席者名簿
 - ①当日出席者のお名前と役職名を、お渡しください。

2021年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

新型コロナウイルスによる未曾有のパンデミックの中で、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令され、国民は感染への不安、経済的困窮、行動の制約と自粛を求められ、不自由な日々を過ごしています。

相談支援活動は全国各地で、愛知でも行われました。生活困窮の広がりや医療体制の崩壊など、国民生活が窮地に陥っている事例が多数可視化され、緊急の対応が求められました。

パンデミックは、新自由主義の下で、格差と貧困の拡大、医療や社会保障制度の弱体化、脆弱化の実態を鮮明にしました。世界的に社会の在り方が問い直されており、日本でもコロナ後の社会について、自己責任を押し付ける社会ではなく、地域でつながって住み続けられる社会づくりへの模索がすすめられています。コロナ危機に対応する国の財源を大企業や富裕層に応分の負担を求める動きが各国で広がりつつあります。

政府は、消費税を財源にする病床削減推進法、高齢者の医療費窓口負担2倍化法の強行成立等、医療をはじめとした社会保障抑制策を財界・大企業の欲求そのままの暴走を加速してきました。国民のいのちと暮らし最優先へ政治の転換が求められています。

42年間のキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、地域住民の命と暮らしを守る自治体として役割発揮をお願いし、自治体での具体化と国への要望提出等ご協力をいただきました。ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料など

- ①第9期介護保険事業計画を待たずに、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。
- ③介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。
- ④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。
- ⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。

★(2)介護保険サービス

- ①訪問介護「生活援助」の回数制限はしないでください。
- ②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。
サービス利用者の「状態像」の一方的な押しつけや、期間を区切った打ち切りはしないでください。
- ③自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。
- ④多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

(3)基盤整備

- ★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。
- ②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

(4)高齢者福祉施策の充実

- ①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。
 - ②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。
- ★③中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。

★(5)介護人材確保

- ①介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。
- ②利用者にとって危険であり、労働者も休憩が取れず労基法違反の状態である1人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう国に要望し、自治体でも財政支援を行ってください。8時間以上の長時間労働を是正してください。

★(6)障害者控除の認定

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。
- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

2. 国保の改善について

- ★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。
- ★②保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。
- ★③18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。
- ★④新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。コロナ特例減免の適用要件について、前年収入をコロナ以前の2019年または、2020年より3割以上減少した場合としてください。
- ★⑤新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。また、新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。

- ★⑥資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。また、医療を受ける必要が生じ、短期保険証に切り替える際には、医師の診断書など条件をつけることなく交付してください。
- ★⑦保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。
- ⑧一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。
- ⑨70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください

4. 生活保護について

- ★①新型コロナ禍においての生活保護受給手続きについて、申請書を誰もが見えるところに置き手続きしやすくし、申請は、速やかに受理し基本的な生活を確保してください。他自治体への行政たらいまわしは行わないでください。
- ②生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。
- ★③扶養義務者への扶養照会をしないでください。
- ④住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。
- ★⑤ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やし、担当者の研修を充実してください。また、「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。
- ★⑥エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。

5. 福祉医療制度について

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。
- ★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。
- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。
- ⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

6. 子育て支援について

(1)子どもの貧困対策計画の策定・推進

- ①「子どもの貧困化対策大綱」に基づき、「子どもの貧困対策支援計画(子ども子育て支援総合計画によるものを含む)」を策定してください。コロナ危機下での「格差と貧困」の拡大の進行の状況を踏まえ、必要な調査や見直しを行ってください。
- ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施・拡充してください。
- ③教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPO やボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

(2)就学援助制度の拡充

- ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。
- ②年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

★(3)子どもの給食費の無償化

- ①小中学校の給食費を無償にしてください。当面、事情により支払いができない場合の「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。
- ②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、国による免除対象範囲を上回る減免・補助制度を実施・拡充してください。

(4)保育施策の抜本的拡充

- ★①公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。
- ★②認可保育所の整備・増設を行ってください。認可外保育施設等の認可化をすすめてください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための具体的な施策を実施してください。
- ③企業主導型保育事業による保育施設への立入りや面談を実施するなど市町村独自で実態を把握してください。
- ④保育士配置と保育室の面積にかかる基準を、公私間の格差なく、自治体独自に上乘せ・拡充し、ゆとりある保育を実現してください。
- ⑤職員の処遇について、公私間格差を是正してください。

7. 障害者・児施策について

- ★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、入所支援施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設、短期入所施設、居宅介護、相談支援などを併設する小規模多機能施設を設置してください。
- ②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。
- ③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。
- ④居宅介護(ホームヘルプ)利用者の入院時および入院中のヘルパー利用を支援区分にかかわらず認めてください。
- ⑤障害者・児の利用料を原則無償とし、「応能負担」となるよう国に働きかけるとともに、自治体としても補助をしてください。また給食費など、福祉として必要なことも無償になるようにしてください。
- ★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」せず、要介護認定の申請がないことを理由に障害福祉サービスを打ち切らないでください。

い。そして、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。また、障害福祉サービスを利用する人が、要介護認定で非該当になった場合、障害福祉サービスの支給時間を削減しないでください。

- ⑦障害者が生活するグループホーム等の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。
- ⑧安定的な経営・人材確保・支援の質が担保されるよう、障害福祉の基本報酬を、日割単価制度を廃止し、月額単価制度になるよう国に要請し、自治体でも補助してください。
- ⑨地域生活支援事業の報酬単価を引き上げてください。

8. 予防接種について

- ★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、帯状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。
- ②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

9. 健診・検診について

- ★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。
- ②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。
- ③保健所や保健センターの保健師等スタッフを増員してください。歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

1. 国に対する意見書

- ①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。
- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。
- ③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。
- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は「複数体制」を基本に人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。
- ⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。
- ⑦新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育等への支援を強化してください。

2. 愛知県に対する意見書

(1)福祉医療制度について

- ①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。
- ②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を所持しない自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。
- ③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

(2)国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

(3)新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援について

- ①新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているか否かを問わず、全ての医療機関に減収補填策を講じ、国に要望してください。患者・利用者の負担なく診療報酬の大幅な引き上げを国に要望してください。職員に対して、定期的なPCR検査を公費負担で実施してください。医師・看護師等の確保、危険手当等を支援してください。
- ②すべての介護事業所や社会福祉施設が、事業を継続し雇用を確保するために減収分を補填してください。感染予防等に係る費用の増大分への補助金が利用しやすいよう支援してください。
- ③地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。感染症病床を増床し確保してください。

貴自治体名 _____

懇談日時 _____ 月 _____ 日 () 午前・午後 _____ 時 _____ 分～ _____ 時 _____ 分

懇談会場 _____ ※会場が確定している場合はご記入ください。

2021 年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 介護保険・高齢者福祉 担当課() 電話() FAX()
メールアドレス()

(1) 第8期介護保険事業計画の保険料(第1号被保険者)を決めるに際し、取り崩した前期の介護給付費準備基金の状況についてご記入ください。

2020年度末の準備基金残高 (見込み) (A)	第8期保険料策定にあてて取り 崩した準備基金 (B)	取り崩し割合 $\langle (B) / (A) \rangle$ (小数点第1位まで)
円	円	%

(2) 介護保険料の独自減免制度 → 2021年4月以降の変更は () ある () ない

※2021年4月以降に改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

①低所得者への保険料減免制度

1) 保険料の市町村独自の低所得者への減免制度がありますか。

() ある () ない

2) 低所得者減免がある場合、その内容をご記入ください。(2021年4月1日現在)

・減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

--

- ・保険料の全額免除はありますか。 () ない () ある
- ・資産保有による制限はありますか。 () ない () ある
- ・保険料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 () ない () ある
- ・申請は必要ですか。 () 必要 () 不要

3) 低所得者減免がある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2019年度	2020年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

②収入減少を理由にした保険料減免制度

1) 収入減少を理由にした保険料減免制度がありますか。(コロナ関係の減免は除く)

() ある () ない

2) ある場合、2021年4月1日現在の内容をご記入ください。(コロナ関係の減免は除く)

--

3) ある場合、その実績をご記入ください。(コロナ関係の減免は除く)

質問項目	2019年度	2020年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

4) コロナ関係の減免の適用実績をご記入ください。

質問項目	2020年2月～3月	2020年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

(3) 保険料滞納の状況と処分件数について

質問項目		2019年度	2020年度
保険料滞納者数	保険料滞納者実人数		
	保険料滞納者延べ件数		
保険給付の制限	償還払い人数		
	保険給付の一時差し止め人数		
	3割負担人数		
財産差押え	差押え実人数		
	差押え件数合計		

(4) 介護保険利用料の独自減免制度 → 2021年4月以降の変更は () がある () はない

※2021年4月以降に改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

①利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

() がある → 実施年月() 年() 月 () はない

②市町村独自の利用料減免がある場合、その内容をご記入ください。(2021年4月1日現在)

1) 減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

--

2) 訪問介護利用料の助成割合 ()

3) 居宅サービス利用料の助成割合 ()

4) 施設サービス利用料の助成割合 ()

5) 利用料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 () はない () がある

※一般会計から直接支給している場合も「ある」としてください。

③低所得者減免がある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2019年度	2020年度
利用料減免件数	件	件
利用料減免の金額実績	円	円

(5) 特別養護老人ホームの待機者について ※人数は名寄せしてご記入ください。

①特別養護老人ホームの待機者(要介護3以上)は、何人ですか。() 人() 年 () 月現在)

②要介護1、2の入所者数、待機状態にある人を把握していますか。

() 把握している → 入所者数() 人 待機者数() 人 () 年 () 月現在)

() 把握していない

(6) 施設サービス基盤整備

①特別養護老人ホーム等の整備状況について

※() カッコ内には新規施設数、新規定員数を再掲してください。

	第7期				第8期	
	計画		実績		計画	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
特別養護老人ホーム	()	()	()	()	()	()
介護老人保健施設	()	()	()	()	()	()
認知症グループホーム	()	()	()	()	()	()
特定施設入居者生活介護事業所	()	()	()	()	()	()

②サービス付き高齢者住宅等の設置状況について(2021年3月末現在)

	施設数	定員	入居者数
サービス付き高齢者住宅			
住宅型有料老人ホーム			

(7) 介護施設の夜勤形態について

①職員の夜勤時の就労形態はどのようになっていますか。施設種別ごとにご記入ください。

	設置施設数	2交替(12時間以上の長時間)夜勤	3交替夜勤	2交替と3交替が混在	その他
特別養護老人ホーム					
介護老人保健施設					
グループホーム					
小規模多機能					
看護小規模多機能					
短期入所					

- ②上記施設の内、夜勤配置人員が1名になる場合がある施設数をご記入ください。(たとえ1病棟・1フロアー・1ユニットであっても、実態があれば数えてください。なお、同じシフトで働くスタッフの休憩時に1人になる場合も含まれます。)

	2 交替(12 時間以上 の長時間) 夜勤	3 交替夜勤	2 交替と 3 交替 が混在	その他
特別養護老人ホーム				
介護老人保健施設				
グループホーム				
小規模多機能				
看護小規模多機能				
短期入所				

(8) 総合事業

- ①総合事業の対象者数をお答えください。()人

- ②総合事業の事業所数・利用人数

※事業所数は各年4月1日現在、利用者数は月平均(2021年度は4～6月の平均)をご記入ください。

サービス	事業所数		利用人数	
	2020年	2021年	2020年度	2021年度
現行の訪問介護相当の訪問介護				
生活支援型訪問A(緩和した基準)				
現行の通所介護相当の通所介護				
通所型サービスA(緩和した基準)				
通所型サービスC(短期集中予防)				

- ③総合事業における通所サービスについて、利用期間制限のあるものはありますか。

()ある ()ない その他()

→ある場合

1)そのサービスの名称:()

2)制限期間の数字をご記入ください。

・()週間で終了

・()週間後、クール期間()週間を経て継続、()週間で終了

(9) 住宅改修・福祉用具などの受領委任払い制度 (該当に○印を付し、実績などをご記入ください)

質問項目	実施予定なし	検討中	実施している	実施年月日	2020年度実績
住宅改修					件
福祉用具					件
高額介護サービス					件

(10) 介護保険事業計画策定委員会

- ①計画策定委員会の公開 ()公開している ()公開していない

- ②計画策定委員会の公募枠

第8期計画策定委員会(実績) ()ない ()ある → ()人

第9期計画策定委員会(予定) ()ない ()ある → ()人 ()未定

(11) 高齢者福祉施策

- ①高齢世帯などへのゴミ出し、安否確認、日常生活支援、買い物支援の実施状況をご記入ください。

支援内容	実施	事業の主体
ゴミ出し援助	有 ・ 無	()自治体 ()新総合事業 ()その他事業
		担い手
安否確認・見守り	有 ・ 無	()自治体 ()新総合事業 ()その他事業
		担い手
日常生活支援	有 ・ 無	()自治体 ()新総合事業 ()その他事業
		担い手
買い物支援	有 ・ 無	()自治体 ()新総合事業 ()その他事業
		担い手

※事業の主体が複数ある場合、代表的な事業を記入の上、その他事業がわかる資料を添付ください。

②高齢者や障害者への外出支援施策について、該当項目に○印を付し必要事項をご記入ください。

地域巡回バス	実施の有無	()実施している ()していない ()検討中		
	地域巡回バスの名称			
	利用料	高齢者()歳以上()円、障害者()円 一般()円、子ども()歳～()歳()円		
	その他特記事項			
	2020年度の運行実績			
タクシー代助成	実施の有無	()実施している ()していない ()検討中		
	各対象者の要件及び助成内容			
	対象者	助成要件		2020年度の助成実績
	高齢者			()人
	障害者			()人
	要介護認定者			()人
高齢者運転免許自主返納者への外出支援の施策		()実施している ()していない ()検討中 内容		

③高齢者向けの健康体操・脳トレ健康体操などの事業主体とその内容についてご記入ください。

事業名	事業主体	事業内容	補助金の有無と金額

④サロン・認知症カフェなど高齢者のたまり場事業の担い手とその内容についてご記入ください。

事業名	担い手	事業内容	補助金の有無と金額

⑤加齢性難聴者への補聴器助成がある場合、事業名、対象者、助成額、助成実績をご記入ください。

事業名	対象者	助成額	2020年度助成実績 (人数・金額)
			人 円

(12)介護認定者の障害者控除の認定について

①認定書の発行枚数実績は → 2019年度()枚、2020年度()枚

②介護認定者に障害者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。

()申請書を送付している → 2019年度()件、2020年度()件

()認定書を送付している → 2019年度()件、2020年度()件

()自動的に送付していない

③認定書の発行の要件(複数回答可)

()介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に該当する

()介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に該当する

()介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している

()要介護認定を受けていない者に対しては、医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している

()その他、次のような方法で判断している()

2. 国民健康保険 担当課()電話()FAX()
メールアドレス()

(1) 国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定 義	2020年度	2021年度
保険料・税率	所得割	旧但し書き額	× ()%	× ()%
	資産割	固定資産税額	× ()%	× ()%
	均等割	加入者1人につき	円	円
	平等割	1世帯につき	円	円
1人当たり調定額(平均保険料)※予算額			円	円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			予算 円	予算 円
※2020年は予算・決算、2021年は予算			決算 円	

(2) 保険料(税)の市町村独自の減免制度 → 2021年4月以降の変更は ()ある ()ない
※2021年4月以降に改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

① 市町村独自の低所得者減免

- 1) 低所得者減免を実施していますか。 ※生活保護受給期間の減免は除く
()ある ()ない
- 2) 低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

3) 低所得者減免を実施している場合、実績をご記入ください。

質問項目	2019年度	2020年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

- 4) 低所得者減免に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 ()ある ()ない
※一般会計から直接支給している場合も「ある」としてください。

② 収入減少を理由にした保険料(税)減免制度(コロナ関係の減免は除く)

- 1) 収入減少を理由にした保険料(税)減免制度がありますか。
()ある ()ない
- 2) ある場合、2021年4月1日現在の内容をご記入ください。(コロナ関係の減免は除く)

前年合計所得
 当年合計所得見込額
 当年合計所得見込額の減少割合
 減免割合 最小()割～最高()割

3) ある場合、その実績をご記入ください。(コロナ関係の減免は除く)

質問項目	2019年度	2020年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

③ コロナ関係の収入減少を理由にした保険料(税)減免制度

- 1) 減免基準(2021年度)
()国基準と同じ ()国基準を拡大→拡大内容()
- 2) コロナ関係の減免の適用実績をご記入ください。

質問項目	2020年2月～3月	2020年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

④ 子どもの均等割などの減免

- 1) 子どもの均等割保険料(税)の減免制度がありますか。
()ある ()ない
- 2) ある場合、2021年4月1日現在の内容をご記入ください。

3)ある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2019年度	2020年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

(3)コロナ関係の傷病手当金の適用実績

質問項目	2019年度	2020年度
申請件数	件	件
決定件数	件	件
金額実績	円	円

(4)国保被保険者数・世帯数・滞納世帯数・資格証明書交付世帯数・短期保険証交付世帯数

質問項目	2020年6月1日	2021年6月1日
被保険者数		
世帯数		
滞納世帯数		
資格証明書交付世帯数		
短期保険証交付世帯数		
留め置き世帯数(※1)		
未交付・未更新世帯数(※2)		

※1・2は、国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数で、※1は「交付した保険証・短期保険証の留め置き世帯数」、※2は「保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付・未更新世帯数」

(5)資格証明書 ※2021年6月1日現在でご記入ください。

①資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

- ()国の基準どおり実施している
 ()独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している
 ()高校生世代以下の子どもがいる世帯
 ()障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯
 ()病弱者のいる世帯
 ()次の場合は、交付対象から除外している

②資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

(6)短期保険証 ※2021年6月1日現在でご記入ください。

①有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

・1カ月以内()人 ・2カ月()人 ・3カ月()人 ・4カ月()人
 ・5カ月()人 ・6カ月()人 ・1年()人 ・その他()

②短期保険証発行の基準をご記入ください。

(7)保険料(税)滞納者への差押え等

①差押えの基準をご記入ください。

②以下の件数をご記入ください。

質問項目	2019年度	2020年度
予告通知書の発行		

差押え	差押え世帯数			
	差押え件数合計			
	件 数 内 訳	不動産		
		預貯金		
		生命保険(内学資保険)		
		その他		
競売による現金化				
徴収の猶予	申請件数			
	許可件数			
換価の猶予	申請件数			
	許可件数			
	職権件数			
滞納処分の停止	適用件数			
	件 数 内 訳	無資力		
		生活保護		
		生活困窮		
		所在不明		
	その他			

(8) 一部負担減免制度

① 一部負担減免制度を実施していますか。

() 実施している () 検討中である () 実施の予定がない

※2021年4月以降に制度が改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

② 相談・申請・適用の実績

質問項目	2019年度	2020年度
一部負担金の相談件数	件	件
一部負担金の申請件数	件	件
一部負担金減免の延べ件数	件	件
一部負担金減免の金額実績	円	円

(9) 高額療養費の支給申請手続きの簡素化

① 70～74歳 () 簡素化済み () 年 月受診分から実施 () 検討中 () 予定ない

② 70歳未満 () 簡素化済み () 年 月受診分から実施 () 検討中 () 予定ない

(10) 国保運営協議会

① 運営協議会の公開 () 公開していない () 公開している

② 運営協議会委員の公募枠 () ない () ある → () 人

3. 税の滞納について 担当課() 電話() FAX()
メールアドレス()

(1) 滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について、件数をご記入ください。

質問項目		2019年度	2020年度
徴収の猶予	申請件数		
	許可件数		
換価の猶予	申請件数		
	許可件数		
	職権件数		
滞納処分の停止	適用件数		
	件 数 内 訳	無資力	
		生活保護	
		生活困窮	
		所在不明	

4. 生活保護 担当課()電話()FAX()
メールアドレス()

※生活保護利用者向けの説明パンフレット(生活保護のしおりなど)が2021年4月以降に改正された場合は、新しいパンフレットを添付してください。

(1) 生活保護の申請件数とその保護件数について

質問項目	2019年度	2020年度
相談件数	件	件
申請件数	件	件
そのうち保護開始件数	件	件

(2) 受給世帯数と人数

質問項目	2020年4月分	2021年4月分
受給世帯数	世帯	世帯
うち、外国人世帯数	世帯	世帯
受給人数	人	人
うち、外国人人数	人	人

(3) 扶養照会について

質問項目	2019年度	2020年度
扶養照会した世帯数	世帯	世帯
そのうち、援助が受けられるようになった世帯数	世帯	世帯

(4) 世帯類型別被保護実世帯数(2021年4月分)

	合計	高齢世帯	母子世帯	傷病世帯	障害世帯	その他
世帯数						
構成比	100%	%	%	%	%	%

(5) 車の保有(2020年度)

2020年度 保有世帯数	世帯
【保有理由の内訳】	
障害者の通勤・通院等	世帯
公共交通機関の利用が困難な地域の居住者の通勤	世帯
公共交通機関の利用が困難な地域の勤務先に通勤	世帯
深夜勤務等の業務従事者の通勤	世帯
その他()	世帯

(6) エアコン設置状況

	2018年度	2019年度	2020年度
申請件数	件	件	件
給付件数	件	件	件
給付金額	円	円	円

※以下は市のみお答えください

(7) 生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(同)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数
2020年4月現在	人	年 カ月	人	世帯	人
2021年4月現在	人	年 カ月	人	世帯	人

5. 福祉医療など 担当課()電話()FAX()
メールアドレス()

- (1)福祉医療(子ども・障害者・ひとり親・高齢者の医療費助成制度)について、2020年4月1日以降、制度(助成内容・対象範囲・対象要件・自己負担・支払方法など)を改定(予定を含む)していますか。
※該当項目に○印を付してください。

福祉医療の種類	改定なし	改定あり	改定予定あり
子ども医療費助成制度			
障害者医療費助成制度			
精神障害者医療費助成制度			
ひとり親医療費助成制度			
後期高齢者福祉医療費給付制度			
妊産婦医療費助成制度			

- (2)前記(1)の質問で「改定あり」、「改定予定あり」の場合、実施年月日・改定内容をご記入ください。

(実施年月日)

(改定内容)

6. 子育て支援策 担当課()電話()FAX()
メールアドレス()

- (1)「子どもの貧困対策推進法」を受けた、貧困対策計画について

①貧困対策計画の有無について ()ある(年 月策定) ()ない

※子ども子育て支援総合計画などに含むものも「ある」としてください。

②自立支援給付金事業について ()実施(年 月実施) ()未実施

2020年度実績 ()件 給付額()円

2021年度予算 ()件 給付額()円

③日常生活支援事業について ()実施(年 月実施) ()未実施

2020年度実績 ()件 給付額()円

2021年度予算 ()件 給付額()円

④教育・学習支援について ()実施(年 月実施) ()未実施

2020年度実績 ()カ所()人 実施時期()

2021年度予算 ()カ所()人 実施時期()

⑤「無料塾」、「こども食堂」への支援について

1)「無料塾」への支援 ()実施(年 月実施) ()未実施

2020年度実績 ()カ所()人、2021年度予算 ()カ所()人

支援方法()

2)「こども食堂」への支援 ()実施(年 月実施) ()未実施

2020年度実績 ()カ所()人、2021年度予算 ()カ所()人

支援方法()

- (2)就学援助

※就学援助に関する保護者向けの案内文書を添付してください。

①就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2020年度	2021年度
受給者数	人	人
受給割合	%	%
支給額	円	円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。

※2021年度の支給額は見込額をご記入ください。

②就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の()倍・金額()円

③申請書の受付先 ()市町村窓口 ()学校 ()窓口と学校のどちらも可

④就学援助の項目について

()学用品費 ()体育実技用具費 ()入学準備金 ()通学用品費 ()通学費
()修学旅行費 ()クラブ活動費 ()生徒会費 ()PTA会費 ()給食費
()校外活動費(宿泊を伴わないもの) ()校外活動費(宿泊を伴うもの)
()めがね・コンタクトレンズ ()卒業記念品 ()オンライン学習通信費
()その他()

⑤日本スポーツ振興センター掛け金について

()就学援助の対象としている
()すべての児童の掛け金を公費助成している
()就学援助の対象とせず、すべての児童の掛け金の公費助成も行っていない

(3)給食費の補助・減免について(就学援助家庭への減免は除きます)

①学校給食費に市町村独自の補助・減免を行っていますか。(例:半額補助、第2子以降無料など)
()徴収していない ()補助・減免を行っている ()検討中 ()行っていない
※徴収していない、または補助・減免を行っている場合は、具体的な内容をご記入ください。

--

②保育施設等の給食費に国の基準を上回って市町村独自の補助・減免を行っていますか。

()徴収していない ()補助・減免を行っている ()検討中 ()行っていない
※徴収していない、または補助・減免を行っている場合は、具体的な内容をご記入ください。

--

(4)保育について

①保育施設の数について(2021年4月1日現在)

保育施設の種類		施設数
認可保育所 ※保育所型認定こども園・ へき地保育所を含む	公立	
	私立	
認定こども園	幼保連携型	
	幼稚園型	
	保育所型(認可保育所と重複)	
	地方裁量型	
地域型保育事業	家庭的保育事業	
	小規模保育事業A型	
	小規模保育事業B型	
	小規模保育事業C型	
	事業所内保育所事業	
	居宅訪問型保育事業	
認可外保育施設	全体数	
	指導監督基準を満たさない施設	
	企業主導型保育事業	

※減免を行っている場合は、以下の表(細分化している場合は全階層)をご記入ください。

7. 障害者施策 担当課()電話()FAX()
メールアドレス()

(1) 入所施設(2021年7月時点)

- ・入所施設設置数 ()カ所
- ・設置する施設の入所待機者数 ()人 ※複数施設の場合は名寄せしてご記入ください。
- ・待機者数の対前年同月比()%
- ・()入所待機者数は把握していない

(2) グループホーム(2021年7月時点)

①グループホーム設置数()カ所 対前年比()%

②共同生活援助支給決定数 人 対前年比()%

③障害者グループホームの体制について

- 1) 夜勤体制をとっているところ GH ()カ所
- 2) 宿直体制をとっているところ GH ()カ所
- 3) 夜間通報体制をとっているところ ()カ所
- 4) 夜勤体制を複数でおこなっているところ ()カ所

④県の補助だけではなく、自治体独自でグループホームに対する補助がありますか。

- ()ある → ある場合どんな補助ですか()
- ()ない

(3) 訪問系各サービスの支給状況(2021年7月時点)

サービス	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数 (時間)	平均支給時間数 (時間)
居宅介護				
重度訪問介護				

地域生活支援事業

移動支援				
------	--	--	--	--

※最多支給時間は2021年7月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

(4) 短期入所について 2021年7月時点

- ・短期入所支給者数()人、昨年同月比()%、最多支給日数()日、
平均支給日数()日
- 年間 180 日以上利用可(短期入所)とする支給者数()人

(5) 介護保険の被保険者が障害福祉サービスを上乗せ利用する場合の条件

- ()介護保険サービスのみで、必要なサービスを確保できない時
- ()何らかの条件を設けている。
 - ()要支援の該当者は、上乗せができない。
 - ()障害者手帳所持者(肢体不自由の身体障害者手帳1級所持者に限る)
 - ()介護保険の要介護度が要介護5の者
 - ()介護保険サービスの約半分以上を訪問介護が占めていること 等

※上記の条件の根拠を詳しくご記入ください。

(6) 2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度の対象者数

2020年度支給者総数	2021年度支給予定者総数	前年度比(小数点1位まで)
人	人	%

8. 任意予防接種の助成 担当課()電話()FAX()

メールアドレス()

(1) 次のワクチンの助成を実施している場合、それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または予定年月
おたふくかぜ		円	円	
带状疱疹		円	円	
子どものインフルエンザ		円	円	
麻疹(接種漏れの人)		円	円	

(2) 高齢者用肺炎球菌ワクチン

① 高齢者用肺炎球菌ワクチン助成について、定期・任意それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または予定年月
高齢者用肺炎球菌(定期)		円	円	
高齢者用肺炎球菌(任意)		円	円	

② 2回目の任意予防接種を実施していますか。

() 実施している → () 1回目を助成していない人が対象 () 1回目を助成した人も対象
() 実施していない () 検討中

9. 健診事業 担当課()電話()FAX()

メールアドレス()

(1) 産婦健診を何回実施していますか。回数と開始年月をご記入ください。

--

【2】国または愛知県に対して既に意見書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2020年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書の種類	提出年月日
国	① 75歳以上の2割負担をはじめ患者負担増の計画中止を求める意見書	年 月 日
	② 国民健康保険の国庫負担引き上げ等を求める意見書	年 月 日
	③ 若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める意見書	年 月 日
	④ 介護保険制度の改善を求める意見書	年 月 日
	⑤ 子どもの医療費無料制度創設を求める意見書	年 月 日
	⑥ 障害児・者の「暮らしの場」の整備を求める意見書	年 月 日
	⑦ コロナ感染症に係る医療・介護・福祉・保育等への支援を求める意見書	年 月 日
県	① 福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書	年 月 日
	② 国民健康保険への支援を求める意見書	年 月 日
	③ コロナ感染症に係る医療・介護・福祉等への支援を求める意見書	年 月 日

※2020年9月以降に【2】に関する国または県に提出した意見書の写しを添付してください。

☆ご協力ありがとうございました。

2021年愛知自治体キャラバン 要請項目のポイント

※四角で囲んだ網掛け部分が、要請項目です。

★印が懇談の重点項目です

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料など

- ①第9期介護保険事業計画を待たずに、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。(P48～53参照)

4月から始まった第8期介護保険事業計画における愛知県内の平均保険料(基準額月額)は5,732円で、第7期(2018-2020)から206円(3.7%)の引き上げとなった。県内で一番高いのは前期に続いて名古屋市の6,642円、一番低いのは今回据え置いた小牧市の4,309円である。

保険料を引き下げたのは5自治体、据え置いたのは15自治体、34自治体が値上げである。

保険料を支払う65歳以上の加入者にとって、介護保険がスタートした第1期(2000-2002)の平均保険料2,737円と比べ2倍を超える負担増となっており、その生活状況を考えると3年後の第9期まで待たずに猶予なく可能な限り保険料を引き下げることが求められている。

その財源として優先して活用すべきなのが介護給付費準備基金である。自治体キャラバンのアンケート結果によると、2019年度末時点での基金残高は県内総合計で約368億円、高齢者一人当たりになると19,570円に達していた。その後の変遷を経て2020年度末時点において積み立てられた基金残高は現在の保険料引き下げに全額回すべきだが、実際にはどうだったかが各市町村に問われている。

また、加入者が無理なく払える保険料に少しでも近づけるためには、所得に応じて保険料段階を多段階化し、所得の高い層の保険料倍率を引き上げる一方、低所得者の保険料倍率を引き下げることによって応能負担の機能を強めることが必要である。

保険料段階はすでに国が示す基準＝9段階よりも、県内の全自治体が多段階を採用している。最高は17段階(高浜市・津島市)、最少は10段階(北名古屋市・豊山町)である。平均保険料(基準額)に対して最高段階の倍率がもっとも高いのは2.65倍(岡崎市・東郷町)、所得基準額の最高は2,000万円(大口町)である。

一方、国が示す低所得者(第1段階～第3段階)の軽減倍率をさらに引き下げている自治体は下表のとおり多い。

【低所得段階を「国基準より下げている自治体」】

- ①(0.3倍未満)……0.20倍＝碧南市・刈谷市・安城市・知立市・尾張旭市・みよし市・幸田町(7市町村)、0.2倍＜0.3倍＝11市町村……**合計18市町村(33%)**
- ②第2段階(0.5倍未満)……0.35倍＝安城市・尾張旭市・東郷町・愛西市(4市町村)、0.35倍＜0.5倍＝21市町村……**合計25市町村(46%)**
- ③第3段階(0.7倍未満)……0.55倍＝津島市、0.55倍＜0.7倍……23市町村……**合計24市町村(44%)**

介護保険料の滞納者数は余り減少していない。軽減が行われても払えない世帯が多くあることが推察される。特に第1段階・第2段階については軽減ではなく、免除を求めたい。

②新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。 (P54～55参照)

国は新型コロナウイルス感染症対策として、感染症の影響で収入が減少した世帯の保険料減免制度の整備を求め、県内全自治体が減免制度を実施した。新型コロナウイルス感染症以外でも収入減少は起こりうることから、傷病を限定しない恒常的な制度にすることを求めたい。

コロナ感染症の影響による収入減少の減免制度(要件・減免額)

要件: 次の条件をすべて満たす場合

- ①主たる生計維持者 2021 年中の収入(事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入)のいずれかが前年と比べ 3 割以上減少する見込み
- ②減少が見込まれる収入(事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入)に係る所得以外の前年所得が 400 万円以下

減免額

- ①事業等の廃止・失業もしくは前年合計所得金額が 210 万円以下…減免割合＝対象保険料額の全額
- ②前年合計所得金額が 210 万円超…減免割合＝対象保険料額の 10 分の 8

なお、「収入減少を理由にした減免制度」については既存の制度もある。2019 年度に1件以上の実績があったのは県内 14 市町村、県内の合計では 157 件約 260 万円に過ぎなかった。もっとも対象が広い岡崎市は「前年合計所得 500 万円以下かつ当年見込み所得が 10 分の7以下」を対象にしている。

一方、コロナ関係の減免は 2020 年2月～7月のわずか半年で 1,358 件 8,767 万円の実績があり、従前からある減免制度がいかに不十分であるかが明らかになった。

③介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。 (P56 参照)

介護保険料の減免は 29 市町村(54%)の実施となっている。実施自治体数や減免実績はほぼ横ばいで推移している。市町村の保険料単独減免については、厚生労働省が禁止を指導する三原則、(1)保険料の全額免除、(2)資産状況を把握せず収入のみに着目した一律の減免、(3)保険料減免に対する一般財源の繰り入れ——が足かせとなっている。しかし、これは強制されるものではなく、指導を受けてもなお減免を実施している市町村が県内でも6市町村ある。

市町村として厚労省に対して「三原則」指導方針を撤廃するよう求めるとともに、すでに減免制度を実施している市町村は対象を拡大し、まだ制度そのものが無い市町村は加入者の生活に寄り添って何らかの減免制度を創設することを求めたい。

④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。 (P57 参照)

介護利用料の減免を実施している市町村は 2015 年度以降ほぼ横ばい。2019 年度まで実施自治体に入っていなかった尾張旭市から「従来から実施していた」との回答があり増加となったが、阿久比町が 2019 年度で廃止し、結果的に実施自治体 20 市町村(37%)に増減はない。

減免実績は、2019 年度が 6,873 件、4,751 万円で、前年と比べ、件数は 1,557 件、金額は 184 万円減少した。

利用料減免内容では、江南市、武豊町は住民税非課税世帯の訪問介護サービス利用料あるいは居宅サービス・施設サービス利用料の軽減を一般会計の繰入で実施し、実績も多く、大変優れた施策だといえる。

利用料負担が利用者と家族に重くのしかかっており、すべての自治体で減免制度の実施・拡充が求められる。

【具体例】

- 江南市:住民税非課税世帯は、訪問介護の利用者負担 10%を 5%に軽減
- 武豊町:住民税非課税世帯は、居宅サービスの利用者負担 10%を 5%に軽減

⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。（P58 参照）

2021 年 8 月から介護施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院）に入所またはショートステイを利用している低所得者（住民税非課税世帯）の食費、居住費の負担を減らす補助制度（補足給付）が縮小された。内容の大きな柱は、①利用者の持っている預貯金の上限額を引き下げて一定の預貯金がある人は補助制度から除外する、②住民税非課税世帯内での区分を細分化し、年収 120 万円以上のランクになると食事代を2倍以上、月額約2万2千円も引き上げる、というもの。

①では、利用している施設によって年間約 30 万円～80 万円もの引き上げになる。

②では、名古屋市の資料によると、市内介護施設入所者のおよそ3割が引き上げになる。

マスメディアも「介護施設の利用料、大幅増 月最大 6.8 万円 低所得者向け補助縮小 対象 27 万人見込み」（「朝日新聞」2021 年 8 月 15 日付）などと報道している。

その記事によると、「厚生労働省によれば、補助を利用する人は約 100 万人（2018 年度末時点）。今回の見直しで約27万人の負担が増えるの見込まれている。2020 年度と 2021 年度の予算を比べると、国費ベースで約 100 億円が削減できる」としている。

低所得である対象者のうち3割弱の人から新たに 400 億円の負担を強い、100 億円の国の予算を削減するという施策は「弱い者イジメ」とおり越し、弱者への「虐待」にほかならない。

市町村として独自に介護施設の食費、居住費の補助制度を創設し、低所得者の負担を減らすべきである。

★(2)介護保険サービス

①訪問介護「生活援助」の回数制限はしないでください。

現在も厳密には回数制限は行われていないが、訪問介護の生活援助中心型サービスを厚生労働大臣が定める回数以上にケアプランで位置付ける場合には、その必要性をケアプランに記載するとともに、市町村に届け出ることが必要とされている。

届け出を必要とすることで、現場が委縮し、回数を抑制することになれば、さらなる回数の制限につながりかねない。実際、回数の基準を、給付実績を元に要介護度別の「全国平均利用回数+2標準偏差」とするということからも抑制が抑制を生む悪循環となる構造となっている。

現在、必要なサービスであるかの検証、多職種で知恵を出し合うなどの仕組みは取り入れられていることでもある。実際、厚労省が示したデータでも、生活援助の利用回数 90 回以上の利用者に対し、具体的な利用状況を保険者が調査した結果、48 件中 46 件が必要に応じて利用されているケースであった。現場の手間の増加、ケアマネによるサービスの自主規制、利用者の生活の質の低下などを危惧する声も上がるこの届け出制度を行わないことを求めたい。月日数等の違いもあることを考慮し、緩和した届出基準を設定している自治体も見受けられる。届け出不要が難しい場合でも、届出基準の緩和を求めたい。

②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。

サービス利用者の「状態像」の一方向的押しつけや、期間を区切った打ち切りはしないでください。

（P59～61 参照）

総合事業について、通所サービスにおける「利用期間の制限のあるもの」や「制限内容」などを調査した。「利用期間制限のある」総合事業を新たに開始した自治体もあれば、中止した自

自治体もあり「利用期間の制限」は、1 自治体増の 32 市町村(59%)であった。

「ミニディ型」や「運動型」、「短期強化型」「いきいきトレーニング」など名称はさまざまであるが、期限を迎えた利用者の状態や継続したサービスの利用についての調査を求めてきた。今回、県内で先行して総合事業を開始した名古屋市が調査結果を基に、2020 年 4 月から「事業対象者相当の心身の状態である場合は、利用期間を更新できる」と改善した。コロナ禍の中、利用者数が減少している自治体も多く、利用者の心身状態の悪化が懸念される。

③自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

この間、総合事業費の確保に努め、現行相当サービスを後退させないように自治体の助成を求めたが、法定負担率の範囲を超えて一般財源を繰り入れている自治体は無い。

そのため基準緩和型サービスの報酬は従来型の 7～8 割にとどまり、自治体ごとに異なる単価設定や利用者のキャンセル時の報酬の問題、最低賃金上昇に報酬引き上げが追いついていないことなどが事業者の事業継続に影響を落としている。

総合事業の事業者の経営が成り立つ報酬設定にするなど、現行相当レベルのサービスを提供しても事業が継続できる報酬の設定を求めたい。

④多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

県内市町村の第 8 期介護保険事業計画などをまとめた「第 8 期愛知県高齢者福祉保健医療計画」(以下、「県計画」)が 2021 年 4 月から始まった。それによると、少子高齢化のもとで 2020 年 191 万人(高齢化率 25.4%)だった県内の高齢者数は今後も増え続け、20 年後の 2040 年には 224 万人(高齢化率 31.6%)に達すると推計されている。要支援・要介護の人も 20 年間で 10 万人以上増えると推計されており、介護保険サービスの一層の拡充が求められている。

一方、2040 年時点でも要介護者等に至っていない高齢者の割合は約 8 割に及ぶと予測されている。こうした高齢者の健康状態は心身ともに元気な状態から、コロナ禍のもとで孤立、フレイル寸前、あるいは要支援予備軍といえる状態の人など、さまざまである。

それに対し、自治体は高齢者のそれぞれの状態に応じた多様なメニューの提供やきめ細かい対応をすることによって、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活が送れるように支援することが求められている。その際、地域包括支援センターや保健センター、福祉会館などの公共の場や人材を活用し、介護予防・日常生活支援総合事業を含めて介護予防事業をいっそう充実・拡充することが求められている。

(3)基盤整備

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

②特別養護老人ホームに要介護 1・2 の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

(P62～63参照)

①待機者の解消

2020 年度自治体キャラバン調査での要介護 3 以上、要介護 1・2 の特別養護老人ホームの待機者は 12,119 人となっており、希望する人が全員入所できる状況にはほど遠い。

要介護3以上で見るならば、2015 年に入所基準が「原則要介護 3 以上」とされたことで、2015 年 17,277 人→2016 年 14,312 人→2017 年 11,707 人と外見としては減少した。その後、2017 年～2019 年は 11,000 人台で推移、2020 年度調査では 9,942 人となっている。しかし、市町村ごとの状況を見ると、待機者数が逆に増えている自治体もある。

県計画によると、第 7 期(2018 年度～2020 年度)の県内の特別養護老人ホームの整備目標 30,171 床に対して達成したのは 29,310 床(達成率 97.1%)に留まっている。にもかかわらず、2023 年度までの新たな整備目標は 30,374 床(2020 年度目標対比プラス 203 床)と、ほとんど増やすつもりがない計画となっている。

県計画では、県内の要介護者について 2021 年度約 23 万人から 2040 年度約 31 万人へと今後 20 年間で約 8 万人増加すると予測している。このことから、現計画は県民の要望に到底応えられない整備計画であると指摘せざるを得ない。

基盤整備をすすめるにあたって、「人手不足で満床稼働できない」ために空き部屋が生まれているとの指摘もある。一方、国民年金のみの収入に頼っている多くの高齢者や家族からは経済的負担の観点から、サ高住や住宅型有料老人ホーム等の集合住宅でなく、やはり特養に入りたいという声は強い。

介護人材の確保とともに、労働環境の整備も欠かせない。入所希望に積極的に応えられる受け入れ体制を確保するために特別養護老人ホームの増設が切実に求められている。

②要介護 1・2 の方が入所できる「特例入所」

2016 年度時点で 5,843 人いた要介護 1・2 の待機者は「把握していない」自治体が三分の一に及んでいることもあって 2,177 人の把握にとどまっている。各市町村は、実態を正確に把握すべきである。また、要介護 2 以下の「特例入所」の制度を周知する必要がある。

特別養護老人ホームの入所は要介護 1・2 についても、下記のように「居宅に置いて日常生活を営むことが困難なことにについてやむをえない事由」があれば「特例入所」が認められる。

要介護待機者を「把握しない」のでは、特例対象者であるかの確認もできない。さらに、十分に周知されておらず、積極的な広報が求められる。また、参議院の付帯決議(2014 年 6 月 17 日)は「軽度の要介護者に対しては、個々の事情を勘案し、必要に応じて特別養護老人ホームへの入所が認められるよう、適切な措置を講ずること」としている。入所希望者の居宅での日常生活状況での困難を積極的に受け止め、待機者と家族に必要な介護を把握し、提供していくことを求めたい。

要介護 1・2 でも特養に入所が認められる事由(いずれかに該当すれば可)

- ①認知症であることにより、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。
- ②知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。
- ③家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態である。
- ④単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められない。

(4) 高齢者福祉施策の充実

① サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

サロンや認知症カフェなど、いわゆる「たまり場事業」に対する助成は全市町村が行っている。その担い手は、町内会や地域ボランティア、NPO法人など様々だが、地域住民が主体的に運営している所が多い。一方、市町村から補助金を出していないところも見受けられる。コロナ禍のもとでも住民が孤立せず、身近な生活範囲で緩やかな繋がりを持つことがフレイルや介護予防に有効との科学的知見もある。自治体が更なる助成を実施・拡充するよう求めたい。

② 住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。(P64 参照)

介護サービスを利用して在宅で過ごすにあたっては、住宅改修や福祉用具の貸与・購入、介護サービスなどが必要となるが、その費用を一時的にせよ一旦全額支払うことは大変である。

そうした時に、受領委任払い制度があれば、一部負担金を超える費用を利用者が支払わずに済み、利用者の負担を軽減することができる。住宅改修費、福祉用具とも要望に応じて実施する自治体が増えていることは望ましい。さらに、すべての市町村で実施することを求めたい。

具体的には、住宅改修費の受領委任払い制度は 2020 年度に 3 市町村増えて 44 市町村(81%)、実績は 17,285 件、福祉用具の受領委任払い制度は 4 市町村増えて 41 市町村(76%)、実績は 20,324 件となった。

【住宅改修費の受領委任払い制度を実施していない 10 自治体】

あま市、蟹江町、東三河広域連合(8 市町村)

【福祉用具の受領委任払い制度を実施していない 13 自治体】

犬山市、小牧市、みよし市、あま市、蟹江町、東三河広域連合(8 市町村)

一方、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施しているのは県内では豊田市のみ。その豊田市も 2014 年度以降は実績無しが続いている。全国では 196 保険者(13%)の実績があり、県内市町村でも広がるよう求めたい。

★③ 中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。

加齢性難聴は日常生活、コミュニケーションを困難にし、うつや認知症の要因となる危険性も指摘されている。補聴器の使用は加齢性難聴者の生活を支える有効な手段となるが、日本での使用率は欧米諸国と比べてきわめて低い。

新たな動きとして県の市長会が「高齢者の補聴器購入費の助成制度の創設」について国に要望書を提出、国の助成を求める全国の市町村議会の意見書も、2019 年 8 月の 11 議会から 2020 年 3 月には 92 議会に急増している。

千葉県浦安市では 20 数年前から医師の証明があれば所得制限なしで申請・受給できる制度が活用されており、愛知県内では設楽町に加え、新たに犬山市、稲沢市で助成制度を実施している。

【補聴器購入助成制度実施自治体】

犬山市、稲沢市、設楽町

★(5)介護人材確保

①介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

介護の現場は慢性的な人手不足が続いており、労働環境に深刻な影響を与えている。厚生労働省の調査「2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計について」では、2025 年までに約 38 万人の介護人材が不足するとしている。介護現場の低賃金・過重労働は介護職員の離職を招き、2007 年には離職率が 21.6%にまで達し、それ以降も 16～17%と高い水準で推移している。

質の高い介護サービスを確保するためには、介護職が働き続けられる労働環境の整備が必要である。介護労働者の賃金は全産業平均より約 9 万円も低くなっており、これが離職に拍車をかけている。介護報酬において、収入の柱となる基本報酬は、各種加算が創設されるなかで引き下げられており、基本報酬の大幅な引き上げが求められる。

2020 年の自治体キャラバンで、介護人材確保のための独自施策があると回答したのは 25 市町村(46%)に留まった。独自施策の内容としては「職員の資格取得に関する補助金の交付(岡崎市、安城市)」、「人材募集のための有料求人広告への掲載料の一部を補助(みよし市)」等であった。

新潟県柏崎市では若い人材確保をはかるために夜勤する職員に 1 回 1,400 円を補助し(2019 年 4 月～)、月額 1 万円上積みとなり、処遇改善を行い人材確保につなげている。柏崎市のように自治体独自で処遇改善の施策を行い、介護職員の人材確保に努める必要がある。2019 年 10 月からスタートした介護職員等特定処遇改善加算を未取得の事業所には申請から取得までの援助が求められる。

②利用者にとって危険であり、労働者も休憩が取れず労基法違反の状態である1人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう国に要望し、自治体でも財政支援を行ってください。8 時間以上の長時間労働を是正してください。

介護施設の人員配置は法律・条令で定められており、特養や老健などの介護施設には人員基準は利用者 3 人に対して介護職員及び看護職員 1 人以上となっている(3 対 1 以上)。夜間の勤務では、日中以上に体制が脆弱になる。夜勤職員配置加算ではもう 1 人配置するだけの人件費には足らず、グループホーム等の小規模施設では 1 人夜勤が当たり前になっており、仮眠はおろか、休憩時間すら取れない。夜勤時は、排泄介助はもちろん、徘徊のある方の介護や深夜に看取りを行う、急変等で緊急に通院を要する事態となることもあり、責任の重い仕事である。休憩場所・仮眠場所も備わっていない施設も少なくない。

介護施設の約 7 割が、16 時間以上勤務する 2 交代制の夜勤シフトを取り入れており、2 交代制は増加する傾向にある。勤務を 8 時間以内に収めるなど過重な労働にならないよう、適正な職員数を配置し長時間労働にならない必要がある。1 人夜勤の解消や長時間夜勤の改善は、介護職員が強く要望している課題であり、国の基準をクリアしているから問題はないとせず、複数配置できるよう自治体として財政支援を行うことを求める。

★(6)障害者控除の認定

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。(P65～67参照)

障害者手帳の所持に関わらず、要介護認定者を市町村長が税法上の障害者と認めれば障害者控除を受けることができる。実際、多くの市町村が要介護認定者を「障害者等に準ずる」とし、税法上の障害者控除の対象としている。

障害者控除認定書の発行枚数は毎年増加を続け、2002 年度 3,768 枚から、2019 年度 68,708 枚へと増加している。

「概ね要介護1以上に認定書を発行」は、新たに新城市と設楽町が実施し 43 市町村(80%)へと広がった。なお、発行条件の「概ね要介護1以上」には、「障害高齢者自立度A以上」「認知症自立度Ⅱ以上」を含めている。

また、「要介護認定者に自動的に認定書を送付」は、津島市が増えて 28 市町村(52%)となり、県内の過半数の市町村が実施するようになった。

新たに障害者控除認定書を受けとった人が、障害者控除で、税と保険料の負担が 13 万 6,000 円(住民税 7.4 万円、所得税 4.3 万円、介護保険料 1.9 万円)軽減される例が生まれている。

瀬戸市では、すべての要介護認定者に障害者控除認定書を送付した 2014 年の障害者控除額実績が、前年より 9,170 万円増加(2013 年 6 億 2,736 万円→2014 年 7 億 1,906 万円)したことに示されるように、市民の恩恵は計り知れない。

自治体キャラバンの毎年の要請や地域住民の粘り強い働きかけ、自治体担当者の努力が生み出した貴重な成果だと言える。

未実施の市町村には、保険者が持つ要介護認定者のデータをもとに、市町村長の判断により、すべての要介護認定者を障害者控除の対象とし、自動的に認定書を個別送付するように求めたい。

【障害者控除発行枚数の推移】

2002 年度:3,768 枚 → 2005 年度:7,155 枚 → 2010 年度:29,955 枚 → 2015 年度:50,017 枚 → 2016 年度:56,262 枚 → 2017 年度:60,994 枚 → 2018 年度:65,572 枚 → 2019 年:68,708 枚

【原則要支援又は要介護1以上を発行条件としている市町村の推移】

2006 年度:24% → 2010 年度:69% → 2015 年度:70% → 2016 年度:72% → 2017 年度:74% → 2018 年度:76% → 2019 年度:80%

【要介護認定者に自動的に認定書を送付している市町村の推移】

2006 年度:3% → 2010 年度:21% → 2015 年度:37% → 2016 年度:43% → 2017 年度:46% → 2018 年度:50% → 2019 年度:52%

2. 国保の改善について

★①国保料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。(P68 参照)

国保料(税)の所得に占める割合は 10.0%にもなり、協会けんぽ 7.5%、健保組合 5.8%と比べて極めて高い額となっている(2018 年度全国平均)。国保料(税)の引き下げは、国保加入者の切実な願いであり、国に国庫負担の増額を求めるとともに、市町村独自に法定外の繰入額を

増やして、払うことのできる保険料(税)とするよう求めたい。

一方で国は、国保運営方針に「保険料水準の統一」と「法定外繰入の解消(努力義務)」を明記させる「国民健康保険法の一部改正案」を6月4日に成立させた。この動きにたいして、全国市長会・全国町村会が、「地方分権の趣旨に反する」「国が一方的に論議を押し付けることは受け入れられない」と痛烈に批判し、全国知事会も社会保障審議会医療保険部会で、「具体化にあたっては、地方との十分な論議が必要で、強制すべきでない」と意見をあげた。

県の第2期国保運営方針は、保険料(税)について「被保険者に過度な負担が生じないよう適切な配慮」としており、統一保険料も「保険料(税)が急激に上昇しないよう、被保険者への影響を考慮しながら統一化の議論を深め、段階的に検討を進める」との記述に留めている。

自治体が条例などを通じて行う、被災者、子ども、生活困窮者などの国保料の独自減免に充てる法定外繰入金(決算補てん等目的以外の繰入金)は解消の対象とならない。

県の運営方針との関係では、保険料(税)の減免にあてるための一般会計からの法定外繰入を続けることは可能であり、繰り入れの継続・拡充に努めながら、保険料(税)の維持・軽減を図ることが重要である。

【国保に関する主なデータ】

- 所得に占める保険料割合(全国平均・2018年度) 国保 10.0%、協会けんぽ 7.5%、健保組合 5.8%
- 国保財政に占める国庫支出金割合 1984年 49.8% → 2021年 36.5%
- 1人当たり平均保険料(税) 1984年 39,020円 → 2019年 90,283円(2.3倍)

★②保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

(P69～70 参照)

保険料(税)の減免制度を拡充することが重要である。県内では、名古屋市や一宮市のように、優れた保険料減免制度を設けている自治体があるので、各市町村でも実施が求められる。

【国保税(料)の減免制度とは】

＜国の法定軽減＞(均等割・世帯平等割軽減)－申請不要－

7割軽減	前年所得が33万円(給与収入が98万円)以下の世帯
5割軽減	前年所得「33万円+28.5万円×世帯人数」以下の世帯
2割軽減	前年所得「33万円+52万円×世帯人数」以下の世帯

＜市町村の独自減免＞

市町村が条例で定めていなければ実施できない。また原則として被保険者が申請しなければ適用されないが、自動適用している市町村もある。

《減免の適用範囲》 ※市町村によって取り扱いが異なる。

- ①災害世帯(災害、盗難等により家屋又は事務所が著しく損傷を受けた世帯)
- ②低所得・生活困窮世帯
- ③所得減少世帯(失業、事業の廃止、不作等により所得が著しく減少した世帯)
- ④長期療養の診断を受けた場合
- ⑤市民税、固定資産税の減免を受けた場合
- ⑥その他市町村長が認めるもの

【保険料減免の具体例】

- 名古屋市:国の均等割2割減額世帯に、障害者・寡婦(夫)・65歳以上の高齢者(世帯所得が多くても本人所得が45万円以下)がいたら、その該当者の均等割を3割軽減。国の均等割7割・5割・2割減額世帯は均等割を1人につき2,000円軽減。
- 一宮市:18歳未満・70歳以上・要介護4以上・身体障害1～4級・知的障害IQ50以下・精神障害1～2級などに該当する人の均等割を3割軽減。国の均等割7割・5割・2割減額世帯は均等割・平等割を1割軽減。
- 知立市:国の均等割7割・5割・2割減額世帯は均等割・平等割を1割軽減。

★③18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。(P71～72 参照)

社会保険などでは、扶養家族が増えても保険料は増えないが、国保では生まれたばかりの赤ちゃんにも均等割がかかる。少子化が問題となっているが、国保でも子どもが増えても保険料が増えない制度が求められている。国の制度改革で「子どもの被保険者が多い自治体への支援」を目的に特別調整交付金が作られ、「子どもの均等割減免」が広がっている。一宮市に続き、大府市、田原市、設楽町が均等割の減免を実施している。

厚労省は、2022年度から就学前の子どもの均等割保険料を5割軽減することを決めた。負担割合は、国2分1、県4分の1、市町村4分1である。引き続き18歳までへの対象拡大と全額免除を国に求めるとともに、市町村に対し国の制度に上乗せする独自減免を求めたい。

【子どもに対する均等割の減免を実施している自治体】

市町村	減 免 内 容	2019 年度実績
一宮市	18 歳未満の者に係る均等割を 3 割減免	3,873 件
大府市	18 歳年度末までの子どもがいる世帯について、1 人目均等割を 2 割減額、2 人目以降均等割を 5 割減額 ※低所得者にかかる均等割・平等割の軽減措置を受けている世帯は、軽減後の均等割額から減額	983 件
田原市	未就学児(賦課期日の前日において満 6 歳未満)について均等割を 3 割減免	597 件
設楽町	18 歳未満の均等割額を 5 割減免	(2020 年度実施)

★④新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。コロナ特例減免の適用要件について、前年収入をコロナ以前の 2019 年または、2020 年より 3 割以上減少した場合としてください。(P73～74 参照)

国は新型コロナウイルス感染症対策として、感染症の影響で収入が減少した世帯の保険料減免制度の整備を求め、県内全ての自治体が減免制度を実施した。新型コロナウイルス感染症以外でも収入減少は起こりうることから、傷病を限定しない恒常的な制度にすることを求めたい。

コロナ感染症の影響による収入減少の減免制度(要件・減免額)

要件: 次の条件をすべて満たす場合

- ①主たる生計維持者の 2021 年中の収入(事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入)のいずれかが前年と比べ 3 割以上減少する見込み
- ②主たる生計維持者の前年合計所得金額が 1,000 万円以下
- ③減少が見込まれる収入(事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入)に係る所得以外の前年所得が 400 万円以下

減免額

前年の合計所得金額	減免割合
300 万円以下	全部
400 万円以下	10 分の 8
550 万円以下	10 分の 6
750 万円以下	10 分の 4
1,000 万円以下	10 分の 2

※新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯は、全額免除される。

なお、「収入減少を理由にした減免制度」は既存の制度もある。2019 年度実績は県内合計で

8,578 件、約 6.2 億円であったが、コロナ関係の減免は 2020 年 4～12 月の 9 カ月間で 12,446 件、約 21 億円の実績があり、従前からある減免制度よりも有効であるかが明らかになった。

また、国のコロナ減免制度は、前年所得がない場合などは減免対象とならない制度上の不備があり、早急に是正を求めたい。

加えて、コロナ減免の 2021 年収入の減少については、コロナの影響で収入減少した 2020 年収入との比較だけでなく、コロナの影響以前の 2019 年収入を基準に 3 割以上減少した場合も適用するように求めたい。

★⑤新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。また、新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。

新型コロナウイルス感染症に感染した人、または、発熱等の症状があり感染が疑われる人で、仕事ができなくなって 3 日を経過した日から就労を予定していた日数について傷病手当金を支給する制度が、県内全ての自治体で実施されている。

傷病手当金の対象について、国の基準には事業主が含まれていないが、東海市では事業主も対象とした。全ての自治体で対象とするよう求めたい。また、全国市長会は「支給対象者の拡大や支給対象額の増額」を求める提言を出している(2020 年 6 月 30 日)。新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても傷病手当金の支給対象とするよう求めたい。

★⑥資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。また、医療を受ける必要が生じ、短期保険証に切り替える際には、医師の診断書など条件をつけることなく交付してください。(P75 参照)

2020年6月1日現在の愛知県内の国保加入世帯のうち100, 172世帯(11.3%)が保険料(税)を滞納し、短期保険証や資格証明書が発行されている。国は、コロナ感染症対策として資格証明書発行世帯に対して短期保険証を発行するか、資格証明書でも保険証発行者と見なして取り扱う措置を講じた。これを受けて名古屋市も、資格証明書発行世帯に短期保険証を発行したが、2020年10月以降はコロナ感染症にかかわらず、資格証明書発行をやめることになった。県内で資格証明書を発行している自治体は、2020年6月1日現在13市町村(24%)あるが、4分の3の自治体は発行せず対応しており、正規の保険証で安心して受診できるよう改善を求めたい。

資格証明書世帯で緊急時の短期保険証への切り替え基準について、「医師の診断書などによる緊急性や納付困難な事情」(豊田市)、「医療費が高額かつ長期継続する状況になった場合」(西尾市)「過年度未納分1%以上納付し、今後の納税計画を立てれば」(小牧市)などの条件をつけている市町村がある。資格証明書世帯にあっても「病気などで一時的に支払いが困難」「受診の必要がある」場合は申し出によって短期保険証を交付することが2009年1月20日付厚労省国民健康保険課事務連絡「被保険者資格証明書に係る政府答弁書について」で示されている。まず、医療を受ける権利を優先すべきである。

横浜市は、2016年から資格証明書を発行せず、2019年8月から短期保険証の発行もやめた。担当課長は「現場職員の作業量が減って、相談や生活支援課との連携など、住民本位な働きがいある仕事に集中して従事できるようになった」と述べている。こうした経験を広げたい。

滞納世帯数に対して短期保険証の発行割合の多い自治体は、高浜市、大口町、大治町は全世帯、豊橋市(59%)、あま市(53%)、幸田町(62%)と5割を超えて発行している。

★⑦保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。(P76～81 参照)

2020年6月1日の滞納世帯数は、前年より少し減少し、100,406世帯となっている。

「納税の緩和制度」の活用は、「徴収の猶予申請」・「徴収の猶予許可」が107件、「換価の猶予申請」「換価の猶予許可」が30件、「職権の換価の猶予」が42件、「滞納処分の執行停止」が31,690件となっている。今後とも「納税の緩和制度」の制度を広く案内するとともに積極的な制度の活用が求められている。

国保料(税)滞納者への差押え件数

年度	愛知県	名古屋市
2015 年度	15,084	3,833
2016 年度	17,184	4,909
2017 年度	18,803	5,878
2018 年度	21,314	7,566
2019 年度	18,687	5,280

2015年1月30日東三河8市町村により、東三河広域連合が設立され、翌2016年より困難な徴収業務(毎年約千件)が広域連合に移管されている。

⑧一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

医療費一部負担金の減免制度を設けているのは52市町村(96%)となった。未整備は、東栄町、豊根村のみである。生活保護基準を基にした減免は51市町村(94%)となった。しかし、減免実績は年々減少している。

生活保護基準を満たしていれば減免という対応がまだ少なく、災害や失業などによる収入減少を要件にしているなどの実情があり、「子ども・低所得者減免」や「収入減の減免」など、情勢に対応した減免制度の実施・改善、HPや広報はもちろん、全世帯へ利用者へのわかりやすい制度利用の案内の徹底が求められる。

⑨70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

国が70歳から74歳について2回目以降の申請を不要とする高額療養費の支給手続簡素化を通知(2017年3月31日付)したことを受けて、高額療養費の支給申請を「簡素化」したのは23市町村(43%)で、2020年の11市町村から倍増、「検討中」も24市町村(44%)となった。

厚労省は2021年3月、市町村判断で70歳未満も簡素化できるよう国保法施行規則の省令を改正した。被保険者の利便性向上、市町村の事務負担軽減、郵送費削減のメリットがあり、全市町村に70歳未満を含む74歳までの簡素化を求める。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

これまで、徴税業務において、1998年2月10日の最高裁判決を盾に「預金」となれば「給与

であっても全額差押え可能」という判断の実例が報告されている。

しかし、2013 年 11 月 27 日「鳥取県児童手当差押え事件」に対する広島高等裁判所の判決では、「①当局が、差押え処分の時点で差押える口座に差押え禁止財産が振り込まれていることを認識しており、②口座に振り込まれた差押え禁止財産が、差押え禁止財産としての属性を失っていない場合（差押え処分の時点において口座の大部分が差押え禁止財産であり、差押え処分が差押え禁止財産の入金直後である場合等）は、最高裁判決の例外に該当し、差押え処分が違法となる」とした。進んだ判決を現場で定着させることが緊急に必要である。さらに、下記の通り差押禁止財産が法律に定められている。

しかし、「差押えているのは『預金』であり差押え禁止財産でない」との理由で明確に差押え禁止財産とわかるものの差押えが広がっている。これでは、市民の生活や事業を守り、手当金の意義を損なわないようにとの法律の趣旨から外れる。

2019 年 10 月には、生活困窮で所得税滞納をした市民に対する口座の給付差押えを「違法」とする大阪高裁判決が確定した。趣旨にそった法律の運用が求められている。

国税徴収法第 48 条は、「超過差押え及び無益な差押え禁止」を明記し、また国税徴収法 153 条 2 号では、「滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮迫させる恐れのある」ときは、差押えを行ってはいけないとしている。

憲法 25 条、国保法第 1 条の精神にそった対応が強く求められる。2016 年 4 月から納税者の申請による換価の猶予が新設された。制度を知らせ積極的に活用することが求められる。

滋賀県野洲市は、「困難な状況を丸ごと受け止め、心に寄り添って生活支援するのが私たちの仕事」「税金を納めてもらう以前に市民の生活が健全でなければならない。市民の生活を壊してまで滞納整理するのは本末転倒。生活を壊さず納付してもらうのが原理原則」と「債権管理条例（ようこそ滞納していただきました条例）」を制定して自治体あげて生活再建を支援している。

全国ではコロナ禍の中でも、持続化給付金や給与が振り込まれた預金口座の差押えがおきている。総務省は「新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な者への対応について」（2020 年 3 月 18 日付）通知を発出し、「新型コロナウイルスの感染症にともない財産に相当の損失を受けた納税者等、売上の急減により得る措置としては、徴収の猶予及び減免等があります」と明記している。この通知に基づく対応を求めたい。

【差押禁止財産】

- ①一般的差押禁止財産(国税徴収法 75 条・要旨)
生活上、従事する労働・作業及び社会生活上欠くことのできない財産は、滞納者の承諾があっても差押えできない。
- ②条件的差押禁止財産(国税徴収法 78 条)
- ③給与の差押禁止(国税徴収法 76 条)
- ④給与等の差押禁止の基礎となる金額(国税徴収法施行令 34 条)滞納者の給与等 月 10 万円、その他親族1人つき月 4.5 万円
- ⑤社会保険制度に基づく給付の差押え禁止(国税徴収法 77 条)

4. 生活保護について

★①新型コロナ禍においての生活保護受給手続きについて、申請書を誰もが見えるところに置き手続きしやすくし、申請は、速やかに受理し基本的な生活を確保してください。他自治体への行政たらいまわしは行わないでください。

②生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第 25 条および生活保護法第 1 条・第 2 条に基づいて行い、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。

(P82～83 参照)

厚生労働省によると2021年4月の生活保護申請は1万9165件で前年同月と比べて、10.8%減少したが、5月は1万8400件と前年同月に比べて2.3%増加した。3月以来2カ月ぶりの増加となった。2020年4月はコロナ禍のなかで19年と比較して大幅な増加となっていたが、依然として雇用情勢は厳しく今後の動向を注視しなければならない。

厚生労働省は、昨年3月～5月、各自治体に対し、コロナ禍での生活保護業務について事務連絡（通知）を発出した。事務連絡は、「書類が整っていないから受け付けない」など生活保護の申請権を侵害する行為を慎むよう求めている。また、「生活保護に当てはまるかどうか分かる範囲の短時間の面接で申請を受け付ける」としている点も評価できる。

これまでの経過として、2013年法改正で問題となった、①申請書の提出、②申請時に必要な書類の添付、③扶養義務者への書面通知、④福祉事務所への調査権限拡大について、申請書提出・添付書類義務化などは水際作戦を公認するものだとの批判、現場からの不安の声に対し、厚労省は「現行の運用を変えるものではない」と説明してきた。事情がある人に認められている口頭申請も、これまで同様に認めると説明するなど運用の変更がないことを強調しており、実施機関の十分な理解が求められる。

申請書を誰もがみえるところに置き、手続きしやすくし、申請は速やかに受理し基本的な生活を確保することが求められる。なお、札幌市では、「生活保護の申請は国民の権利です」と大きく打ち出したポスターを作成し、「小さい子供がいてフルタイムで働けない」「親の介護で働けない」「私たちの年金では暮らせない」「新型コロナで収入が減った」などを例示して申請を促している。ぜひ参考にしてほしい。（P83 参照）

他自治体への行政たらいまわしはあってはならない。厚生労働省は5月、都道府県などに通知を出し、本人の意思に反して他の自治体に行くように促すのは不適切だとして、相談を受けた機関が支援を徹底するよう求めている。愛知の窓口の事例が掲載されたが、こうした「たらい回し」が絶対に行われないように要望する。

2021年4月の生活保護受給者数(生活保護の被保護者調査・概数)

- 被保護実人員 2,013,423 人(対前年同月比 16,113 人減少)
- 被保護世帯 1,638,787 世帯(対前年同月比 4,203 世帯増加)
世帯別内訳高齢者世帯 55.8%うち単身世帯は 92%
- 保護の申請件数 19,465 件(対前年同月比 2,321 件減少)
- 保護開始世帯数 17,487 世帯(対前年同月比 1,875 世帯減少)

★③扶養義務者への扶養照会をしないでください。

(P84 参照)

2021年4月からの「生活保護手帳別冊問答集」では、生活保護申請時などの扶養照会を拒否する人の意向を尊重する方向性を示すとともに、扶養照会を行うのは「扶養が期待できる場合」のみに限られることが明記された。

また、「扶養の可否などが、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではない」との文言が追加された。このことで、扶養義務者からの金銭的扶養は、あくまでも被保護者の収入であり、扶養できるかどうか、保護が必要かどうかの判定に影響を与えるものではないことが明確になった。また、扶養義務者の存否の確認と扶養能力の調査について調査手順が整理されて、扶養義務者に対する直接の照会(扶養照会)は整理された調査作業の結果、『扶養義務の履行が期待できる』と判断されるものに対して行うものであることに注意する必要がある」との内容が追加され、「扶養義務者の存否の確認から行わなくてはならない」ではなく「確認から行う」となった。

他にも、調査にあたり、要保護世帯への定期的な訪問や連絡、一時的な子どもの預かりなど、

精神的な支援についても確認するとしていたが、この文言は削除されるなど、調査の手順について詳しく明記された。

これまでなかった、扶養義務履行が期待できない者の判断基準について、「扶養義務履行が期待できない者の判断基準の留意等について」の事務連絡の一部の「扶養義務履行が期待できない者の判断基準」と、「当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる場合の取り扱い」の文言が追加され、扶養照会の判断についての基準などをはっきりさせている。

扶養照会によって、生活保護の申請をあきらめる人は依然多い。本人が「義務者に扶養が期待できない」と言っている場合は、扶養照会を行わず、すみやかに保護開始することが自治体に求められている。

④住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

住居のない人に対して、一人での住居生活が可能かどうかを検証するとして施設入所にしがちな実態がある。生活保護施設への入所でなく、居宅保護にし、居宅支援をすべきである。

厚労省は、昨年コロナ禍の関係で面接室や一時的な生活の場などの個室化を通知した。しかし、実現されていない。生活保護施設はあいかわらず相部屋であり、相部屋の集団生活はイヤだと言う人が多く、生活保護申請をためらっている人が多くいる。それはプライバシーが守られず、トラブルも多いため、また野宿に戻ってしまうか、「貧困ビジネス」と言われる「無料低額宿泊所」に入る方がまだまだという状況になっている。生活保護施設の早急の個室化やアパートの用意が必要である。

★⑤ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やし、担当者の研修を充実してください。また、「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。(P85 参照)

ケースワーカーの数は、社会福祉法によって規定されケースワーカー1人あたりの生活保護受給世帯数は、「市部で80世帯」「郡部で(町村部)で65世帯」を受け持つことを標準的なケースとしている。自治体キャラバンでのアンケート調査結果によれば、県内では2020年4月段階で名古屋市の104世帯128人、安城市の101世帯124人、尾張旭市の96世帯114人、津島市の93世帯125人、豊田市91世帯120人、豊川市86世帯110人、江南市86世帯105人、豊橋市86世帯102人など標準を上回っている。

福祉職員の経費(人口10万人の市は15人、20万人の郡部は22人)は地方交付税により捻出されるが、交付税の使途は各自治体で決めることとなるため、ケースワーカーの増員は各自治体の判断となる。

研修の充実では、通年の研修会に加え、福祉課全員に対する人権尊重意識の徹底と態度の資質向上、外部講師による研修の実施、福祉相談センターの管理職(次長、係長、班長等)研修の実施が必要である。また町村と福祉相談センターとの役割分担の明確化と医療機関との連携強化が必要である。

生活保護予算を削るために「ケースワーカー」の外部委託の動きがあるが、これは最後のセーフティネットの現場を破壊するものであり、外部委託の中止を求めたい。

★⑥エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。

2019 年 4 月以降に生活保護を利用し始めた人にエアコン設置が認められたが、2019 年 3 月以前からの利用者にも設置を求めたい。

毎年、最高気温が上がっており、電気代が上昇している。今年も 35 度前後の日が続いたが、熱中症も部屋の中での発症が多く、死亡のニュースもある。生活保護者が電気代節約で命を落とすことのないよう夏期手当の支給は切実である。

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。(P86～91 参照)

愛知県は「福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭・高齢者の医療費助成)」の一部負担金導入については県民の猛反発により、2013 年に実質的に断念した一方、所得制限については「研究は引き続き深める」としている。今後、県が一部負担金や所得制限について再び検討・提案することがないよう、監視していく必要がある。

県内の市町村からは、「市町村の現状に県が追いついていない」「財源論としてではなく必要な福祉施策として制度の持続を」など県制度の拡充を求める声も多く出されている。

子ども医療費助成制度等の福祉医療制度を現物給付で実施している市町村に対する国保の国庫補助金削減(ペナルティー)は、2018 年度から未就学児までを対象に廃止されているが、全国市長会など地方三団体は年齢・対象者に拘わらず廃止すべきとしている。

国が医療制度改悪を推し進める中、自治体が県民の命と健康を守る防波堤の役割を果たすため、今後も引き続き福祉医療制度の存続・拡充が求められる。

★②子どもの医療費無料制度を 18 歳年度末まで実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。(P86～87 参照)

愛知県内でも近年、「医療機関窓口での自己負担額がなくなることで、子育てをする家庭における安定と、次世代を担う子どもの健全な育成及び資質の向上…更に医療に係る経済的な負担を軽減することができる」とし、対象年齢の拡大が相次いでいる。

子どもが安心して医療機関に受診できるようにすることは最大の子育て支援策と言える。

愛知県内ではすべて市町村が愛知県の補助基準より独自に拡大している。うち入院・通院とも「中学校卒業まで無料」としているのは、53 市町村(98%)に広がった。

なかでも、名古屋市・北名古屋市・東郷町・豊山町・蟹江町・飛島村・南知多町・設楽町・東栄町・豊根村の 10 市町村(19%)は、「通院・入院とも 18 歳年度末まで無料(予定を含む)」にしている。また、「入院のみ 18 歳年度末まで無料(予定を含む)」にする自治体は 22 市町村(41%)となり、18 歳年度末までの入院医療費は県内の 32 市町村(59%)が無料となった。

一方、愛知県内では唯一半田市だけが中学校卒業までの通院の窓口負担無料を実施せず、中学生に 1 割負担を課している。自己負担を導入している半田市(中学生以上 18 歳年度末)、犬山市・愛西市(中卒後 18 歳年度末)は、医療が必要な子どもに受診抑制が働かないよう、自己負担をなくすことが求められている。

また、津島市(入院・通院とも)と長久手市(入院のみ)の中卒後 18 歳年度末に所得制限が導入されており、親の所得で、受けられる医療に格差を設けることは問題である。

さらに、中学校卒業後の対象拡大分について、「償還払い」としている市町村が、通院で 3 町村(6%)、入院で 25 市町村(46%)あるのは問題であり、「現物給付(窓口無料)」を求めたい。

すべての市町村に、通院・入院とも自己負担・所得制限がなく、現物給付(窓口無料)での18歳年度末までの医療費無料制度の実施を求めたい。

愛知県は、2008年4月から、通院で義務教育就学前、入院で中学卒業まで無料としている。この対象範囲は、都道府県の制度としては全国的にみて高い基準であるが、県内の市町村の水準には大きな後れをとっている。通院・入院とも18歳年度末までの対象年齢引き上げに向け、当面直ちに通院の中学校卒業までの引き上げを求めたい。

それと同時に、国の制度として子どもの医療費無料制度の創設が待ったなしの課題となっている。国制度としての18歳までの医療費無料制度の創設を求めたい。

なお、子どもに対する入院時食事療養費に対する助成は東栄町が実施している。静岡県では、県内35市町のうち26市町で助成を行っており、愛知県でも助成創設が求められる。

【「入院・通院とも18歳年度末まで医療費無料」を実施している10自治体】—予定を含む—

名古屋市・北名古屋市・東郷町・豊山町・蟹江町・飛島村・南知多町・設楽町・東栄町・豊根村

【「入院のみ18歳年度末まで医療費無料」を実施している22自治体】—予定を含む—

豊橋市・岡崎市・瀬戸市・半田市・春日井市・豊川市・刈谷市・豊田市・安城市・蒲郡市・小牧市・稲沢市・新城市・東海市・知立市・尾張旭市・日進市・田原市・愛西市・みよし市・大口町・幸田町

【「中学校卒業まで医療費無料」を実施していない自治体】

半田市

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。(P89参照)

身体障害者、知的障害者は障害者医療の助成対象として一般の病気も対象となっている。しかし精神障害者は、県の助成対象が精神疾患における入・通院のみを対象としており、各市町村が独自に対象を一般の病気に拡大してきた。

県内で唯一未実施の高浜市が2021年度から助成を開始し、精神障害者手帳1・2級所持者は、県内全自治体で入・通院とも全疾患を対象に助成が実施されたことを高く評価したい。

一方、自立支援医療(精神通院)対象者については、47市町村(87%)で精神障害者手帳を所持していなくても、通院の精神疾患に係る自己負担部分を無料としている。無料としていないのは7自治体のみである。

精神医療は、経済負担が病状にもたらす影響も大きいことを考慮し、全ての市町村で上記対象を実現すると同時に、愛知県制度の拡充が求められる。

【自立支援医療(精神通院)対象者を無料にしていない7自治体】

名古屋市・岡崎市・あま市・大治町・蟹江町・飛島村

(半額助成:愛西市)

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。(P90～91参照)

後期高齢者福祉医療費給付制度(福祉給付金)は、高齢者の医療費自己負担を無料にする愛知県独自の制度で、高齢者に大変喜ばれている制度である。

愛知県は県内各市町村の反対を押し切って、2008年4月1日から「ひとり暮らし非課税高齢者」を対象から除外する制度改悪を行ったが、40市町村(74%)が「ひとり暮らし非課税高齢者」を独自に継続している点は高く評価できる。しかし、2021年度も3自治体が「ひとり暮らし非課

税高齢者」への独自助成を終了するなど、県が制度を改悪した影響は計り知れない。

愛知県に「ひとり暮らし非課税高齢者」を対象に戻すよう求めるとともに、対象からの除外や、縮小した市町村は、従来の水準に戻すことを求めたい。

さらに、1人暮らしに限らず非課税世帯の後期高齢者の医療費負担を無料にするなど、高齢者が安心して医療にかかれるように、対象者の拡大が求められる。

(参考)後期高齢者福祉医療費給付制度(福祉給付金制度)とは？

後期高齢者福祉医療費給付制度(福祉給付金制度)は、寝たきり・認知症・障害者・ひとり暮らし非課税者などの高齢者の医療費自己負担を無料にする愛知県独自の制度。

名古屋市

後期高齢者医療の対象者または70歳以上の人で、次のいずれかに当てはまる人

- ①3カ月以上寝たきりで、本人所得が特別障害者手当の範囲の人
- ②3カ月以上認知症で、本人所得が特別障害者手当の範囲の人
- ③障害者医療・ひとり親家庭などの受給要件に当てはまる人

名古屋市以外

後期高齢者医療の対象者で、次のいずれかに当てはまる人

- ①ひとり暮らしの高齢者で、市町村民税非課税世帯の人
※この対象者は、愛知県の補助基準からは外されたが、74%の市町村が継続
- ②3カ月以上寝たきりで、市町村民税非課税世帯の人
- ③3カ月以上認知症で、市町村民税非課税世帯の人
- ④障害者医療・ひとり親家庭などの受給要件に当てはまる人
※上記以外についても、市町村独自に対象者を広げている場合がある。

⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

妊産婦医療費助成制度については、妊娠中に様々な合併症を発症するリスクが高まることなどから、日本産婦人科医会も創設を要望している。

愛知県内では東海市・東浦町・武豊町・設楽町の4市町(7%)が実施している。設楽町では、母子手帳交付月の初日から出産(流産を含む)翌月末日まで全疾病を対象に助成を行っている。全国では、岩手県・栃木県・茨城県・富山県が県として助成制度を実施しており、栃木県では、母子手帳交付月の初日から出産(流産を含む)した月の翌月末日まで全疾病を対象に助成している。

妊産婦医療費助成制度については、国や県単位での実施も求められるが、妊産婦が安心して子どもを産み、育てられる環境を早期に実現するためにも、国や県での検討状況に関わらず各自治体での創設が求められる。

【妊産婦医療費助成制度を実施している4自治体】

東海市・東浦町・武豊町・設楽町

6. 子育て支援について

(1)子どもの貧困対策計画の策定・推進

- ①「子どもの貧困化対策大綱」に基づき、「子どもの貧困対策支援計画(子ども子育て支援総合計画によるものを含む)」を策定してください。コロナ危機下での「格差と貧困」の拡大の進行の状況を踏まえ、必要な調査や見直しを行ってください。

政府は2019年11月、「改正子どもの貧困対策推進法」に基づく、貧困家庭の子どもへの支援方針をまとめた「改正子どもの貧困対策大綱」を閣議決定し、生まれ育った環境で子どもの現

在と将来が左右されないよう、早期の対策や自治体の取り組みを充実させる方針を打ち出した。こうした背景もあって2018年度は3市だけであった計画が、2019年度は16市(30%)（「子ども子育て応援プラン」などを含む）、2020年度は24市町村(44%)に増えた。全市町村での計画策定が課題である。

厚労省が2020年7月に公表した2019年国民生活基礎調査による「子どもの貧困率」(中間的な所得の半分に満たない家庭で暮らす18歳未満の割合)は2018年時点で13.5%、前回2015年の13.9%から大きな改善は見られず、子どもの7人に1人が貧困状態にある。世帯類型別では、母子家庭など大人1人で子どもを育てる世帯の貧困率は48.1%に上り、生活が苦しい実態があらためて浮かんた。

加えてコロナ危機下でさらに「格差と貧困」が広がっている。「ひとり親支援協会」が行った交流サークル参加者への調査(2021年1月実施)によると、①コロナの影響で73.2%が収入減の見込み、②コロナの影響で80.1%が支出増、③ひとり親世帯臨時特別給付金の使途は生活費・返済および年末の出費が91.9%としている。この傾向は他のNPO法人が行った調査でも同じ傾向で、自治体としての緊急の施策の実施とともに、コロナ危機下の状況を踏まえた必要な調査や計画の見直しが必要となっている。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施・拡充してください。

全市が対象である自立支援給付金事業は新城市と弥富市がまだ未実施、町村は東浦町だけ実施で、2020年度実施は37市町村(69%)、全市での実施が課題である。全市町村が対象である日常生活支援事業は、2019年度27市町村(50%)から常滑市が増えただけで2020年度は28市町村(52%)に止まっており、実施市町村の拡大が課題である。

③教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPO やボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

「教育・学習支援事業」は、2016年度の17市(31%)から2018年度30市町村(56%)へと広がったが、その後伸びていない。特に2020年度はコロナ禍で中止したところもあり、実態把握が必要である。

「無料塾」への支援は、2020年度に新たに4市町増えて、8市町(15%)で実施されている。

「こども食堂」への支援は、2020年度に新たに6市増えて、17市町村(31%)に拡大した。

コロナ危機下での実施の工夫は必要であるが、「格差と貧困」の拡大の中で、需要は増えていると考えられ、取り組みの拡大は必要である。

【無料塾を支援する 8 自治体】

名古屋市・豊橋市・犬山市・尾張旭市・清須市・大口町・幸田町・東栄町

【子ども食堂を支援する 17 自治体】

名古屋市・豊橋市・瀬戸市・半田市・津島市・豊田市・西尾市・蒲郡市・犬山市・新城市・尾張旭市・愛西市・清須市・豊山町・東浦町・武豊町・幸田町

(2) 就学援助制度の拡充

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

②年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

(P92～97 参照)

経済的理由により子どもの就学に格差が生じることは、教育の機会均等の理念から見て問題である。憲法26条は「義務教育はこれを無償とする」としているが、実態はさまざまな家庭負担があり、これを補足する制度が「就学援助制度」である。就学援助受給率の直近の全国平均は、2018年度で14.5%(災害児童対象含め14.7%)で、2011年の15.6%(災害児童対象含め16.0%)から7年連続低下している。

自治体キャラバンアンケートによる愛知県の就学援助受給率は、2020年度予算では8.03%と全国平均からみて極めて低い。2020年度見込みでは、豊橋市14.3%、名古屋市13.5%、岩倉市12.4%で、10%以上の市町村は11市町村(20%)に止まっている。これは支援の必要な子どもが少ないと言うだけでなく、就学援助の基準・申請・支給において、利用しやすい制度となっているかの問題もある。

就学援助制度は、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯を対象とするように求めている。これに対して、1.5倍3市町村、1.4倍3市町村で、要望を満たしているのは6市町村(11%)。9市町村が基準の回答がないが、児童福祉手当の支給者まで含めているところでは実態として1.4倍程度になり、これが3市ある。相次ぐ生保基準の切り下げで、以前の基準で対応していても倍率は上がるなどしており、実際は認定基準額または所得基準額で見ることが必要である。

支援項目は、クラブ活動費・生徒会費・PTA会費は2010年度から対象となっているが、2020年度でクラブ活動費10市町村(19%)・生徒会費17市町村(31%)・PTA会費17市町村(31%)でなお少ない。アルバムなど卒業記念品等の支給は、2019年の9市町村(17%)から2020年には15市町村(28%)に広がった。また2021年度からオンライン学習通信費が追加されている。支援項目をさらに増やすことも課題である。

申請窓口は、市町村窓口と学校の両方を利用できるのが33市町村(61%)あるが、市町村窓口のみが14市町村(26%)、学校のみが7市(13%)で、両方が必要である。また年度途中で申請できることを、周知徹底することが大切である。

★(3)子どもの給食費の無償化

キャラバンでは、「学校給食無償化」の要求を2010年から掲げ、実現を求めてきた。また、幼児教育・保育の無償化が始まり、保育所等に通う3歳児以上の副食食材料費が実費徴収化されたことに伴い、2019年からは「保育給食無償化」を要求に加えた。この少子化の時代にあつて、生まれてくる子どもは、すべての住民にとっての財産である。どのような家庭に生まれた子どもであっても、成人するまで健やかな育ちが保障されることが、自治体の未来にとって重要である。住民全員ですべての子どもを育むための施策実施を求めたい。

①小中学校の給食費を無償にしてください。当面、事情により支払いができない場合の「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。(P98 参照)

2018年7月文部科学省の発表によれば、公立小中学校の給食の無償化を実施しているのは、全国1,740市町村のうち、小・中学校とも実施が76市町村(4.4%)、小学校のみ4(0.2%)、中学校のみ2(0.1%)である。

愛知県内では、豊根村が2020年度から小中学校の給食費の完全無償化を開始した。その豊根村を含め、自治体独自支援は、15市町村(28%)となっている。大口町が半額補助、岡崎市が4月分無償、安城市・岩倉市が義務教育の第3子以降を無償にしている。

憲法第26条では、小中学校の義務教育は「無償」である。教育基本法では無償の対象は「授業料」とされ、学校給食法では食材料費は保護者負担と規定されているが、文科省の通

達では自治体などが食材費を負担することは禁じないとされている。2020 年度には、コロナ対応として、28 市町村(52%)が一定期間の無償化を実現した。時限的とはいえ制度上は無償化が可能であることの証明であり、今後もすべての自治体で、継続的な制度としての無償化実施、その第一歩としての補助・減免の実施・拡充を求めたい。

【学校給食に独自補助を行う 15 自治体】

○完全無償化:豊根村

○一部補助:岡崎市・津島市・豊田市・安城市・岩倉市・豊明市・愛西市・あま市・長久手市・東郷町・大口町・大治町・蟹江町・飛島村

②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、国による免除対象範囲を上回る減免・補助制度を実施・拡充してください。(P99 参照)

従来、保育所等に通う 3 歳児以上の子どもについては、主食費だけが実費徴収されてきたが、幼児教育・保育の無償化が始まったことに伴い、主食費＋副食費＝給食費が実費徴収の対象となった。本来、保育所で提供される給食は、保育・福祉の一環として現物給付されてきた。実費徴収化により、福祉からサービスへの転換がおこなわれる危惧がある。

就学前教育・保育施設等の給食費無償化を実施しているのは、東浦町、東栄町、豊根村、新城市、北名古屋市の 5 市町村(9%)。設楽町は幼児副食費無償、愛西市は新たに幼児副食費に 3,500 円の補助を実施した。また、東海市がすべての第3子に無償化を実施するなど、15 市町村(28%)が国基準の減免を独自に拡大している。それらを含め、26 市町村(48%)がなんらかの手立てを取っている。

北名古屋市長が無償化実施にあたって発言したとおり「給食は保育の一環、分離は不自然(2019 年 12 月 24 日:中日新聞)」である。コロナ禍においては、10 市町村(19%)が時限的な無償化を実施したが、恒久的な制度として各市町村が主体的に実現していくべきである。

【保育施設等の給食費の無償化を実施する 5 自治体】

新城市・北名古屋市・東浦町・東栄町・豊根村

(4)保育施策の抜本的拡充

★①公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。

公立保育施設の民間移管・統廃合について、なんらかの計画があるのが 19 市町村(35%)、そのうち地方交付税不交付団体が 5 市町村、交付団体が 14 市町村であり、ほかに検討中が 7 市町村(13%)あった。計画策定済みの市町村のうち 17 市町村が 2018 年度以降に最新の計画を公表しており、検討中の市町村とあわせて 24 市町村(44%)にのぼる。

計画策定済みの市町村のうち、確認できただけでも実に 13 市町村が、三位一体改革による運営費等の一般財源化や、幼児教育・保育の無償化による市町村負担を、民間移管等の理由に挙げている。三位一体改革時の税源移譲や基準財政需要額への算入を考慮せず、地方消費税引上げ分の基準財政収入額への 100%算入にも触れていないのは大きな問題である。前提を誤ったままで移管計画が推進されていくことは看過できない。

児童福祉法第 24 条第 1 項に定める市町村の保育実施責任を直接的に果たすのが公立保育施設である。公立保育施設の民間移管・統廃合を進めることは、待機児童解消の点からも、コロナ禍における地域の公立保育所の存在・役割から考えても、子どもの保育・保護者の就労を守る方向と逆行している。地域から公立保育施設をなくすことは、地域の社会資源の放棄であり、少子化や過疎化にいつそう拍車がかかる。見せかけの財源問題による移管計画は見直

し、地域の在り方の問題として、保護者・地域住民とともに本質的な議論がされるべきである。

★②認可保育所の整備・増設を行ってください。認可外保育施設等の認可化をすすめてください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引き上げるための具体的な施策を実施してください。

2020 年の自治体キャラバンアンケートによると、愛知県内の認可外保育施設は 603 か所(企業主導型保育含む)と、増え続けている。さらに、その内指導監督基準さえ満たさない施設は 356 か所にものぼっている。2019 年 10 月からの幼児教育の無償化では認可外保育施設も対象となったが、コロナ禍でより一層明確になった、「密」を避けられない認可保育所の面積基準や職員配置基準、それよりも低い指導監督基準、それすらも満たさない施設にお墨付きを与えることは、子どもの命を危険にさらすことになりかねない。

2021 年 6 月に愛知県が公表している実地指導調査結果では、乳児のうつぶせ寝の放置や睡眠中の呼吸チェックが適切に行われていないなど、重大な事故につながりかねないことも書かれている。通う施設によって子どものいのちに格差が生まれないよう、市町村の主体的な取組が求められる。巡回指導や、実地監査・指導監督を適切に行い、認可外保育施設がなぜ指導監督基準を満たせないか、他の種類の施設に移行できないか、など実態を把握し、通う施設によって格差が生まれないよう、市町村が責任を持って策を講じる必要がある。

③企業主導型保育事業による保育施設への立入りや面談を実施するなど市町村独自で実態を把握してください。

現在愛知県内の企業主導型保育事業は 210 か所となっている。待機児童解消も目的とするという名のもとに始まったが、内閣府直轄で自治体が指導・監査含め責任を負わないこと、配置基準も小規模保育事業B型を基本とし、認可保育所よりも低い基準での運営が認められているなど、国の制度設計自体に大きな問題がある制度となっている。

制度の開始以降、補助金の不正受給や突然の閉園なども相次ぎ、そのしわ寄せは子ども、保護者にいく事態となっている。指導・監査を委託されている「児童育成協会」のホームページ上にも公開されているが、愛知県内の事業所でも特別立ち入り調査により指導を受けている。しかしながら、通報や苦情がなければ恒常的な問題が見過ごされてしまっている状況もあり、「届け出施設」として、認可外保育施設同様、自治体の実態把握をする必要がある。

④保育士配置と保育室の面積にかかる基準を、公私間の格差なく、自治体独自に上乘せ・拡充し、ゆとりある保育を実現してください。

保育施設は、人々のくらしを守り支えるため、コロナ禍における緊急事態宣言下でも「原則開所」を要請され、度重なる感染再拡大の中でも通常どおり開所を続けている。現場では「密」を避けるよう様々に工夫して保育を行っているが、国の定める保育施設の保育士配置基準と面積基準では「密」を避けようがないというのが現場の実感である。

政府は少人数学級実現へ、2025 年度までに小学校の1学級の定員を 35 人以下に引き下げることを決めた。しかし、4～5 歳児の保育士配置基準と、保育室の面積基準は、70 年以上改善されていない。幼児教育・保育も同様に、日常的に「密」を避け、安全に保育を行えるよう、国の定める基準の抜本的な改善が求められる。

愛知県内の市町村では、32 市町村(59%)で国を上回る職員配置基準を実現しており、そのすべてで1歳児を対象としている。各市町村の努力とともに、県単独事業の1歳児保育実施費

が有効に活用されている。一方で、2 歳児を対象にしているのは 6 市町村(11%)、3 歳児も 6 市町村(11%)、4 歳児は 3 市町村(6%)、5 歳児は犬山市だけであり、県の施策も含めた拡充が求められる。また、これらの基準は、9 市町(17%)においては公立施設のみの適用に留まっている。フリー保育士を独自に配置している 41 市町(76%)のうち、20 市町(37%)が対象を公立施設へ限定していることも問題である。通う施設によって子どもの育ちに違いが生まれないよう公私間の格差なく実施されるべきである。

また、保育室の基準は、2 歳未満の乳児室(ほふくしない)が 1.65 平米／人、ほふく室が 3.3 平米／人、2 歳児以上の保育室または遊戯室が 1.98 平米／人である。遊ぶ、食べる、寝るが同じ保育室の中で行われており、生活の場としてふさわしい基準とは到底言えない。自治体独自で拡充し、少なくとも園庭やホールの必置を求めたい。

⑤職員の処遇について、公私間格差を是正してください。

民間保育施設への公私間格差是正のための補助は、公立と同一の賃金表を用いたり、市の格付けと公定価格との差額分を補填していたりと、21 市町村(39%)で公民同等の賃金を保障している。また、11 市町村(20%)が一部補助を行っている。一方、18 市町村(33%:公設公営施設しかない 3 町村を除く)ではまったく独自の補助がない。

また、公立施設の民間移管計画に「民間は人件費が安上がり」という理由を挙げている自治体もあるが、とても許容できるものではない。民間保育施設は、公立保育施設と共に、市町村の保育実施責任を具体的に実行している。公立施設であっても民間施設であっても、保育士が長く働き続け、経験年数の長い保育士が定着することで、子どもの育ちが保障され、人材難も克服できる。

すべての子どもが格差なく質の高い保育を受けられるよう、すべての市町村での公私間格差是正を求めたい。あわせて、県による独自補助実施、国による抜本的な公定価格引き上げを、市町村から強く要望していくことが重要である。

7. 障害者・児施策について

★①障害者が 24 時間 365 日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、入所支援施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設、短期入所施設、居宅介護、相談支援などを併設する小規模多機能施設を設置してください。

(P100 参照)

強度の行動障害からグループホームを転々として2年余、いまだに落ち着ける居場所が見つからない男性。重度心身障害で医療的ケアが必要な障害者の家族から、グループホームへの入所を懇願されても、現状の報酬単価では必要とされる職員配置をすることができず泣く泣く断らざるを得ない職員。

2020 年度のグループホームの数(定員数)は増えてはいるものの、それでも重度の知的障害者約 20,000 人の 35%の定員でしかない。入所施設への待機者は県下の自治体から回答のあったものだけで 1,247 人が依然、親・家族の介助によって生活している。

グループホームの数は増えているが、障害の重い人が安心して暮らせる「暮らしの場」の選択肢になっていない。大半の自治体は入所施設の整備には消極的である。

支援度の高い障害者・家族の要求は 24 時間対応可能な「暮らしの場の拠点」であり早急に整備が求められる。

2018 年度に国は、障害者の重度化・高齢化に対応するとして日中サービス支援型グループホームを設けた。

愛知県内のグループホーム定員数・療育手帳所持者数

○グループホームの定員数の推移

(各年度7月時点の自治体キャラバン回答)

	2019 年度	2020 年度
定員数	6,292	7,110
対前年度増減数	363	818

○療育手帳所持者数(各年度 4 月 1 日現在)

年度	療育(愛護)手帳			
	総数	A判定 (1・2 度)	B判定 (3 度)	C判定 (4 度)
2015 年	49037	19826	13723	15488
2016 年	50799	20375	14129	16295
2017 年	52719	20852	14677	17190
2018 年	56146	21634	15501	19011
2019 年	57903	21988	15861	20054

②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。(P101 参照)

居宅介護の支給時間は、2020 年の自治体キャラバンアンケートで愛知県内の主要市での平均支給時間は、名古屋:39 時間、豊橋:29.6 時間、岡崎:29 時間、豊田:42 時間、一宮:30.4 時間である。

この支給時間は、家族介護を前提としており、地域生活を維持する時間ではない。

居宅介護 年度ごとの主要市の支給者数と平均支給時間

	名古屋	豊橋	岡崎	豊田	一宮	春日井
16	6534人/ 38.6 h	494人 /21.3 h	890人 /23.4 h	443人 /29.7 h	551人 /30.4 h	452人 /25.7 h
17	6936人/ 38.4h	557人 /23.5 h	872人 /29.6 h	453人 /33.1 h	512人 /34.6 h	469人 /25.1 h
18	7436人/ 38.4h	711人 /36 h	868人 /48 h	444人 /34 h	893人 /24.5 h	492人 /17.7 h
19	7758人/ 38.9h	894人 /30 h	850人 /33 h	480人 /40 h	945人 /31.5 h	535人 /17.3 h
20	8189人/ 39h	936人 /29.6h	837人 /29h	455人 /42h	1014人 /30.4h	559人 /19.4h

③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

平均支給時間が 10 時間未満の自治体が 16 自治体もある。外出も家族依存である。なお、自治体によっては、家庭状況によって通園・通学・通所を認めている場合があるが、通園・通学・通所は障害者・児にとって必要不可欠なもの。また通勤への支援は就労の機会が増えることにつながる。

④居宅介護(ホームヘルプ)利用者の入院時および入院中のヘルパー利用を支援区分にかかわらず認めてください。

2018 年 4 月から重度訪問介護を利用する障害支援区分 6 の者については、病院等におい

でも重度訪問介護を利用できることとなり、要求が一步前進した。障害支援区分にかかわらず必要な支援が受けられることが必要である。

⑤障害者・児の利用料を原則無償とし、「応能負担」となるよう国に働きかけるとともに、自治体としても補助をしてください。また給食費など、福祉として必要なことも無償になるようにしてください。

本来、「福祉は現物給付」であり、福祉サービスを「益」としてとらえることは問題である。利用上限額は設定されているが、「応益負担原則」が残ったままであり、国が改善しないあいだは、障害者・児の生活を守るために自治体として無償にすべきである。

また、障害者・児の食の支えも極めて重要な課題である。特に障害児の分野では児童発達支援センターなどで給食費が発生し、施設で食事をしない家庭がでないか危惧をしている。偏食のある子どもや、食の楽しさなど、支援を通しその人の育ちを支える重要な役割がある。食育は保育・支援の一環として無償とすることが必要である。

★⑥40 歳以上の特定疾患・65 歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」せず、要介護認定の申請がないことを理由に障害福祉サービスを打ち切らないでください。そして、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。また、障害福祉サービスを利用する人が、要介護認定で非該当になった場合、障害福祉サービスの支給時間を削減しないでください。

障害も介護も当事者の意志にもとづいて利用申請する制度である。介護保険申請の強要や、申請をしないことを理由に障害福祉サービスを打ち切るなどの報復的な行政処分は違法行為であり、厚生労働省も同見解である。

厚生労働省障害保健福祉部回答(2021 年 8 月 2 日 障全協の厚労省交渉の速記録より)

「国の立場として一律に要介護認定をしないからと言って障害福祉サービスを打ち切ることは適切ではないとの立場から、『事務連絡』を発出して市町村にお示ししている。」

また、厚生労働省は介護保険との適用関係通知で、介護保険サービスを一律に優先することはせず、その人の利用意向やサービスの利用状況、関係事業所の意見を聴くなど継続して障害福祉サービスの利用が妥当かどうか、個別の状況に応じて判断するよう求めている。しかし、多くの自治体では迷うことなく「介護保険優先は法律で決まっていることです」と介護保険の利用申請を求めている。

介護保険サービスでは不足する支給量の上乗せに名古屋市は「要介護認定後、希望するサービスの時間が不足する場合、介護保険の単位数を障害福祉サービスの単位数から差し引いた単位数を上限に支給決定。なお、要支援の者に上乗せはない」と回答。支給条件に「要介護5」を上げたのは豊田市・西尾市・愛西市・豊山町・幸田町。これでは、障害福祉サービスの時間が確保されない。

⑦障害者が生活するグループホーム等の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

グループホームは、日中は活動(仕事)をし、支援を受けながら「自分の生活」を地域で送る施設である。利用者の保護者が高齢化している中で、暮らしの場としてグループホーム設置のニーズは年々増している。

国は2021年度の報酬改定で、新たに夜勤加算Ⅳ～Ⅵが新設した。これは「休憩時間の適切

な確保」を目的にしたもので、夜間の過酷な深夜労働に対しての改善のあらわれである。しかしながら、今回の加算は大きな法人でないと夜勤者にプラスでの配置は困難である。

2020 年の自治体キャラバンで夜間複数体制がとられている事業所は 733 件中 33 件と 5%にも満たない結果となった。現在の報酬単価では 1 人夜勤を配置するしかない状況で、16 時間拘束 8 時間実働 8 時間休憩というような長時間労働の実態がある。

入浴・食事・就寝の見守り・生活の相談もあり、1 人で勤務をするには困難があるほか、「発作対応の際に、もう一人発作が起きたら対応できないと感じた」「外に行かないよう玄関に布団を敷いて仮眠した」など緊張感が高く、身体も休まらない状況がある。1 対 1 での支援が必要な重度の障害者がグループホームを利用するケースも増えており、利用者の命と職員の健康を守るためにも複数配置ができる報酬単価が必要である。

⑧安定的な経営・人材確保・支援の質が担保されるよう、障害福祉の基本報酬を、日割単価制度を廃止し、月額単価制度になるよう国に要請し、自治体でも補助してください。

⑨地域生活支援事業の報酬単価を引き上げてください。

日割単価制度では、収入が非常に不安定なため、新型コロナ禍のようなことが一度起これば、事業所閉鎖にもつながりかねない。職員を常に配置基準を満たすように雇用するが、低賃金の非正規雇用にとどめざるを得ず、安定した雇用が見込めない。また賃金があがらないことで長く働く見通しが持てず、離職につながっている。

人手不足から利用日数に制限をかけることや、事業所閉鎖につながっている実態もあり、障害当事者の人権が守られない事態になっている。少なくとも運営に必要な基本報酬は月額支払いが必要である。

8. 予防接種について

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、带状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは 2 回の助成を行ってください。

(P102 参照)

日本で定期接種となっていないワクチンのうち、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)は国ごとの予防接種計画に基づいて実施するよう WHO が接種を勧告している。

流行性耳下腺炎ワクチンは、18 市町村(33%)が助成を行っている。日本耳鼻咽喉科学会の調査では、2015 年・2016 年の 2 年間で、少なくとも 348 人がおたふく風邪の合併症による難聴と診断されたと発表し、学会では定期接種化を求めている。なお、流行性耳下腺炎は 2 回のワクチン接種が必要で、新たに飛島村が助成回数を 2 回とし、2 回の助成を行っている自治体は 5 市村となった。より良い制度とするためにも 2 回接種の助成も検討すべきである。

子どもに対するインフルエンザワクチンの助成は、14 市町村(26%)が実施している。子どもや障害者の健康を守るためにも、学級閉鎖や看病のため仕事を休まざるを得ない親の負担を減らすためにも、すべての自治体でインフルエンザの予防接種助成制度があることが望ましい。

带状疱疹ワクチンは、2020 年 3 月から名古屋市が助成を開始した(生ワクチン、不活化ワクチンとも)が新たに刈谷市も助成を始めた。带状疱疹は加齢に伴い増加する傾向にあり、50 歳

を境に発症率が急激に上昇し、70 歳以上での発生頻度は 1000 人あたり 10 人以上となる。合併症や帯状疱疹後神経痛によって長期にわたって苦しむ患者が多いことからワクチンによる予防が重要である。

また 2018・2019 年と流行した麻しん(はしか)は、未接種または 1 回接種の 40 歳未満の住民に感染が拡大した。麻しんは 2 回の定期接種となっているが、定期接種の期間中に他の疾病に罹患し接種機会を逃した子どもが改めて接種する場合、対象から外れるため、費用は全額自己負担となる。風疹と同じく定期接種から漏れた住民に対する助成制度の創設が必要である。

【流行性耳下腺炎ワクチンを助成する 18 自治体】

名古屋市、豊橋市、岡崎市、春日井市、豊川市、刈谷市、豊田市、蒲郡市、犬山市、常滑市、小牧市、田原市、みよし市、飛島村、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村

【子どものインフルエンザワクチンを助成する 14 自治体】

安城市、東海市、大府市、知多市、豊明市、弥富市、あま市、豊山町、蟹江町、飛島村、南知多町、設楽町、東栄町、豊根村

【帯状疱疹ワクチンを助成する 2 自治体】

名古屋市、刈谷市

②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また 2 回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。(P103～104 参照)

高齢者用肺炎球菌ワクチン助成事業は 2014 年 10 月に定期接種化され、対象者は 65 歳とされたが、経過措置として 65 歳以上で 5 歳刻み(上限 100 歳)の住民も対象となっている。経過措置は、国が 2018 年度末で終了する予定であったため、11 市町が任意予防接種助成を 2018 年度末で終了した。しかし、国は経過措置を 2023 年度末まで延長することとなった。経過措置延長の理由は、接種率が低いことであり、終了した市町村については助成の再開が求められている。

肺炎による死亡数は 2020 年 78,000 人を超えており、がん、心疾患などに次ぎ死因の 5 位となっている。肺炎による死亡の 95%を 70 歳以上が占めていることから高齢者の健康にとってワクチンの接種が重要である。厚労省は、毎年 65 歳の人全員がワクチンを接種し、効果が 5 年持続するとした場合、年間 5,115 億円の医療費削減につながると推計している。

自治体では「肺炎が生命に関わる持病の人もある。早めに接種できるようにすることが、市民のためになる」と、26 市町村(48%)が定期接種の対象から漏れた人に任意接種の助成事業を継続している。住民の生命を守る自治体の役割として任意接種の助成事業は継続するべきである。

また自己負担金があるため、接種したくても接種できない住民がいるとの指摘もある。接種率の向上と住民の健康を守る立場から、自己負担額の軽減を求めたい。

さらに定期接種の助成は一度きりに限られており、期間の経過に伴う抗体の低下により感染リスクは高まるため、2 回目の接種助成を求める声は多い。2 回目の接種についても助成事業の対象とすることが求められている。

9. 健診・検診について

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。(P105 参照)

産婦健診事業は2017年4月、産後うつの防止などを目的に国が創設した。実施主体は市町村で、健診費用の2分の1を国が、残りを市町村が負担している(最大2回まで)。

2019年4月からは県内すべての市町村で助成が実現した。また、助成回数を2回に設定しているのは、2020年から4市町拡大し、20市町村(37%)となった。

産婦健診を2回助成している自治体では、産婦健診の受診率が約80%で、そのうち産後うつの支援が必要と判定された受診者が約10%いるという結果も示されている。

2015～16年に妊娠中から産後1年未満の女性で死亡した357人のうち、自殺が102人で、その原因の一つに産後うつが考えられるとの報道もあり、自治体では出産から子育てまで包括的に支援する子育て世代包括支援センターや産後ケア事業が進められている。産後のうつを早急に発見し、きめ細やかなフォローを行うためにも、産婦健診の2回助成の実施が求められている。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。(P106 参照)

産婦健診と同様に歯科健診においても、妊産婦への助成を行っている市町村が増加している。県内全ての市町村で妊産婦の期間中に少なくとも1回は助成が実施されており、妊婦・産婦それぞれの時期に助成がある市町村は22市町村(41%)となっている。

妊娠中は特に口腔内の環境が変化し、トラブルが起きやすい。にも関わらず、妊産婦が口腔内のチェックを受ける機会は少ない。また妊産婦や子どもの体調によって、予定している受診機会が失われることも多い。より多くの受診機会を確保するためにも妊婦・産婦それぞれの時期での助成実施が求められる。

③保健所や保健センターの保健師等スタッフを増員してください。歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

新型コロナウイルスの感染拡大は、現在の保健所や保健センターの体制では十分な公衆衛生行政が困難であることを浮き彫りにした。今こそ抜本的に体制を拡充することが不可欠である。

歯科口腔保健の必要性が高まる中、歯科衛生士の配置は充分とは言えない。歯科衛生士を常勤雇用する自治体は2021年度には33市町村(61%)である。

歯科衛生士の主な業務は歯科健診の補助、健診後の保健指導、歯科予防指導などが中心だが、歯科口腔保健は乳幼児から高齢者まで全ライフステージに渡って関与する必要がある、非常に専門性の高い技能が求められる。また業務実践のためには地域保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育など様々な関連施策との連携協力や、企画、調整、評価などの総合的な役割も求められている。

多様化する歯科口腔保健業務を効率的に実践するには、自治体に雇用される歯科専門職としての歯科衛生士は常勤かつ複数配置がどうしても必要である。

【2】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。(略)

(P107～116 参照)

各市町村別人口・高齢者人口・要介護認定者数

(2021年9月 愛知社保協まとめ)

・人口は2021年5月1日現在、介護認定者数は2021年5月末現在。

・要介護1～5の「割合」は65歳以上人口(B)での割合。

市町村名	人口 (A)	65歳以上人口		うち、75歳以上人口		要支援		要介護	
		(B)	割合 (B/A)	(C)	割合 (C/A)	(D)	割合 (D/B)	1	割合
合計	7,524,185	1,889,211	25.1%	967,361	12.9%	104,518	5.5%	60,768	3.2%
1 名古屋市	2,323,643	575,956	24.8%	301,017	13.0%	40,306	7.0%	16,675	2.9%
3 岡崎市	384,797	91,958	23.9%	44,064	11.5%	4,382	4.8%	3,828	4.2%
4 一宮市	377,884	103,516	27.4%	54,558	14.4%	4,580	4.4%	3,860	3.7%
5 瀬戸市	127,134	38,185	30.0%	20,086	15.8%	1,749	4.6%	1,453	3.8%
6 半田市	117,252	28,720	24.5%	14,466	12.3%	1,538	5.4%	1,216	4.2%
7 春日井市	306,018	79,875	26.1%	41,838	13.7%	4,229	5.3%	2,478	3.1%
9 津島市	60,617	18,431	30.4%	9,849	16.2%	773	4.2%	529	2.9%
10 碧南市	72,433	17,407	24.0%	8,884	12.3%	935	5.4%	490	2.8%
11 刈谷市	153,538	31,383	20.4%	15,345	10.0%	1,622	5.2%	1,162	3.7%
12 豊田市	421,509	98,514	23.4%	46,159	11.0%	4,745	4.8%	3,149	3.2%
13 安城市	188,484	40,231	21.3%	19,539	10.4%	1,995	5.0%	1,225	3.0%
14 西尾市	168,721	43,699	25.9%	21,559	12.8%	1,807	4.1%	1,546	3.5%
16 犬山市	72,696	21,644	29.8%	11,520	15.8%	1,269	5.9%	641	3.0%
17 常滑市	57,296	14,725	25.7%	7,901	13.8%	746	5.1%	587	4.0%
18 江南市	97,219	27,268	28.0%	14,304	14.7%	1,251	4.6%	911	3.3%
19 小牧市	147,532	36,873	25.0%	18,423	12.5%	2,049	5.6%	762	2.1%
20 稲沢市	134,646	37,449	27.8%	18,999	14.1%	2,142	5.7%	1,050	2.8%
25 知立市	71,817	14,468	20.1%	7,221	10.1%	538	3.7%	491	3.4%
26 尾張旭市	82,365	21,676	26.3%	11,248	13.7%	1,231	5.7%	602	2.8%
27 高浜市	48,863	9,403	19.2%	4,759	9.7%	458	4.9%	438	4.7%
28 岩倉市	47,873	12,163	25.4%	6,171	12.9%	688	5.7%	422	3.5%
29 豊明市	69,285	18,325	26.4%	9,658	13.9%	771	4.2%	565	3.1%
30 日進市	92,983	18,961	20.4%	10,064	10.8%	1,034	5.5%	616	3.2%
32 愛西市	60,682	19,281	31.8%	10,201	16.8%	786	4.1%	681	3.5%
33 清須市	69,758	16,194	23.2%	8,269	11.9%	748	4.6%	455	2.8%
34 北名古屋市	86,002	20,835	24.2%	11,239	13.1%	1,020	4.9%	698	3.4%
35 弥富市	42,928	11,320	26.4%	5,936	13.8%	582	5.1%	322	2.8%
36 みよし市	62,869	11,735	18.7%	5,769	9.2%	484	4.1%	310	2.6%
37 あま市	87,627	23,004	26.3%	12,023	13.7%	1,297	5.6%	763	3.3%
38 長久手市	62,464	10,133	16.2%	4,894	7.8%	482	4.8%	337	3.3%
39 東郷町	44,029	10,273	23.3%	5,240	11.9%	506	4.9%	314	3.1%
40 豊山町	15,743	3,569	22.7%	1,825	11.6%	167	4.7%	76	2.1%
41 大口町	24,296	5,836	24.0%	3,129	12.9%	151	2.6%	159	2.7%
42 扶桑町	34,281	9,057	26.4%	4,872	14.2%	401	4.4%	335	3.7%
43 大治町	32,651	6,936	21.2%	3,453	10.6%	412	5.9%	186	2.7%
44 蟹江町	36,697	9,458	25.8%	4,762	13.0%	446	4.7%	290	3.1%
45 飛島村	4,586	1,458	31.8%	770	16.8%	49	3.4%	37	2.5%
46 阿久比町	28,177	7,565	26.8%	3,907	13.9%	336	4.4%	207	2.7%
48 南知多町	16,527	6,537	39.6%	3,431	20.8%	256	3.9%	148	2.3%
49 美浜町	22,340	6,910	30.9%	3,539	15.8%	315	4.6%	225	3.3%
50 武豊町	43,030	10,913	25.4%	5,462	12.7%	473	4.3%	319	2.9%
51 幸田町	42,592	9,283	21.8%	4,402	10.3%	369	4.0%	307	3.3%
- 知多北部 広域連合	338,589	82,005	24.2%	41,897	12.4%	3,926	4.8%	2,726	3.3%
22 東海市	113,242	25,642	22.6%	13,329	11.8%	1,312	5.1%	846	3.3%
23 大府市	92,427	20,053	21.7%	10,271	11.1%	916	4.6%	633	3.2%
24 知多市	83,711	23,542	28.1%	11,811	14.1%	1,116	4.7%	789	3.4%
47 東浦町	49,209	12,768	25.9%	6,486	13.2%	582	4.6%	458	3.6%
- 東三河 広域連合	743,712	206,079	27.7%	104,709	14.1%	10,474	5.1%	7,177	3.5%
2 豊橋市	370,302	96,794	26.1%	48,301	13.0%	5,017	5.2%	3,161	3.3%
8 豊川市	184,056	48,471	26.3%	24,553	13.3%	2,199	4.5%	1,769	3.6%
15 蒲郡市	79,171	23,377	29.5%	12,603	15.9%	1,332	5.7%	941	4.0%
21 新城市	43,305	16,059	37.1%	8,270	19.1%	985	6.1%	622	3.9%
31 田原市	58,671	17,111	29.2%	8,473	14.4%	650	3.8%	490	2.9%
52 設楽町	4,355	2,268	52.1%	1,347	30.9%	159	7.0%	113	5.0%
53 東栄町	2,864	1,476	51.5%	863	30.1%	99	6.7%	60	4.1%
54 豊根村	988	523	52.9%	299	30.3%	33	6.3%	21	4.0%

要介護										要支援・ 要介護者合計		市町村名
2	割合	3	割合	4	割合	5	割合	合計	割合	割合		
55,903	3.0%	43,411	2.3%	38,817	2.1%	25,153	1.3%	224,052	11.9%	328,570	17.4%	合計
21,401	3.7%	16,384	2.8%	13,373	2.3%	8,712	1.5%	76,545	13.3%	116,851	20.3%	名古屋市 1
2,019	2.2%	2,012	2.2%	1,487	1.6%	924	1.0%	10,270	11.2%	14,652	15.9%	岡崎市 3
3,330	3.2%	2,274	2.2%	2,055	2.0%	1,403	1.4%	12,922	12.5%	17,502	16.9%	一宮市 4
1,069	2.8%	789	2.1%	746	2.0%	502	1.3%	4,559	11.9%	6,308	16.5%	瀬戸市 5
720	2.5%	680	2.4%	627	2.2%	312	1.1%	3,555	12.4%	5,093	17.7%	半田市 6
2,596	3.3%	1,729	2.2%	1,668	2.1%	1,107	1.4%	9,578	12.0%	13,807	17.3%	春日井市 7
668	3.6%	443	2.4%	388	2.1%	208	1.1%	2,236	12.1%	3,009	16.3%	津島市 9
453	2.6%	411	2.4%	374	2.1%	206	1.2%	1,934	11.1%	2,869	16.5%	碧南市 10
671	2.1%	663	2.1%	636	2.0%	381	1.2%	3,513	11.2%	5,135	16.4%	刈谷市 11
2,497	2.5%	1,760	1.8%	1,921	1.9%	1,341	1.4%	10,668	10.8%	15,413	15.6%	豊田市 12
880	2.2%	583	1.4%	794	2.0%	511	1.3%	3,993	9.9%	5,988	14.9%	安城市 13
1,139	2.6%	891	2.0%	824	1.9%	492	1.1%	4,892	11.2%	6,699	15.3%	西尾市 14
389	1.8%	416	1.9%	376	1.7%	207	1.0%	2,029	9.4%	3,298	15.2%	犬山市 16
455	3.1%	373	2.5%	332	2.3%	214	1.5%	1,961	13.3%	2,707	18.4%	常滑市 17
716	2.6%	543	2.0%	543	2.0%	344	1.3%	3,057	11.2%	4,308	15.8%	江南市 18
641	1.7%	583	1.6%	627	1.7%	415	1.1%	3,028	8.2%	5,077	13.8%	小牧市 19
953	2.5%	793	2.1%	712	1.9%	424	1.1%	3,932	10.5%	6,074	16.2%	稲沢市 20
351	2.4%	259	1.8%	290	2.0%	163	1.1%	1,554	10.7%	2,092	14.5%	知立市 25
504	2.3%	407	1.9%	410	1.9%	272	1.3%	2,195	10.1%	3,426	15.8%	尾張旭市 26
222	2.4%	219	2.3%	190	2.0%	120	1.3%	1,189	12.6%	1,647	17.5%	高浜市 27
260	2.1%	240	2.0%	218	1.8%	146	1.2%	1,286	10.6%	1,974	16.2%	岩倉市 28
591	3.2%	351	1.9%	349	1.9%	249	1.4%	2,105	11.5%	2,876	15.7%	豊明市 29
445	2.3%	343	1.8%	380	2.0%	273	1.4%	2,057	10.8%	3,091	16.3%	日進市 30
546	2.8%	415	2.2%	400	2.1%	259	1.3%	2,301	11.9%	3,087	16.0%	愛西市 32
462	2.9%	397	2.5%	358	2.2%	228	1.4%	1,900	11.7%	2,648	16.4%	清須市 33
474	2.3%	389	1.9%	347	1.7%	245	1.2%	2,153	10.3%	3,173	15.2%	北名古屋市 34
343	3.0%	271	2.4%	220	1.9%	144	1.3%	1,300	11.5%	1,882	16.6%	弥富市 35
240	2.0%	211	1.8%	194	1.7%	100	0.9%	1,055	9.0%	1,539	13.1%	みよし市 36
702	3.1%	510	2.2%	444	1.9%	353	1.5%	2,772	12.1%	4,069	17.7%	あま市 37
244	2.4%	168	1.7%	173	1.7%	136	1.3%	1,058	10.4%	1,540	15.2%	長久手市 38
269	2.6%	197	1.9%	187	1.8%	117	1.1%	1,084	10.6%	1,590	15.5%	東郷町 39
124	3.5%	91	2.5%	77	2.2%	54	1.5%	422	11.8%	589	16.5%	豊山町 40
125	2.1%	107	1.8%	85	1.5%	73	1.3%	549	9.4%	700	12.0%	大口町 41
239	2.6%	173	1.9%	165	1.8%	149	1.6%	1,061	11.7%	1,462	16.1%	扶桑町 42
203	2.9%	127	1.8%	135	1.9%	75	1.1%	726	10.5%	1,138	16.4%	大治町 43
300	3.2%	223	2.4%	163	1.7%	96	1.0%	1,072	11.3%	1,518	16.0%	蟹江町 44
55	3.8%	36	2.5%	32	2.2%	11	0.8%	171	11.7%	220	15.1%	飛島村 45
191	2.5%	130	1.7%	127	1.7%	76	1.0%	731	9.7%	1,067	14.1%	阿久比町 46
184	2.8%	142	2.2%	196	3.0%	109	1.7%	779	11.9%	1,035	15.8%	南知多町 48
173	2.5%	141	2.0%	142	2.1%	74	1.1%	755	10.9%	1,070	15.5%	美浜町 49
239	2.2%	204	1.9%	150	1.4%	100	0.9%	1,012	9.3%	1,485	13.6%	武豊町 50
126	1.4%	185	2.0%	168	1.8%	91	1.0%	877	9.4%	1,246	13.4%	幸田町 51
2,787	3.4%	2,118	2.6%	1,854	2.3%	1,241	1.5%	10,726	13.1%	14,652	17.9%	知多北部 広域連合 -
941	3.7%	801	3.1%	646	2.5%	406	1.6%	3,640	14.2%	4,952	19.3%	東海市 22
678	3.4%	470	2.3%	436	2.2%	319	1.6%	2,536	12.6%	3,452	17.2%	大府市 23
705	3.0%	527	2.2%	474	2.0%	332	1.4%	2,827	12.0%	3,943	16.7%	知多市 24
463	3.6%	320	2.5%	298	2.3%	184	1.4%	1,723	13.5%	2,305	18.1%	東浦町 47
4,907	2.4%	4,030	2.0%	3,880	1.9%	2,496	1.2%	22,490	10.9%	32,964	16.0%	東三河 広域連合 -
2,194	2.3%	1,707	1.8%	1,661	1.7%	1,079	1.1%	9,802	10.1%	14,819	15.3%	豊橋市 2
1,174	2.4%	1,025	2.1%	958	2.0%	627	1.3%	5,553	11.5%	7,752	16.0%	豊川市 8
525	2.2%	479	2.0%	427	1.8%	256	1.1%	2,628	11.2%	3,960	16.9%	蒲郡市 15
421	2.6%	343	2.1%	358	2.2%	213	1.3%	1,957	12.2%	2,942	18.3%	新城市 21
442	2.6%	318	1.9%	347	2.0%	240	1.4%	1,837	10.7%	2,487	14.5%	田原市 31
97	4.3%	79	3.5%	75	3.3%	47	2.1%	411	18.1%	570	25.1%	設楽町 52
37	2.5%	58	3.9%	42	2.8%	25	1.7%	222	15.0%	321	21.7%	東栄町 53
17	3.3%	21	4.0%	12	2.3%	9	1.7%	80	15.3%	113	21.6%	豊根村 54

介護保険料(月額・65歳以上)と保険料段階数

(2021年4月 愛知県保険医協会調査)

※第7・第8期については、自治体へのアンケート結果を反映。第6期以前は、前回のアンケート結果から転載。
 ※東三河8市町村(豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市・設楽町・東栄町・豊根村)は、第7期から東三河広域連合が計画を策定。第8期計画から保険料が統一された。
 ※「段階」欄は第8期計画。
 ※保険料の値下げは、5市町(9%)、据え置きは15市町(28%)、値上げは34市町村(63%)。
 ※保険料の段階数は、最小が第10段階:2市町(4%)、最大が第17段階:2市(4%)。

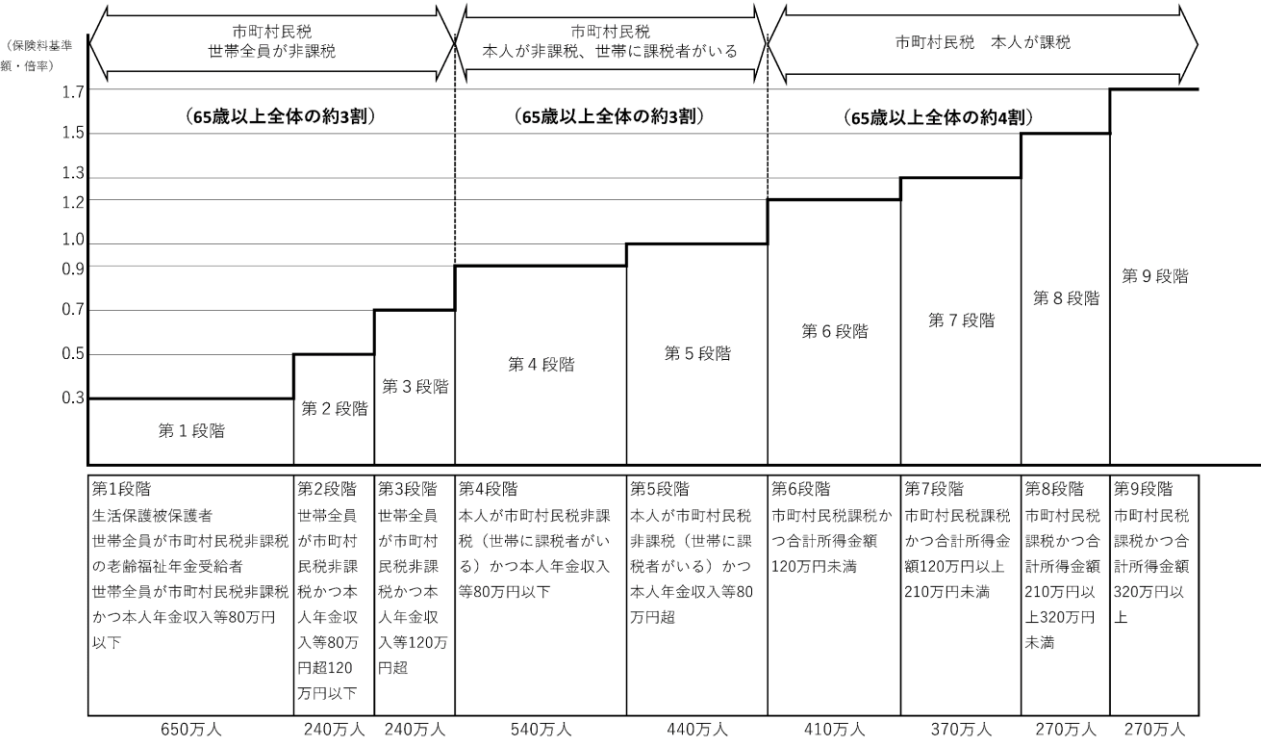
市町村名	第3期 保険料額 (2006年度～)	第4期 保険料額 (2009年度～)	第5期 保険料額 (2012年度～)	第6期 保険料額 (2015年度～)	第7期 保険料額 (2018年度～)	第8期 保険料額 (2021年度～)	値上げ額	値上げ率	段階
愛知県平均 (加重平均)	3,993	3,941	4,768	5,191	5,526	5,732	206	103.7%	—
1 名古屋市	4,398	4,149	5,440	5,894	6,391	6,642	251	103.9%	15
2 豊橋市	3,760	3,960	4,300	4,800	4,813	4,990	177	103.7%	12
3 岡崎市	3,900	4,100	4,300	4,770	5,390	5,700	310	105.8%	14
4 一宮市	3,800	3,859	5,125	5,200	5,350	5,817	467	108.7%	14
5 瀬戸市	4,147	4,188	4,430	4,945	5,627	5,322	-305	94.6%	13
6 半田市	4,050	3,945	4,980	4,930	5,480	5,600	120	102.2%	12
7 春日井市	4,087	4,106	4,649	5,047	5,777	5,794	17	100.3%	14
8 豊川市	3,616	3,944	4,590	5,180	5,181	4,990	-191	96.3%	12
9 津島市	4,540	4,011	5,181	5,300	5,600	5,600	0	100.0%	17
10 碧南市	3,300	3,360	4,500	4,600	4,860	5,300	440	109.1%	13
11 刈谷市	3,700	3,700	4,440	4,940	5,200	5,200	0	100.0%	13
12 豊田市	3,838	3,838	4,280	4,800	5,200	5,500	300	105.8%	13
13 安城市	3,700	3,700	4,150	4,800	5,290	5,290	0	100.0%	14
14 西尾市	3,225	3,700	4,200	4,800	5,200	5,300	100	101.9%	13
15 蒲郡市	3,618	4,086	4,472	4,900	4,503	4,990	487	110.8%	12
16 犬山市	3,563	3,296	3,995	4,563	4,783	4,783	0	100.0%	13
17 常滑市	3,200	4,000	4,800	4,950	5,400	5,600	200	103.7%	12
18 江南市	3,752	3,778	4,177	4,945	5,033	5,349	316	106.3%	12
19 小牧市	3,587	3,587	3,647	4,163	4,309	4,309	0	100.0%	11
20 稲沢市	3,830	3,855	4,400	4,600	4,800	4,900	100	102.1%	12
21 新城市	3,560	3,560	4,450	4,950	5,213	4,990	-223	95.7%	12
25 知立市	2,950	3,200	3,680	4,250	4,650	4,650	0	100.0%	12
26 尾張旭市	4,190	4,005	4,155	4,820	4,990	4,990	0	100.0%	13
27 高浜市	4,296	4,400	5,260	5,480	5,700	5,820	120	102.1%	17
28 岩倉市	3,785	3,495	4,100	4,814	4,953	4,996	43	100.9%	13
29 豊明市	4,550	3,845	4,529	5,475	5,508	5,675	167	103.0%	13
30 日進市	4,580	3,617	4,370	5,190	5,363	5,363	0	100.0%	13
31 田原市	3,540	3,540	4,216	4,750	4,871	4,990	119	102.4%	12
32 愛西市	3,850	3,850	4,350	4,800	5,100	5,500	400	107.8%	12
33 清須市	3,689	3,942	4,898	4,984	5,181	5,939	758	114.6%	12
34 北名古屋市	3,824	3,665	4,316	4,650	4,650	4,865	215	104.6%	10
35 弥富市	3,500	3,450	4,550	4,760	5,540	6,050	510	109.2%	12
36 みよし市	3,680	3,680	3,680	4,040	4,040	4,600	560	113.9%	13
37 あま市	2,356	3,789	4,300	4,700	5,200	5,400	200	103.8%	12
38 長久手市	4,355	4,002	4,283	5,045	5,345	5,345	0	100.0%	13
39 東郷町	4,407	3,808	3,846	4,664	4,997	5,596	599	112.0%	14
40 豊山町	3,694	3,899	4,382	5,300	5,300	5,300	0	100.0%	10
41 大口町	3,450	3,450	3,750	3,750	4,041	4,596	555	113.7%	15

市町村名		第3期 保険料額 (2006年度～)	第4期 保険料額 (2009年度～)	第5期 保険料額 (2012年度～)	第6期 保険料額 (2015年度～)	第7期 保険料額 (2018年度～)	第8期 保険料額 (2021年度～)	値上げ額	値上げ率	段階
42	扶桑町	3,345	3,454	3,969	4,381	4,511	4,711	200	104.4%	12
43	大治町	4,000	4,000	4,500	4,900	5,200	5,700	500	109.6%	12
44	蟹江町	3,000	3,500	4,750	5,100	5,500	5,700	200	103.6%	11
45	飛島村	2,900	3,301	4,650	6,520	6,350	6,350	0	100.0%	12
46	阿久比町	4,380	3,650	4,400	4,780	4,780	4,780	0	100.0%	12
48	南知多町	3,400	3,400	4,400	5,100	5,000	5,000	0	100.0%	12
49	美浜町	3,500	3,600	4,500	5,100	5,100	5,100	0	100.0%	12
50	武豊町	3,700	3,980	4,780	4,850	4,960	4,960	0	100.0%	12
51	幸田町	3,200	3,500	3,800	4,100	4,300	4,800	500	111.6%	13
52	設楽町	3,400	3,700	4,400	5,700	5,125	4,990	-135	97.4%	12
53	東栄町	3,800	4,100	4,300	5,900	4,825	4,990	165	103.4%	12
54	豊根村	3,600	3,560	4,500	5,300	5,418	4,990	-428	92.1%	12
—	知多北部広域連合	3,941	4,030	4,934	5,073	5,073	5,533	460	109.1%	13
—	東三河広域連合	—	—	—	—	—	4,990	—	—	12

第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階	第15段階	第17段階
2	2	24	17	5	2	2

値下げ	5
据え置き	15
値上げ	34

国が示す保険料段階の倍率・対象者・所得基準



※被保険者数は2015年10月1日現在の人口推計を基に算出

第8期保険料段階と倍率と所得金額

(2021年4月 愛知県保険医協会調査)

市町村名	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階 (基準額)	第6段階		第7段階		第8段階		第9段階		第10段階	
	※0.25	0.40	0.70	0.85	1.00	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準
						本人が住民税課税									
1 名古屋市	0.25	0.45	0.65	0.85	1.00	1.02	80万未満	1.05	120万未満	1.15	210万未満	1.40	320万未満	1.65	400万未満
3 岡崎市	0.30	0.50	0.70	0.90	1.00	1.10	120万未満	1.25	210万未満	1.50	320万未満	1.70	500万未満	1.80	700万未満
4 一宮市	0.25	0.37	0.70	0.88	1.00	1.10	120万未満	1.25	210万未満	1.40	320万未満	1.55	400万未満	1.75	600万未満
5 瀬戸市	0.30	0.50	0.70	0.83	1.00	1.15	120万未満	1.35	210万未満	1.65	320万未満	1.80	400万未満	2.00	600万未満
6 半田市	0.30	0.45	0.70	0.85	1.00	1.15	120万未満	1.25	210万未満	1.50	320万未満	1.60	400万未満	1.70	600万未満
7 春日井市	0.29	0.37	0.55	0.69	1.00	1.15	80万未満	1.20	120万未満	1.25	150万未満	1.30	210万未満	1.50	250万未満
9 津島市	0.20	0.40	0.65	0.85	1.00	1.20	120万未満	1.30	200万未満	1.50	300万未満	1.70	400万未満	1.90	600万未満
10 碧南市	0.20	0.40	0.60	0.85	1.00	1.20	125万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	400万未満	1.90	500万未満
11 刈谷市	0.30	0.50	0.70	0.85	1.00	1.10	125万未満	1.25	200万未満	1.50	300万未満	1.75	400万未満	2.00	500万未満
12 豊田市	0.20	0.35	0.60	0.80	1.00	1.15	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	400万未満	1.90	500万未満
13 安城市	0.25	0.40	0.65	0.90	1.00	1.15	120万未満	1.25	210万未満	1.50	320万未満	1.65	400万未満	1.75	500万未満
14 西尾市	0.30	0.40	0.70	0.85	1.00	1.15	120万未満	1.25	210万未満	1.40	320万未満	1.55	400万未満	1.70	600万未満
16 犬山市	0.30	0.50	0.70	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	400万未満	1.80	600万未満
17 常滑市	0.30	0.50	0.70	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	500万未満	1.80	700万未満
18 江南市	0.30	0.50	0.70	0.83	1.00	1.10	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.60	500万未満	1.70	1000万未満
19 小牧市	0.30	0.50	0.70	0.90	1.00	1.15	120万未満	1.25	210万未満	1.50	320万未満	1.70	500万未満	1.80	700万未満
20 稲沢市	0.20	0.40	0.60	0.80	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	400万未満	1.80	600万未満
25 知立市	0.20	0.35	0.65	0.85	1.00	1.15	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.60	400万未満	1.75	600万未満
26 尾張旭市	0.25	0.40	0.65	0.85	1.00	1.15	120万未満	1.20	125万未満	1.30	210万未満	1.50	290万未満	1.60	320万未満
27 高浜市	0.30	0.50	0.70	0.88	1.00	1.13	120万未満	1.25	210万未満	1.50	320万未満	1.65	500万未満	1.75	800万未満
28 岩倉市	0.30	0.45	0.65	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.40	290万未満	1.50	320万未満	1.60	500万未満
29 豊明市	0.25	0.40	0.70	0.90	1.00	1.13	120万未満	1.27	210万未満	1.55	320万未満	1.70	400万未満	1.80	700万未満
30 日進市	0.30	0.35	0.60	0.85	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	500万未満	1.80	800万未満
32 愛西市	0.30	0.50	0.70	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	500万未満	1.80	750万未満
33 清須市	0.30	0.50	0.70	0.83	1.00	1.25	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	500万未満	1.85	500万以上
34 北名古屋市	0.25	0.40	0.65	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	500万未満	1.90	700万未満
35 弥富市	0.20	0.40	0.70	0.85	1.00	1.10	125万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	400万未満	1.90	700万未満
36 みよし市	0.30	0.50	0.70	0.80	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	400万未満	1.80	800万未満
37 あま市	0.25	0.40	0.70	0.88	1.00	1.15	125万未満	1.40	210万未満	1.60	320万未満	1.80	500万未満	2.00	750万未満
38 長久手市	0.26	0.35	0.62	0.88	1.00	0.09	120万未満	0.29	210万未満	1.49	320万未満	1.70	400万未満	1.85	500万未満
39 東郷町	0.30	0.43	0.65	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.60	500万未満	1.70	500万以上
40 豊山町	0.25	0.40	0.65	0.80	1.00	1.20	125万未満	1.25	210万未満	1.50	320万未満	1.60	400万未満	1.75	600万未満
41 大口町	0.30	0.40	0.70	0.85	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.60	400万未満	1.70	500万未満
42 扶桑町	0.30	0.45	0.70	0.85	1.00	1.20	120万未満	1.25	210万未満	1.50	320万未満	1.65	500万未満	1.75	800万未満
43 大治町	0.30	0.50	0.70	0.85	1.00	1.20	120万未満	1.25	210万未満	1.45	320万未満	1.65	500万未満	1.75	1000万未満
44 蟹江町	0.30	0.50	0.70	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	500万未満	1.90	750万未満
45 飛島村	0.30	0.50	0.70	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	400万未満	1.80	600万未満
46 阿久比町	0.30	0.50	0.70	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	400万未満	1.80	600万未満
48 南知多町	0.30	0.50	0.70	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	400万未満	1.80	600万未満
49 美浜町	0.30	0.50	0.70	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	400万未満	1.80	600万未満
50 武豊町	0.30	0.50	0.70	0.87	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	450万未満	1.84	700万未満
51 幸田町	0.20	0.45	0.70	0.85	1.00	1.15	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.55	400万未満	1.80	600万未満
— 知多北部広域連合	0.30	0.50	0.70	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	400万未満	1.80	600万未満
— 東三河広域連合	0.30	0.50	0.70	0.85	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	500万未満	1.80	750万未満

国の示す保険料段階の対象者及び所得基準は下記の通り

第1段階	生活保護世帯または世帯非課税で老齢福祉年金受給者及び世帯非課税で課税年金収入と合計所得金額が80万円以下
第2段階	世帯非課税で課税年金収入と合計所得金額が80万円超～120万円以下
第3段階	世帯非課税で課税年金収入と合計所得金額が120万円超
第4段階	世帯課税で本人非課税で課税年金収入と合計所得金額が80万円以下
第5段階	世帯課税で本人非課税で課税年金収入と合計所得金額が80万円超 ※基準段階

※名古屋市は「生保または老齢福祉年金受給者」と「本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額が80万円以下の者」の段階を分けているが、この表では合わせて1段階とした。従って名古屋市では第2段階以降は1を加えた15段階での基準としている。

第11段階		第12段階		第13段階		第14段階		第15段階		第16段階		第17段階		市町村名
倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	
本人が住民税課税														
1.90	540万未満	2.10	700万未満	2.30	1000万未満	2.50	1000万以上							名古屋市 1
1.90	600万未満	2.15	800万未満	2.40	1000万未満	2.65	1000万以上							岡崎市 3
1.90	1000万未満	2.00	1200万未満	2.10	1500万未満	2.20	1500万以上							一宮市 4
1.95	800万未満	2.15	1000万未満	2.35	1000万以上									瀬戸市 5
2.10	1000万未満	2.30	1000万以上											半田市 6
1.80	800万未満	1.85	1000万未満	1.90	1500万未満	2.00	1500万以上							春日井市 7
1.60	320万未満	1.70	360万未満	1.80	400万未満	1.90	500万未満	2.20	650万未満	2.25	800万未満	2.35	800万以上	津島市 9
2.00	800万未満	2.20	1000万未満	2.40	1000万以上									碧南市 10
2.10	700万未満	2.30	1000万未満	2.50	1000万以上									刈谷市 11
2.10	700万以上	2.25	1000万未満	2.50	1000万以上									豊田市 12
2.10	700万未満	2.30	900万未満	2.40	1000万未満	2.50	1000万以上							安城市 13
1.85	800万未満	2.05	1000万未満	2.50	1000万以上									西尾市 14
1.80	800万以上	1.90	1000万未満	2.00	1000万以上									犬山市 16
1.90	800万未満	2.00	800万以上											常滑市 17
1.90	1000万未満	2.00	1000万以上											江南市 18
1.80	1000万以上													小牧市 19
1.90	1000万未満	2.00	1000万以上											稲沢市 20
1.90	1000万未満	2.00	1000万以上											知立市 25
1.85	800万未満	1.95	1000万未満	2.05	1000万以上									尾張旭市 26
1.70	350万未満	1.75	500万未満	1.80	600万未満	1.85	700万未満	1.95	850万未満	2.10	1000万未満	2.20	1000万以上	高浜市 27
1.85	1000万未満	1.95	1500万未満	2.05	1500万以上									岩倉市 28
1.80	800万未満	2.00	1000万未満	2.20	1000万以上									豊明市 29
2.10	1000万未満	2.30	1500万未満	2.50	1500万以上									日進市 30
1.90	1000万未満	2.00	1000万以上											愛西市 32
1.90	1000万未満	2.00	1000万以上											清須市 33
														北名古屋市 34
2.00	1000万未満	2.10	1000万以上											弥富市 35
2.00	1000万未満	2.10	1500万未満	2.20	1500万以上									みよし市 36
1.90	1000万未満	2.00	1000万以上											あま市 37
2.20	1000万未満	2.40	1500万未満	2.60	1500万以上									長久手市 38
2.05	700万未満	2.25	1000万未満	2.50	1500万未満	2.65	1500万以上							東郷町 39
														豊山町 40
1.80	800万未満	1.90	1000万未満	2.00	1500万未満	2.10	2000万未満	2.20	2000万以上					大口町 41
1.80	1000万未満	1.90	1000万以上											扶桑町 42
1.85	1000万未満	1.95	1000万以上											大治町 43
1.90	1000万以上													蟹江町 44
2.10	1000万未満	2.30	1000万以上											飛島村 45
1.90	800万未満	2.00	800万以上											阿久比町 46
1.90	800万未満	2.00	800万以上											南知多町 48
1.90	800万未満	2.00	800万以上											美浜町 49
2.15	1000万未満	2.30	1000万以上											武豊町 50
1.90	800万未満	2.00	1000万未満	2.10	1000万以上									幸田町 51
1.90	800万未満	1.95	1000万未満	2.00	1000万以上									知多北部広域連合 —
2.00	1000万未満	2.20	1000万以上											東三河広域連合 —

※第1～3段階は公費による軽減措置後の倍率を記載。
 ※第1段階を低く設定しているのは、碧南市・刈谷市・安城市・知立市・尾張旭市・みよし市・幸田町(0.2倍)、名古屋市・岡崎市・瀬戸市・西尾市・高浜市・日進市・弥富市・長久手市・大口町(0.25倍)など。
 ※段階を最も増やしているのは、津島市・高浜市(17段階)、段階が最も少ないのは、北名古屋市・豊山町(10段階)。第7期から段階を増やしたのは一宮市・碧南市・豊田市・江南市・稲沢市・岩倉市・愛西市・清須市・みよし市・東郷町・大口町・幸田町・知多北部広域連合。
 ※最高倍率が高いのは岡崎市・東郷町(2.65倍)、長久手市(2.6倍)、名古屋市・刈谷市・豊田市・安城市・西尾市・日進市(2.5倍)など。

収入減を理由とした介護保険料減免の実施状況

(2020年愛知自治体キャラバンまとめ)

①減免要件は、岡崎市が「前年合計所得500万円以下かつ当年所得見込み7/10以下」で最も高い水準。
 ②次いで、前年所得要件を尾張旭市・みよし市が500万円以下、犬山市が400万円以下としているが、その他は300万円またはそれ以下か、基準すら設けられていない。改善が求められる。
 ③減免実績は、2019年度で157件2,602,357円。コロナ関係の減免が2020年2月～7月に1,358件87,673,730円あり、従前からの減免制度がいかにも不十分であるかが明らかになった。

市町村名	収入減を理由にした減免							コロナ減免		
	減免要件				2018年度		2019年度		2020年2月～7月	
	前年合計所得	当年見込み所得	当年/前年減少割合	減免割合	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計					174	2,933,092	157	2,602,357	1,358	87,673,730
1 名古屋市	125万円以下	100万円以下	1/2以下	5割	131	1,975,630	121	1,722,830	796	63,107,270
2 豊橋市	300万円以下		1/2未満	5割	0	0	3	59,195	4	292,090
3 岡崎市	500万円以下		7/10以下	3～7割	1	32,150	2	67,870	20	532,200
4 一宮市	200万円以下		1/2以下	5割	19	498,400	11	327,600	11	785,500
5 瀬戸市	300万円以下		1/2以下	5～10割	1	47,300	1	7,400	0	0
6 半田市	250万円未満		1/2以下	5～10割	1	18,460	0	0	14	834,770
7 春日井市	200万円以下		1/2以下	3～5割	7	164,100	3	61,400	28	1,981,200
8 豊川市	300万円以下		1/2未満	5割	0	0	0	0	1	94,796
9 津島市	法施行令第2基準 所得金額以下		1/2以下	5割	0	0	0	0	6	310,500
10 碧南市	300万円以下		1/2以下	5割	0	0	0	0	5	381,945
11 刈谷市	300万円以下		1/2以下	5割	0	0	0	0	1	61,440
12 豊田市	なし				-	-	-	-	13	1,006,425
13 安城市	300万円以下		1/2以下	5割	0	0	0	0	0	0
14 西尾市	300万円以下		1/2以下	5割	0	0	0	0	15	809,910
15 蒲郡市	300万円以下		1/2未満	5割	0	0	0	0	3	119,717
16 犬山市	400万円以下		1/2以下	5割	0	0	0	0	0	0
17 常滑市	200万円以下		1/2以下	1.25～5割	0	0	0	0	6	293,130
18 江南市	300万円以下		1/2以下	5割	0	0	1	21,000	0	0
19 小牧市	なし				-	-	-	-	2	69,600
20 稲沢市	300万円以下		1/2以下	5割	2	31,200	1	31,500	3	240,000
21 新城市	300万円以下		1/2未満	5割	0	0	0	0	0	0
22 東海市		125万円以下	1/2以下	5割	0	0	0	0	0	0
23 大府市		125万円以下	1/2以下	5割	1	9,900	1	2,300	0	0
24 知多市		125万円以下	1/2以下	5割	1	3,100	0	0	0	0
25 知立市	300万円以下		1/2以下	5割	0	0	0	0	6	370,300
26 尾張旭市	500万円以下		1/2未満	3～10割	0	0	2	82,800	0	0
27 高浜市	300万円以下		1/2未満		0	0	0	0	0	0
28 岩倉市	300万円以下		2/3以下	1/3～2/3	0	0	0	0	8	390,500
29 豊明市	なし				-	-	-	-	9	521,600

市町村名		収入減を理由にした減免								コロナ減免	
		減免要件			減免割合	2018年度		2019年度		2020年2月～7月	
		前年合計所得	当年見込み所得	当年/前年減少割合		件数	金額	件数	金額	件数	金額
30	日進市	200万円以下		1／2以下	3～5割	4	87,400	1	12,200	8	518,400
31	田原市	300万円以下		1／2未満	5割	0	0	0	0	1	80,618
32	愛西市	収入が著しく減少				0	0	0	0	0	0
33	清須市	159万円以下		1／2以下	5割	0	0	0	0	16	1,049,900
34	北名古屋市	200万円以下		1／2以下	5割	0	0	0	0	20	1,208,800
35	弥富市	362万円以下		1／2以下	2. 5～10割	0	0	0	0	0	0
36	みよし市	500万円以下		1／2以下	2. 5～10割	5	60,802	7	85,042	2	91,629
37	あま市	300万円以下		1／2以下	5割	0	0	0	0	15	497,900
38	長久手市			1／2以下	5割	0	0	0	0	0	0
39	東郷町	基準所得以下		1／2以下	5割	0	0	0	0	8	368,500
40	豊山町	200万円以下		1／2以下	3～5割	0	0	0	0	17	1,082,000
41	大口町	250万円以下		1／2以下	5割	0	0	0	0	11	562,300
42	扶桑町	なし				-	-	-	-	0	0
43	大治町	なし				-	-	-	-	0	0
44	蟹江町	収入が著しく減少				0	0	0	0	0	0
45	飛島村	なし				-	-	-	-	0	0
46	阿久比町	300万円以下		1／2以下	5割	0	0	2	90,780	10	537,530
47	東浦町		125万円以下	1／2以下	5割	0	0	0	0	0	0
48	南知多町	250万円以下		1／2以下		0	0	0	0	266	8,045,800
49	美浜町	なし				-	-	-	-	8	581,830
50	武豊町	300万円以下		1／2以下	5割	1	4,650	1	30,440	24	804,700
51	幸田町	300万円以下		1／2未満	5割	0	0	0	0	1	40,930
52	設楽町	300万円以下		1／2未満	5割	0	0	0	0	0	0
53	東栄町	300万円以下		1／2未満	5割	0	0	0	0	0	0
54	豊根村	300万円以下		1／2未満	5割	0	0	0	0	0	0

介護保険料の低所得者減免実施市町村一覧

(2020年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ①介護保険料減免制度があるのは29市町村(54%)。
 ②減免実績は、2018年度4,138件41,674,238円
 →2019年度4,171件38,955,652円
 ③「3原則項目」欄の○印は、介護保険利用者の立場
 に立って、3原則を超えて実施している市町村。

保険料単独減免に対して、厚労省が禁止を指導する3原則

- ①保険料の全額免除
 ②資産状況等を把握せず収入のみに着目した一律の減免
 ③保険料減免分に対する一般財源の繰入れ

- ④実施割合の推移:2000年 5% → 2005年54% → 2010年55% → 2015年44% →
 2017年48% → 2018年54% → 2019年54% → 2020年54%

市町村名	減免対象となる所得段階区分等	3原則項目			申請不要	2019年度実績	
		全額免除	資産制限	一般会計		件数	金額
合計	減免実施市町村数:29(54%)	4	3	1	1	4,171	38,955,652
3 岡崎市	第1段階(前年収入60万円以内)、第2段階(前年収入120万円以下)	×	×	×	×	35	364,340
4 一宮市	第1段階(生保は除く)の老齢福祉年金受給者、第3段階(前年所得33万円以下)	×	○	×	○	3,282	29,716,300
5 瀬戸市	世帯非課税で、生活困窮と認められる方	×	×	×	×	0	0
6 半田市	災害・失業その他特別な事情等による保険料納付困難	○	×	×	×	0	0
9 津島市	第1段階(世帯非課税・扶養・資産等要件あり)	×	×	×	×	0	0
10 碧南市	世帯収入が年80万円もしくは120万円以下で、預金等の資産なく生活困窮	×	×	×	×	3	23,571
12 豊田市	世帯収入が生活保護基準の1.2倍未満(預貯金・資産要件あり)	×	×	×	×	25	391,968
14 西尾市	第1・2段階(預貯金・資産要件あり)	×	×	○	×	10	216,080
16 犬山市	第2段階(生活保護基準以下の世帯)	×	×	×	×	0	0
19 小牧市	生活保護基準以下等	○	○	×	×	3	81,400
20 稲沢市	老齢福祉年金受給者で、すべての世帯員に固定資産がなく、非課税世帯	×	×	×	×	0	0
25 知立市	第1・2段階で世帯の収入が独居で150万円以下、預貯金が独居で200万円以下(世帯員による加算あり、その他資産・扶養等要件あり)	×	×	×	×	58	357,700
28 岩倉市	前年収入42万円以下(扶養・資産要件等あり)	○	×	×	×	0	0
30 日進市	第1段階(老齢福祉年金受給者)	×	○	×	×	0	0
34 北名古屋市	第1-3段階で、かつ生活保護基準相当	×	×	×	×	6	66,000
35 弥富市	生活保護基準の110/100以下(財産要件あり)	×	×	×	×	0	0
42 扶桑町	災害・死亡・長期入院、事業の休廃止等、農作物の不作、その他町長が認めた場合	×	×	×	×	0	0
44 蟹江町	第1段階(資産・扶養等要件あり)	×	×	×	×	575	6,873,180
46 阿久比町	第1-3段階(生活困窮者、収入要件あり)	×	×	×	×	0	0
50 武豊町	第1-2段階(前年所得0円かつ第1段階世帯収入60万円以下、第2段階120万円以下)	×	×	×	×	3	34,720
51 幸田町	非課税世帯、前年収入120万円以下(世帯員による加算あり、滞納無、資産要件あり)	×	×	×	×	24	180,870
一 東三河広域連合(8市町村)	非課税世帯で、第1段階で世帯年収80万円、第2・3段階で世帯年収120万円以下(世帯員による金額加算あり。その他の要件もあり)	×	×	×	×	147	649,523

介護保険利用料の低所得者減免実施市町村一覧

(2020年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ①利用料減免制度があるのは、20市町村(37%)で、前年度と増減がない。
 ②2019年度減免実績は、6,873件、47,514,272円で、前年と比べ、件数1,557件、金額1,841,440円減少した。
 ③実施割合の推移:2000年 8% → 2005年35% → 2010年44% → 2015年39% → 2016年39% → 2017年39% → 2018年37% → 2019年37% → 2020年37%
 ④阿久比町が2019年度をもって廃止。2019年度実績は110件、3,169,840円。
 ⑤尾張旭市が従来から減免制度ありの回答。
 ※実績件数は、実人数でなく延べ件数の回答もある。

市町村名		対象者	減免内容				一般会計繰入	2019年度実績	
			助成割合			その他の減免		件数	金額(円)
			訪問介護	居宅サービス	施設サービス				
合計		減免実施市町村数: 20(37%)	18	16	9	3	10	6,873	47,514,272
3	岡崎市	第1-3段階(収入・資産・扶養等要件あり)	1/2		—	—	○	35	490,737
6	半田市	住民税非課税世帯(収入・扶養要件あり、施設入所者除く)	1/2(介護度で上限あり)		—	—	×	24	1,076,657
10	碧南市	介護保険料減免適用で年収80万円もしくは120万円以下	1/2もしくは1/3		1/2もしくは1/3	—	○	3	23,571
11	刈谷市	住民税非課税世帯で年収が単身103万円、複数世帯で164万円以下(預貯金等要件あり)	1/2		—	—	×	104	424,412
12	豊田市	高額介護サービス費利用者負担区分第2段階の人	—		—	居宅サービスの高額介護サービス費の1/5(上限3,000円/月)	○	964	1,715,224
13	安城市	老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯等(収入・預貯金・資産・扶養等要件あり)	1/2		—	—	○	43	276,928
14	西尾市	住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	1/2		—	—	○	769	6,839,545
		住民税非課税世帯で要介護3以上		1/5	—	—			
18	江南市	住民税非課税世帯	1/2	—	—	—	○	2,363	8,225,213
25	知立市	住民税非課税世帯(収入・預貯金・資産等要件あり)	1/2		—	—	○	12	74,331
26	尾張旭市	住民税非課税世帯で収入が生活保護基準以下(資産・扶養要件あり)	1/4	—	—	—	○	0	0
		老齢福祉年金受給者	1/2	—	—	—			
28	岩倉市	第1段階(老齢福祉年金受給者)	1/2		1/2	—	×	0	0
35	弥富市	生活保護基準以下(財産要件あり)	1/2		1/2	—	×	0	0
36	みよし市	収入減少等で別に定める金額を満たす場合	15/100～3/100		15/100～3/100	—	×	7	85,042
41	大口町	住民税非課税世帯	—		—	デイサービス食事代支援	×	92	3,000,900
		第1段階～第3段階		—	—	認知症対応型共同生活介護利用料軽減			
50	武豊町	住民税非課税世帯	1/2		—	福祉用具・住宅改修費1/2	○	2,352	24,439,580
		介護老人福祉施設の入所者(年収68万円以下)		—	1/2	—			
51	幸田町	住民税非課税世帯(年収120万円以下、世帯員による加算あり)	1/2		—	—	○	46	197,939
—	知多北部広域連合(4市町)	第1段階(収入要件あり)	3/4		3/4	—	×	59	644,193
		第2、3段階(収入要件あり)		1/2	1/2	—			

介護施設の利用料 8月からどうなる

食費・部屋代の補助を受けられるのは

世帯全員が
市町村民税非課税※1 → 8月以降も変わらず
その上で
7月まで
預貯金1000万円以下 → 8月から上限引き下げ
(夫婦で2000万円以下)

介護施設の利用料 大幅増

月最大6.8万円 低所得者向け補助縮小

特別養護老人ホームなど
介護保険施設に入居する高
齢者のうち、一部の人が支
払う利用料が8月から大幅
に上がる。所得の低い人向
けの食費・部屋代の補助が
縮小されたためだ。負担増
の影響は、在宅介護の人が
使うショートステイ(短期
入所)にも及ぶ。

対象27万人見込み



介護保険施設の利用料補助

介護保険施設の入居者のうち、市
町村民税非課税世帯の人向けには食
費や部屋代の負担を減らす補助制度
(補足給付)がある。補助額は年金
収入や施設の種類によって変わる。
2005年に食費・部屋代が自己負
担になったのを機に導入された。15
年8月に、一定の預貯金がある人や
世帯分離をしている配偶者が課税さ
れている人を補助対象外にするなど
要件を厳しくする見直しがあった。

補助は住民税非課税世帯
が対象。今回の見直しで、
補助を受けられる要件となる預
貯金の上限額(有価証券や
投資信託なども含む)が引
き下げられた。従来は年金
などの収入額にかかわらず
単身世帯は1千万円(夫婦
世帯2千万円)だった。8
月から収入に応じて単身世
帯で650万円、500万円
(夫婦世帯1650万円、1
500万円)となり、補助
対象外になる人がでる。

対象から外れると、食費
や部屋代がすべて自己負担
になる。施設の種類や部屋
のタイプで異なるが、最大
で月額約6・8万円の負担
増になる見込みだ。

引き続き補助を受けられ
る人の中にも、食費への補
助が減って負担増となる人
がいる。住民税非課税の施
設入居者(東京23区・単身

年金などの 収入は?	預貯金などは?	利用料
年80万円 以下	650万円超 (夫婦で 1650万円超)	はい 毎月 3.2万~6.8万円 程度の負担増 いいえ 変わらず
年80万円超 120万円以下	550万円超 (夫婦で 1550万円超)	はい 毎月 2.4万~4.5万円 程度の負担増 いいえ 変わらず
年120万円超 155万円以下 ※2	500万円超 (夫婦で 1500万円超)	はい 毎月 2.4万~4.5万円 程度の負担増 いいえ 毎月 約2万2千円の 負担増

負担増の額は利用する施設や居室のタイプで異なる
※1 世帯を分離している配偶者も含む
※2 収入155万円の上限は東京23区、単身世帯の場合

世帯で収入が年155万円
以下)のうち、収入が年1
20万円を超す人は、月額
約2万2千円の負担増だ。
ショートステイ利用者の
場合は年120万円以下の
人も含め、生活保護利用者
などを除いて食費が値上げ
となる(月額210、65
0円)。厚生労働省によれ

ば、補助を利用する人は約
100万人(2018年度
末時点)。今回の見直しで
約27万人の負担が増える
と見込まれている。20年度と
21年度の予算を比べると、
国費ベースで約100億円
が削減できるという。

見直しの趣旨は、在宅で
暮らす人との負担の公平性
を図ることだ。介護費用の
増加も影響している。介護
保険の総費用は00年度の3
・6兆円が21年度(予算ベ
ース)には12・8兆円に増
加。今年4月には、65歳以
上を支払う介護保険料の基
準月額(21、23年度)が全
国平均で6千円を超えた。

「なぜ一気に」先行き不安

「月2万2千円近い値上
げは大きい。憤りを感じて
います」

今宮洋之さんによると、特
に負担増の影響が心配され
るのは、例えば夫が介護施
設に入居し、妻が自宅で生
活しているといったケー
ス。施設にいる夫の年金が
支えにならなくなるとお
り、暮らしが厳しくなる懸
念があるという。

富山市の特養ホーム「し
らいわね」の松尾守施設長
が懸念するのは、コロナ禍
で経済的苦境にある介護家
族が少なくないことだ。

同じ法人が運営する同市
の「なんぶやすらぎホー
ム」に母親(87)が入居する
男性(61)も「なぜここまで
一気に負担が増えるのか」。
母の預貯金が基準の500
万円を上回り、補助を受け
られなくなった。個室で月
額約10万円だった利用料
は、月4万数千円の値上げ
になる計算だ。

やすらぎホーム相談員・
やすらぎホーム相談員・

「一定の預貯金があると
いっても、母の貯金は入院
や施設入居が必要になった
時のための備えで、取り崩
すのは不安だ」

仕事と介護の両立支援の
観点からも、今回の見直し
に疑問を感じている。「経済
的に介護サービスが使いづ
らくなり、介護者が介護を
抱えることは「介護離職ゼ
ロ」に逆行する」(石川友恵、
畑山敦子、編集委員・清川卓史)

企業や個人の介護離職防
止支援事業に取り組む埼玉
県の和気美枝さん(50)は、
認知症で要介護5の母(81)

を
図ることだ。介護費用の
増加も影響している。介護
保険の総費用は00年度の3
・6兆円が21年度(予算ベ
ース)には12・8兆円に増
加。今年4月には、65歳以
上を支払う介護保険料の基
準月額(21、23年度)が全
国平均で6千円を超えた。

総合事業訪問サービスの利用者数の推移

(2020年愛知自治体キャラバンまとめ)

※利用者数は、1カ月の平均人数

※網掛けは、ほぼ未実施またはゼロ

	保険者	2020年 3月末 要支援計	事業対象 者数	要支援含む 事業対象者 数	現行相当訪問介護利用者数			生活支援型訪問A利用者数			備 考
					2018年	2019年	2020年 4-6月	2018年	2019年	2020年 4-6月	
	合 計	100,357	13,808	113,803	17,927	16,715	15,879	4,344	4,881	4,790	
1	名古屋市	39,338	4,545	43,883	9,149	8,411	8,035	2,298	2,493	2,433	
3	岡崎市	4424	145	4,569	894	757	632	4	64	116	2019.10.1～全面施行
4	一宮市	4344	1,541	5,885	802	808	767	23	22	21	
5	瀬戸市	1675	527	2,202	121	144	153	269	256	226	
6	半田市	1440	686	2,126	302	272	255	19	21	19	
7	春日井市	4100	359	4,459	520	248	219	191	387	377	
9	津島市	781	78	859	-			116	104	105	身体もすべて緩和型
10	碧南市	809	166	975	33	33	26	32	31	33	
11	刈谷市	1488	206	1,694	265	264	251	4	3	3	
12	豊田市	4521	687	5,208	447	433	425	143	131	127	
13	安城市	1911	146	2,057	170	203	207	53	50	50	
14	西尾市	1647	349	1,996	164	152	156	62	61	69	
16	犬山市	1210	228	1,438	338	191	182	-	-	-	
17	常滑市	665	35	700	24	26	27	51	42	34	
18	江南市	1189	379	1,568	233	344	269	45	42	25	
19	小牧市	2037	80	2,117	452	455	445	6	5	4	
20	稲沢市	2078	183	2,261	345	360	347	1	2	-	
25	知立市	514	190	704	89	85	70	64	76	82	
26	尾張旭市	1223	105	1,328	281	265	250	-	-	-	
27	高浜市	408	86	494	39	43	44	-	17	16	
28	岩倉市	649	95	744	112	123	127	9	10	8	
29	豊明市	687	40	727	51	50	53	33	29	27	
30	日進市	984	92	1,076	63	71	73	163	161	159	
32	愛西市	734	313	1,047	35	37	31	88	105	99	
33	清須市	702	107	809	-			133	167	145	従来型は廃止
34	北名古屋市	962	-	962	103	99	99	59	60	59	
35	弥富市	531	255	786	-			38	39	42	訪問はA2のみ
36	みよし市	421	140	561	40	36	38	84	83	81	
37	あま市	1240	25	1,265	109	89	69	64	89	116	
38	長久手市	446	74	520	80	89	91	-			
39	東郷町	490	80	570	57	59	53	38	44	41	
40	豊山町	158	84	242	31	29	28	-			
41	大口町	147	76	223	10	11	9	-			
42	扶桑町	391	36	427	61	61	56	-			
43	大治町	393	-	393	42	36	37	46	52	55	
44	蟹江町	419	29	448	25	19	24	38	48	33	
45	飛島村	31	15	46	-			1	2	2	
46	阿久比町	318	69	387	33	33	32	22	24	20	
48	南知多町	263	153	416	54	78	59	-			
49	美浜町	279	4	283	50	46	47	-			
50	武豊町	453	93	546	80	85	85	31	32	30	
51	幸田町	347	-	347	41	36	36	1	3	6	
	知多北部広域連合	3732	474	4,206	530	528	518	1	3	3	
	東三河広域連合	9778	833	10,249	1,652	1,607	1,554	114	124	125	

総合事業における通所サービスで利用期間制限のあるもの等

(2020年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名		利用期間制限		サービスの名称	制限期間等
		ある	ない		
合計		32	22		
1	名古屋市	○		ミニデイ型通所サービス、 運動型通所サービス	原則6カ月。※3カ月毎に事業対象者相当の心身の状態である場合は、利用期間を更新できる(2020年4月より)
2	豊橋市		○		
3	岡崎市	○		短期強化型通所サービス	24週間で終了
4	一宮市	○		通所型サービスC(短期集中予防)	12～24週間で終了
5	瀬戸市		○		
6	半田市	○		①通所型サービスC運動特化型 ②通所型サービスC認知症特化型	①12週間で終了 ②24週間で終了
7	春日井市	○		第1号通所事業 短期集中型サービス	26週間で終了
8	豊川市	○		短期集中通所サービス	概ね3～6カ月で終了 (介護予防マネジメントにより決定)
9	津島市		○		
10	碧南市		○		
11	刈谷市	○		筋力向上トレーニング事業	継続して2クールの利用は可能
12	豊田市		○		
13	安城市	○		短期集中型介護予防サービス	12週間後、継続24週間で終了
14	西尾市	○		元気アップリハビリ教室	24週間で終了
15	蒲郡市	○		短期集中通所サービス	12週間で終了
16	犬山市		○		
17	常滑市		○		
18	江南市	○		短期集中デイ(通所型サービスC)	約12週間で終了(3カ月間)
19	小牧市	○		短期集中運動器向上通所型サービス	原則3カ月間で終了
20	稲沢市	○		機能訓練教室	20週間で終了
21	新城市	○		短期集中通所サービス	24週間で終了
22	東海市	○		訪問型サービスC 通所型サービスC	12週間で終了
23	大府市	○		はつらつ運動コース	12週間で終了
24	知多市	○		訪問型サービスC 通所型サービスC	12週間で終了
25	知立市	○		短期集中予防サービス	3～6カ月で終了
26	尾張旭市	○		通所型サービスC(短期集中予防)	12週間で終了
27	高浜市	○		気軽に体操教室	16週間で終了
28	岩倉市	○		短期集中予防サービス	衆1回を3～6カ月間で全12回
29	豊明市	○		元気アップ 集中リハビリ	概ね12～24週で終了
30	日進市	○		足腰おたっしゅクラブ	12週間後(3カ月)、 継続12週間(3カ月)で終了

市町村名		利用期間制限		サービスの名称	制限期間等
		ある	ない		
合計		32	22		
31	田原市	○		短期集中通所サービス	13週で終了、但し8週経過時点で実施事業者及び高齢者支援センターの協議により必要であれば最大26週を提供上限と認める。
32	愛西市		○		
33	清須市	○		きよす元気アップサービス、きよす集中リハビリサービス	24週間で終了
34	北名古屋	○		基準緩和型サービス	24週間で終了
35	弥富市		○		
36	みよし市		○		
37	あま市		○		
38	長久手市		○		
39	東郷町	○		自立支援リハビリサービス	12～24週間で終了
40	豊山町		○		
41	大口町	○		通所サービスC事業	6カ月で終了
42	扶桑町		○		
43	大治町		○		
44	蟹江町		○		
45	飛島村		○		
46	阿久比町		○		
47	東浦町	○		訪問型サービスC 通所型サービスC	12週間で終了
48	南知多町		○		
49	美浜町	○		美浜町運動機能向上訓練個別指導事業	12週間で終了
50	武豊町	○		通所型サービスC	12週間で終了
51	幸田町	○		通所型サービスC	最長6カ月
52	設楽町		○		
53	東栄町		○		
54	豊根村		○		

特別養護老人ホームの待機者数

(2020年愛知自治体キャラバンまとめ)

①要介護3以上で見るなら待機者は2015年17,277人→2016年14,312人→2017年11,707人→2018年11,021人→2019年11,149人と同水準で推移していた。2020年は9,942人となり、10%程度待機が解消となった。一部自治体で前進が見られたが、待機解消が進んでいない自治体も多くみられる。
 ②2015年の入所基準変更(原則要介護3以上)で要介護1、2の待機者が対象から外され大きく減少して以降、待機者解消が進んでいなかった。
 ③1/3の市町が要介護1、2の待機者把握をやめている。実態の正確な把握のため再開が求められる。
 ④サ高住は経済的負担が重く、要介護1、2の人からも特養に入りたいという声は強い。入所希望に積極的に対応する受け入れ対応と施設の増設が求められる。

市町村名		2019年調査				2020年 調査					
		要介護 3～5	要介護 1, 2	合計	年月 現在	要介護 3～5	年月 現在	要介護 1, 2	年月 現在	待機者 数合計	要介護 1,2入所 者数
合計		11,149	2,518	13,667	—	9,942	—	2,177	—	12,119	542
1	名古屋市	3,051	474	3,525	19/04	3,159	20/04	379	20/04	3,538	132
2	豊橋市	107	11	118	19/06	107	19/06	11	19/06	118	52
3	岡崎市	1,007	495	1,502	18/05	620	19/05	388	19/05	1,008	21
4	一宮市	585	223	808	17/04	201	20/04			201	
5	瀬戸市	71		71	17/04	76	20/04			76	
6	半田市	508	228	736	19/04	541	20/08	229	20/08	770	9
7	春日井市	157		157	19/07	163	20/04			163	
8	豊川市	49	4	53	19/06	49	19/06	4	19/06	53	67
9	津島市	299	114	413	19/04	79	20/04	25	20/04	104	4
10	碧南市	58		58	17/04	31	20/04			31	
11	刈谷市	76	6	82	19/08	80	20/08	29	20/06	109	5
12	豊田市	363	15	378	19/03	407	20/03	11	20/03	418	27
13	安城市	117	6	123	19/04	128	20/04	8	20/04	136	18
14	西尾市	260		260	17/04	130	20/04	9	20/04	139	43
15	蒲郡市	18	3	21	19/06	18	19/06	3	19/06	21	32
16	犬山市	122	23	145	19/04	123	20/04	31	20/04	154	
17	常滑市	401	201	602	19/08	438	20/08	234	20/08	672	
18	江南市	468	234	702	19/07	684	20/06	260	20/06	944	18
19	小牧市	87		87	18/08	110	20/08			110	
20	稲沢市	139		139	17/04	89	20/07			89	
21	新城市	17	2	19	19/06	17	19/06	2	19/06	19	5
22	東海市	253		253	19/04	105	20/04			105	
23	大府市	144		144	19/04	86	20/04			86	
24	知多市	151		151	19/04	72	20/04			72	
25	知立市	84	28	112	19/07	97	20/07	39	20/07	136	不明

市町村名		2019年調査				2020年 調査					
		要介護 3～5	要介護 1, 2	合計	年月 現在	要介護 3～5	年月 現在	要介護 1, 2	年月 現在	待機者 数合計	要介護 1,2入所 者数
26	尾張旭市	21	70	91	17/04	25	20/04	80	20/08	105	12
27	高浜市	123	41	164	19/08	119	20/08	13	20/08	132	9
28	岩倉市	81	32	113	19/07	166	20/07	43	20/07	209	6
29	豊明市	51		51	19/04	26	20/04			26	
30	日進市	17	2	19	18/11	8	20/04		20/02	8	8
31	田原市	62	17	79	19/06	62	19/06	17	19/06	79	11
32	愛西市	269		269	19/07	238	20/07			238	
33	清須市	108	31	139	19/08	126	20/08	26	20/08	152	0
34	北名古屋	135		135	19/02	40	20/04			40	
35	弥富市	157	37	194	19/08	21	20/06	28	20/08	49	3
36	みよし市	73	23	96	18/08	45	20/08	12	20/08	57	不明
37	あま市	35		35	17/04	17	20/04			17	
38	長久手市	91	14	105	19/08	103	20/08	12	20/08	115	5
39	東郷町	67	6	73	19/08	57	20/08	2	20/08	59	10
40	豊山町	把握していない				把握していない					
41	大口町	30	0	30	19/09	30	20/09	0	20/09	30	3
42	扶桑町	82	10	92	19/08	17	20/04			17	
43	大治町	3		3	19/09					0	
44	蟹江町	85	39	124	19/09	60	20/08	22	20/08	82	6
45	飛島村	2	0	2	19/09	4	20/04	0	20/04	4	0
46	阿久比町	111	24	135	19/08	119	20/08	24	20/08	143	4
47	東浦町	92		92	19/04	53	20/04			53	
48	南知多町	523		523	19/07	443	20/07			443	
49	美浜町	47	24	71	19/08	60	20/08	17	20/08	77	0
50	武豊町	61		61	19/07	115	20/07	33	20/07	148	4
51	幸田町	219	79	298	19/04	366	20/09	184	20/09	550	22
52	設楽町	11	2		19/06	11	19/06	2	19/06	13	5
53	東栄町	1	0	1	19/06	1	19/06	0	19/06	1	1
54	豊根村	0	0	0	19/06	0	19/06	0	19/06	0	0

住宅改修・福祉用具の受領委任払い制度の実施状況

(2020年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ①住宅改修の受領委任払い制度は、3市町村増えて44市町村(81%)に拡大した。検討中が東三河広域連合を含む10市町村で、全自治体で実施または検討中となった。実績は近年17,000件前後で推移している。
 ②福祉用具の受領委任払い制度は4市町村増えて、41市町村(76%)に拡大。実績は前年同様2万件前後で推移している。

※○:実施している、△:検討中、×:実施予定なし

市町村名		住宅改修					福祉用具				
		実施 状況	実績				実施 状況	実績			
			2016年度	2017年度	2018年度	2019年度		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
合計		44	16,611	17,295	17,030	17,285	41	19,670	20,560	20,251	20,324
1	名古屋市	○	6,485	6,604	6,517	6,714	○	7,752	8,491	8,270	8,614
2	豊橋市	△	—	—	—	—	×	—	—	—	—
3	岡崎市	○	807	816	857	882	○	999	1,003	950	976
4	一宮市	○	1,253	1,253	1,400	1,402	○	1,302	1,302	1,462	1,382
5	瀬戸市	○	421	433	420	420	○	472	520	515	527
6	半田市	○	401	459	396	未記入	○	420	379	358	未記入
7	春日井市	○	726	783	770	831	○	870	918	999	972
8	豊川市	△	—	—	—	—	×	—	—	—	—
9	津島市	○	220	212	200	180	○	164	158	196	177
10	碧南市	○	198	234	225	210	○	289	359	341	308
11	刈谷市	○	325	287	346	402	○	375	349	425	465
12	豊田市	○	588	622	600	670	○	1,500	1,493	1,378	1,366
13	安城市	○	425	480	377	454	○	520	561	473	542
14	西尾市	○	531	531	582	472	○	630	708	548	635
15	蒲都市	△	0	—	—	—	×	—	—	—	—
16	犬山市	○	213	201	207	253	×	—	—	—	—
17	常滑市	○	164	200	203	194	○	217	176	225	255
18	江南市	○	259	297	281	260	○	287	300	324	345
19	小牧市	○	179	254	218	291	×	—	—	—	—
20	稲沢市	○	426	376	350	370	○	428	376	379	402
21	新城市	△	—	—	—	—	×	—	—	—	—
22	東海市	○	277	268	257	325	○	349	356	375	333
23	大府市	○	149	205	188	174	○	279	277	295	268
24	知多市	○	249	274	258	259	○	303	310	296	347
25	知立市	○	147	118	107	122	○	157	142	134	109
26	尾張旭市	○	231	226	216	267	○	265	249	219	249
27	高浜市	○	57	76	101	77	○	160	141	141	152
28	岩倉市	○	119	134	127	103	○	148	154	146	128
29	豊明市	○	113	163	未記入	未記入	○	128	139	未記入	未記入
30	日進市	○	177	173	205	219	○	188	156	203	181
31	田原市	△	—	—	—	—	×	—	—	—	—
32	愛西市	○	210	197	254	235	○	182	191	223	191
33	清須市	○	210	203	147	150	○	219	208	169	191
34	北名古屋市	○	170	199	203	223	○	210	235	232	221
35	弥富市	○	119	133	116	105	○	119	119	130	104
36	みよし市	○	45	74	80	100	×	—	—	—	—
37	あま市	△	—	—	—	—	△	—	—	—	—
38	長久手市	○	82	97	118	145	○	72	83	108	122
39	東郷町	○	88	110	126	118	○	46	73	85	76
40	豊山町	○	13	31	30	26	○	22	29	30	35
41	大口町	○	43	33	37	33	○	—	—	—	0
42	扶桑町	○	116	108	132	137	○	121	119	115	136
43	大治町	○	—	—	—	—	○	—	—	—	—
44	蟹江町	△	—	—	—	—	△	—	—	—	—
45	飛島村	○	1	0	0	0	○	3	0	0	0
46	阿久比町	○	—	—	—	—	○	—	—	—	—
47	東浦町	○	134	153	144	148	○	208	176	218	198
48	南知多町	○	—	—	—	5	○	—	—	—	7
49	美浜町	○	14	77	74	86	○	13	76	87	68
50	武豊町	○	128	115	99	127	○	149	127	100	140
51	幸田町	○	71	86	62	96	○	104	107	102	102
52	設楽町	△	27	—	—	—	×	—	—	—	—
53	東栄町	△	無記入	無記入	—	—	×	—	—	—	—
54	豊根村	△	—	—	—	—	×	—	—	—	—

要介護認定で障害者控除

しんぶん 赤 旗 日曜版

2020年1月19日号

第3種郵便物認可

(18)

65歳以上対象 数百万人に可能性

所得税の控除額(1人当たり)

・障害者	27万円
・特別障害者	40万円
・同居特別障害者※	75万円

住民税の控除額(1人当たり)

・障害者	26万円
・特別障害者	30万円
・同居特別障害者	53万円

※特別障害者である同一生計の配偶者または扶養親族

お住まいの市区町村に問い合わせを

介護保険の要介護認定で税の障害者控除を受けられ、税や介護保険料が軽減された。市区町村が発行する「障害者控除対象者認定書」を紹介した日曜版の「お役立ちトク報」が話題になっています。「私も認定書を取れました」という人を訪ねました。

川田博子記者

65歳以上で要介護認定を受けている人は、障害者手帳を持っていないくても、市区町村から「障害者控除対象者認定書」の発行を受けられる可能性があります。

認定書には、普通障害と特別障害(重度)があります。特別障害は普通障害に比べて、税の控除額が大きくなっています。(表)

お役立ちトク報

1日

認定基準日はその年の12月31日です。最大5年間さかのぼって控除を受けられます。少なくとも市区町村で、介護保険の要介護認定の資料で審査し、認定書を発行しています。厚生労働省の事務連絡も「要介護認定に係る情報等」を「参考」にできるとしています。(「老齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取扱について」、2002年8月)

要介護認定を受けた65歳以上の人は約655万人います。要介護1、2と要介護1、5、19年10月末現在、市区町村によっては要支援の人にも認定書を発行しています。多くの人に障害者控除を受けられる可能性があります。

税金 介護保険料 私も軽減できた



日曜版「お役立ちトク報」の紙面を手にする橋本文明さん

橋本文明さん(83)＝大阪府摂津市

多くの人に知らせたい

5年分さかのぼり29万円還付

大阪府摂津市の橋本文明さん(83)の妻、貴代子さん(80)は2013年、認知症で要介護1と認定されました。徐々に認知症が進み、19年2月には重度の要介護4に、特別養護老人ホームに入所された。

の、自分の名前さえ思い出せないときが多くなっています。日曜版の「お役立ちトク報」(18年12月23日号)を読んで、文明さん「妻も障害者控除対象者認定書の対象では」と思い、19年1月に市役所を訪れました。

貴代子さんは、14、15年分は「障害者」、16、18年分は重度の「特別障害者」の対象と認められました。文明さんは税務署を訪れ、5年分の確定申告書の写しと認定書を添えて、所得税の還付を申請しました。

14、15年分は妻の障害者控除(27万円)、16、18年分は同居の妻の特別障害者控除(75万円)が適用されました。5年分で計14万2186円が還付されました。

所得税に連動して、住民税も還付されました。15、16年度分は妻の障害者控除(26万円)、17、18年度分は同居の妻の特別障害者控除(53万円)が適用。4年分で計14万9300円が還付されました。

所得税と住民税合わせて約29万円の負担軽減となりました。文明さんは「20万円もの税金が還付されて驚いたし、助かりました。認定書の制度のことをさらに多くの人に知らせていきたい」と話します。

介護認定者の障害者控除の認定状況一覧

(2020年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ①基本的に「要支援または要介護1以上に認定書を発行」しているのが、2市町増えて43市町村(80%)に広がった。
 ②「要介護者に自動的に認定書送付」が、1市増えて28市町村(52%)に広がった。
 ③新たに「要介護1以上に認定書を発行」:新城市、設楽町。
 ④新たに「要介護者に認定書を自動送付」:津島市
 ⑤認定書発行枚数推移:
 2002年: 3,768枚 → 2005年: 7,155枚 → 2010年:29,955枚 → 2015年:50,017枚 →
 2016年:56,262枚 → 2017年:60,994枚 → 2018年:65,572枚 → 2019年:68,708枚
 ※1 要介護認定者数は、2020年5月末現在。
 ※2 発行条件の要介護1以上には「障害高齢者自立度A以上」「認知症自立度Ⅱ以上」を含む。

市町村名		要介護 認定者 (要介護 1以上) ※1	認定書 2018年 発行数	認定書 2019年 発行数	発行条件			備 考 (発行条件の詳細等)	認定書送付		申請書送付	
					要 支 援 2 以 上	要 介 護 1 以 上 ※ 2	調 査 票 等 で 判 断		要 介 護 者 に 送 付	認 定 書 送 付 数	要 介 護 者 に 送 付	申 請 書 送 付 数
合 計		218,483	65,572	68,708	9	34	40	—	28	58,429	8	6,210
1	名古屋市	75,183	1,213	1,240			○	調査票・主治医意見書で判断。 要介護認定を受けていない者 等は状況確認表による				
2	豊橋市	9,510	847	829			○	調査票・主治医意見書で判断			○	1,804
3	岡崎市	9,941	544	513			○	調査票・主治医意見書で判断				
4	一宮市	12,605	8,835	9,217		○		要介護1以上は基本的に該当	○	9,008		
5	瀬戸市	4,572	5,200	5,277		○	○	概ね要介護1以上は該当。調査 票・主治医意見書で判断	○	5,277		
6	半田市	3,504	263	438			○	調査票・主治医意見書で判断				
7	春日井市	9,307	8,821	9,124		○	○	要介護1以上かつ自立度が一定 の基準を満たす方	○	8,982		
8	豊川市	5,587	1,200	1,195		○	○	年齢、介護度、主治医意見書で 判断			○	3,953
9	津島市	2,191	861	1,885		○	○	要介護1以上で、調査票・主治 医意見書で判断	○	1,885		
10	碧南市	1,899	176	149		○	○	要介護1以上で、調査票・主治 医意見書で判断				
11	刈谷市	3,431	454	402		○	○	要介護1以上について、認定基 準に基づき審査発行。			○	359
12	豊田市	10,237	213	189		○	○	要介護1以上で、障害高齢者自 立度A1以上または認知症高齢 者自立度Ⅱa以上は該当				
13	安城市	3,897	316	283		○	○	要介護1以上で、障害高齢者・ 認知症高齢者自立度を確認し 判断				
14	西尾市	4,774	498	487		○	○	要介護状態区分、障害高齢者・ 認知症高齢者自立度により判断			○	1,696
15	蒲郡市	2,577	153	130			○	調査票・主治医意見書で判断				
16	犬山市	2,037	2,487	2,384		○	○	要介護1以上で、調査票・主治 医意見書で判断	○	2,384		
17	常滑市	1,921	139	144			○	調査票・主治医意見書で判断				
18	江南市	2,973	3,324	3,461	○		○	要介護1以上を対象とし、要支 援2も条件により対象	○	3,419		
19	小牧市	2,837	1,811	1,958		○	○	要介護1以上で、調査票・主治 医意見書で判断	○	1,926		
20	稲沢市	3,785	1,413	1,495		○		要介護1以上は基本的に該当	○	1,450		
21	新城市	2,034	48	49		○	○	要介護1以上は基本的に該当。 調査票・主治医意見書で判断				
22	東海市	3,427	291	320		○		要介護1以上は基本的に該当。				

市町村名		要介護 認定者 (要介護 1以上) ※1	認定書 2018年 発行数	認定書 2019年 発行数	発行条件			備 考 (発行条件の詳細等)	認定書送付		申請書送付	
					要 支 援 2 以 上	要 介 護 1 以 上 ※ 2	調 査 票 等 で 判 断		要 介 護 者 に 送 付	認 定 書 送 付 数	要 介 護 者 に 送 付	申 請 書 送 付 数
23	大府市	2,388	153	167		○		要介護1以上は基本的に該当。				
24	知多市	2,724	339	319		○		普通障害者は要介護1以上、特別障害者は要介護3以上で日常生活自立度B1～C2又はIV～M				
25	知立市	1,383	1,539	1,530		○	○	要介護1以上は基本的に該当。調査票・主治医意見書で判断	○	1,508		
26	尾張旭市	2,129	2,438	2,612		○	○	要介護1以上は基本的に該当。調査票・主治医意見書で判断	○	2,461		
27	高浜市	1,152	113	122			○	調査票・主治医意見書で判断			○	87
28	岩倉市	1,242	1,332	1,321	○			要支援2以上は基本的に該当	○	1,321		
29	豊明市	2,046	1,866	1,728	○			要支援2以上は基本的に該当	○	1,679		
30	日進市	1,954	2,044	2,083	○		○	要支援2以上かつ障害高齢者自立度A以上または認知症高齢者自立度Ⅱa以上	○	643		
31	田原市	1,795	60	49			○	調査票・主治医意見書で判断				
32	愛西市	2,228	2,012	2,550		○	○	要介護1以上から自立度の高い方を除く。調査票・主治医意見書で判断	○	2,550		
33	清須市	1,924	240	223		○	○	要介護1以上は基本的に該当。調査票・主治医意見書で判断				
34	北名古屋市	2,120	2,039	2,107		○		要介護1以上は基本的に該当	○	2,064		
35	弥富市	1,293	1,074	1,104	○		○	要支援1～要介護5の方の調査票の自立度で判断	○	1,088		
36	みよし市	1,017	301	267	○			要支援2以上は基本的に該当			○	950
37	あま市	2,679	2,094	2,197		○		要介護1以上は基本的に該当	○	2,159		
38	長久手市	989	814	852	○		○	調査票・主治医意見書で判断	○	825		
39	東郷町	1,040	1,470	1,520		○	○	要介護1以上は基本的に該当。要支援2も状態により認定	○	1,520		
40	豊山町	371	373	345		○		要介護1以上は基本的に該当	○	340		
41	大口町	509	508	485		○		要介護1以上は基本的に該当	○	484		
42	扶桑町	1,019	986	1,002	○		○	要支援2以上は基本的に該当。調査票・主治医意見書で判断	○	999		
43	大治町	710	54	34		○		要介護1以上は基本的に該当				
44	蟹江町	1,075	1,095	965		○	○	調査票・主治医意見書で判断	○	954		
45	飛島村	174	182	202		○		要介護1以上は基本的に該当	○	202		
46	阿久比町	670	782	806		○	○	調査票・主治医意見書で判断	○	803		
47	東浦町	1,620	170	158		○	○	要介護1以上は基本的に該当。調査票・主治医意見書で判断				
48	南知多町	745	89	106			○	調査票・主治医意見書で判断				
49	美浜町	759	34	275			○	調査票・主治医意見書で判断		275		
50	武豊町	944	1,362	1,345		○	○	対象者に認定書を送付。	○	1,327		
51	幸田町	845	775	816	○		○	対象者に認定書を送付。調査票・主治医意見書で判断	○	816		
52	設楽町	390	40	143		○	○	調査票・主治医意見書で判断			○	420
53	東栄町	233	31	26			○	調査票・主治医意見書で判断			○	33
54	豊根村	87	56	80		○	○	調査票・主治医意見書で判断	○	80		

国保料(税)(医療費給付費分と後期高齢者支援金分の合計)一覧

(2020年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名		所得割		資産割 (固定資産額)		均等割 (加入者1人につき)		平等割 (1世帯につき)		1人当たりの調定額 (平均保険料・予算額)			一般会計から法定外繰入 (2019年決算・2020年予算)		
		2019年	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	順位	2019年	2020年	順位
1	名古屋市	10.22%	9.76%	—	—	55,535	53,750	—	—	94,656	91,484	25	15,602	14,976	13
2	豊橋市	9.01%	8.92%	—	—	24,900	25,600	41,300	38,300	85,536	85,232	46	6,790	7,163	30
3	岡崎市	8.13%	7.96%	—	—	33,410	32,890	37,000	36,070	100,736	100,290	6	4,201	7,877	27
4	一宮市	9.20%	9.00%	—	—	38,400	38,400	30,000	30,000	91,151	85,926	45	8,885	10,000	23
5	瀬戸市	8.77%	8.69%	—	—	31,905	32,102	32,044	31,840	87,220	88,273	37	3,189	2,537	42
6	半田市	7.70%	7.70%	—	—	28,700	28,700	27,500	27,500	88,222	90,313	31	0	0	48
7	春日井市	7.24%	7.58%	13.33%	6.66%	34,400	34,400	31,000	31,000	93,393	92,895	23	13,723	13,170	16
8	豊川市	8.40%	8.40%	—	—	37,500	37,300	27,600	27,200	93,812	93,430	21	1,665	1,945	44
9	津島市	8.22%	8.81%	11.0%	廃止	30,600	32,600	29,100	31,000	89,441	91,394	26	4,635	5,150	38
10	碧南市	7.40%	7.40%	—	—	33,700	33,700	24,000	24,000	89,322	90,126	32	6,078	7,252	29
11	刈谷市	7.00%	7.00%	—	—	30,000	30,000	24,000	24,000	87,860	89,835	33	9,492	10,125	22
12	豊田市	6.66%	6.93%	—	—	32,900	32,900	28,500	28,500	93,234	93,839	18	5,288	5,692	37
13	安城市	7.43%	7.31%	—	—	30,070	29,750	21,350	20,740	94,597	95,550	12	10,081	10,000	23
14	西尾市	7.98%	7.98%	—	—	31,300	31,300	27,000	27,000	98,146	98,106	9	3,210	0	48
15	蒲郡市	7.85%	7.85%	—	—	31,000	31,000	29,700	29,700	86,516	87,403	42	2,251	3,083	41
16	犬山市	7.48%	8.05%	—	—	28,320	28,320	26,880	26,880	80,021	81,956	49	6,579	6,270	33
17	常滑市	7.60%	7.60%	—	—	38,400	38,400	31,200	31,200	91,679	87,659	41	0	0	48
18	江南市	7.03%	8.48%	16.5%	—	25,600	30,200	24,600	26,800	79,237	87,387	43	14,657	13,522	15
19	小牧市	5.74%	6.11%	20.56%	17.99%	30,800	31,400	29,500	29,000	85,289	87,858	40	18,434	18,678	6
20	稲沢市	8.40%	8.40%	—	—	33,000	33,000	24,600	24,600	92,761	91,243	28	3,712	3,539	40
21	新城市	7.80%	7.80%	—	—	35,200	35,200	26,500	26,500	89,343	87,041	44	0	0	48
22	東海市	6.90%	7.50%	—	—	47,900	51,300	—	—	89,792	95,408	13	23,855	15,097	12
23	大府市	6.00%	7.00%	26.0%	12.0%	30,800	30,800	29,000	29,000	97,207	95,603	11	22,927	17,009	10
24	知多市	7.20%	7.40%	—	—	28,800	31,200	25,200	27,600	90,187	94,848	16	22,211	12,745	18
25	知立市	7.56%	7.56%	—	—	32,200	32,200	22,900	22,900	93,231	89,237	34	7,522	6,824	32
26	尾張旭市	7.30%	7.30%	—	—	33,700	33,700	30,900	30,900	89,922	88,037	38	4,708	4,527	39
27	高浜市	7.66%	7.66%	—	—	39,200	39,200	31,600	31,600	103,693	103,627	3	1,480	1,478	45
28	岩倉市	7.90%	7.90%	—	—	31,800	33,000	22,600	23,300	85,139	89,022	35	4,877	5,839	36
29	豊明市	7.70%	7.85%	9.0%	—	26,700	28,800	26,600	26,700	89,700	91,300	27	18,492	22,251	3
30	日進市	7.60%	7.65%	—	—	29,100	29,900	26,000	26,000	93,645	95,966	10	28,425	26,495	2
31	田原市	6.50%	7.80%	—	—	33,600	33,600	37,200	37,200	95,172	104,382	2	5,898	7,555	28
32	愛西市	6.60%	6.60%	22.5%	22.5%	30,000	30,000	28,000	28,000	87,141	82,942	48	2,859	2,096	43
33	清須市	7.16%	7.54%	24.66%	18.49%	27,400	29,500	25,100	25,100	93,010	95,375	14	30,000	20,572	5
34	北名古屋	7.90%	8.03%	—	—	25,400	27,400	26,200	25,700	78,623	83,684	47	16,998	20,992	4
35	弥富市	7.30%	7.80%	18.0%	8.0%	31,000	32,800	28,000	27,100	107,557	94,639	17	9,501	7,088	31
36	みよし市	7.28%	7.55%	—	—	32,700	33,700	25,300	25,100	104,273	101,486	4	16,862	16,276	11
37	あま市	6.80%	7.28%	22.4%	16.8%	33,200	33,800	25,600	25,300	88,582	88,535	36	15,511	13,985	14
38	長久手市	6.85%	7.48%	—	—	28,200	30,700	24,300	24,200	88,062	92,608	24	29,145	30,101	1
39	東郷町	7.49%	7.82%	—	—	32,500	33,400	30,000	29,100	95,728	100,907	5	16,090	12,362	19
40	豊山町	7.59%	8.26%	9.0%	—	29,700	32,300	26,700	26,700	90,345	93,239	22	18,190	12,945	17
41	大口町	6.32%	6.90%	10.0%	10.0%	37,100	34,800	27,900	30,900	94,553	99,435	8	15,969	17,432	8
42	扶桑町	7.65%	7.65%	—	—	29,300	29,300	23,900	23,900	90,791	87,881	39	10,866	10,966	21
43	大治町	7.60%	7.60%	22.0%	22.0%	35,300	35,300	28,100	28,100	97,810	100,088	7	11,848	11,541	20
44	蟹江町	7.30%	7.90%	24.0%	12.0%	27,000	30,000	29,000	30,000	91,631	78,740	51	9,300	9,600	25
45	飛島村	3.59%	3.59%	7.34%	3.66%	28,800	28,800	30,000	30,000	83,647	81,286	50	22,387	18,315	7
46	阿久比町	7.50%	8.00%	—	—	27,000	29,000	27,000	27,000	85,890	90,422	30	5,925	6,149	34
47	東浦町	7.20%	7.53%	—	—	30,600	33,400	37,200	35,400	93,289	95,172	15	0	1,050	46
48	南知多町	9.60%	9.98%	—	—	33,000	40,700	27,700	28,400	110,714	112,180	1	8,949	8,838	26
49	美浜町	8.50%	8.50%	—	—	32,000	32,000	29,000	29,000	93,486	90,805	29	6,764	6,051	35
50	武豊町	7.80%	8.90%	—	—	30,000	32,400	27,600	28,800	88,640	93,459	20	0	1,000	47
51	幸田町	7.51%	7.51%	—	—	30,700	30,700	24,000	24,000	94,379	93,568	19	16,066	17,255	9
52	設楽町	5.95%	5.95%	—	—	24,900	24,900	27,800	27,800	68,620	69,450	53	0	0	48
53	東栄町	8.35%	8.35%	—	—	28,400	28,400	29,600	29,600	79,993	77,563	52	0	0	48
54	豊根村	5.65%	5.65%	—	—	22,500	22,500	16,100	16,100	59,672	60,942	54	0	0	48

国保料（税）の低所得の減免制度実施状況

（２０２０年愛知自治体キャラバンまとめ）

市町村名	実施	減免要件	一般会計繰入	件数		金額	
				2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
合計	25		21	185,303	183,234	1,692,755,883	1,672,418,087
1 名古屋市	○	世帯合計が(66万円+35万円×被保険者数)以下の世帯保険料減額の該当している世帯	○	67,745	68,196	206,358,320	201,682,610
2 豊橋市	○	世帯主及び世帯内の被保険者に市民税所得割額無いこと。住民税で、障害者控除、寡婦(夫)控除に該当し、前年所得が125万円以下	○	22,215	22,006	193,583,296	187,495,438
3 岡崎市	○	国保加入者全員が申告をしており、市民税非課税世帯であること。所得対象者の合計人数×55万円+33万円を超えない世帯	○	14,478	14,001	155,775,650	150,850,780
4 一宮市	○	①法定軽減世帯の均等割・平等割をさらに1割減免②世帯総所得が200万円以下の場合、均等割・平等割を3割減免	○	39,663	38,752	445,315,000	447,605,000
5 瀬戸市							
6 半田市	○	非自発的な離職及び事業の廃業により、所得が著しく減少した者(非自発的な失業軽減をうけておらず前年所得500万円以下)僅かの所得金額で軽減判定を外れた世帯に対し、均等割及び平等割の1割を軽減	×	11	11	182,700	276,700
7 春日井市	○	学校教育法25条の規定により、就学援助を受けることとなった世帯。	○	22	27	1,195,000	1,200,000
8 豊川市	○	7割軽減に該当する世帯(世帯の前年総所得額が33万円以下)、①世帯の前年総所得額が125万円以下②市民税非課税世帯のうち、2割、5割軽減に該当しない世帯	○	7,536	7,366	51,025,000	49,804,100
9 津島市	○	前年の総所得金額が33万円以下の所得申告世帯	○	1,972	1,877	15,468,300	14,435,100
10 碧南市	○	世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年中の総所得金額が0円の場合	○	1,162	1,073	6,552,300	5,998,100
11 刈谷市	○	生活保護、災害により住宅・家財の価格3/10以上の損害、世帯中心被保険者が疾病、失業などにより当該年度の総所得見込額が前年中の1/2以下に減少すると認められる場合、賦課期日現在、次のいずれかに該当する被保険者を含む世帯(1)身体障害者1、2、3級、4級(じん臓機能障害・進行性筋萎縮症)、5、6級(進行性筋萎縮症)(2)療育手帳の判定AまたはB判定の知的障害者(3)精神科医師に自閉症状態と診断された者(4)刈谷市母子家庭等医療費支給規定該当者	○	116	98	2,917,167	1,943,075
12 豊田市	○	生活保護基準の収入額と同額か、それ以下の低所得世帯	○	28	44	802,300	1,118,100
13 安城市	○	福祉医療費助成を受給し、前年所得150万円以下	○	39	47	330,800	353,500
14 西尾市	○	均等割及び平等割額のみを課税される場合、均等割額及び平等割額の100分の12に相当する額	×	4,650	4,566	31,081,700	30,350,500
15 蒲郡市	○	世帯主が被保険者であり、被保険者全員が市県民税非課税かつ固定資産税額が自己居住用のみで2万円未満の世帯のうち①軽減対象世帯②保険税の所得割が課税されない世帯③旧被扶養者減免対象世帯	×	1,850	1,753	8,858,575	8,491,222
16 犬山市	×	該当なし					
17 常滑市	×	実施なし					
18 江南市	×	なし					
19 小牧市	×	実施なし					
20 稲沢市	×						
21 新城市	○	法定軽減世帯の均等割・平等割額を1割減免、均等割・平等割のみ課税させられる世帯の1割を減免	○	3,226	3,193	130,199,068	127,077,151
22 東海市	×	なし					
23 大府市	×	実施なし					
24 知多市	○	前年総所得200万以下で、傷病、失業又はその事業を廃止し、もしくは休止し、見込額が2分の1以下に減少したもの	○	19	19	274,300	137,300
25 知立市	○	2014年の資産割廃止に伴う激変緩和として、当分の間、法定軽減適用世帯を対象に法定軽減後の均等割額からさらに10%の軽減	○	5,308	5,201	9,196,437	9,355,541
26 尾張旭市	×						
27 高浜市	×						
28 岩倉市	×						
29 豊明市	○	納税義務者の長期療養、休廃業、障害者、寡婦、前年所得200万以下→年額20/100減免	○	17	19	464,200	491,300

市町村名	実施	減免要件	一般会計 繰入	件数		金額	
				2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
30 日進市	○	法定減免に0.5割の減免を加える	○	3,756	3,706	154,642,000	155,515,000
31 田原市	○	均等割・平等割のみの課税世帯で7割・5割・2割の軽減制度に該当・均等割・平等割の1割減免。 均等割・平等割のみの課税世帯で7割・5割・2割の軽減制度に非該当・均等割・平等割の3割減免	○	4,451	4,563	232,211,670	233,591,370
32 愛西市	×						
33 清須市	×						
34 北名古屋	○	法定減免後の均等割額・平等割額の20/100を減免	○	5,896	5,649	34,686,100	32,990,400
35 弥富市	○	減免申請前3カ月の平均月収が生活保護基準の110/100以下かつ生活費に処分できる財産がないもの。所得割・均等割・平等割を1/2	○	0	0	0	0
36 みよし市	×						
37 あま市	×	該当なし					
38 長久手市	○	法定減免の世帯を除く所得200万円以下の世帯	○	1,118	1,056	11,247,000	11,481,400
39 東郷町	×						
40 豊山町	×	なし					
41 大口町	×						
42 扶桑町	×						
43 大治町	×						
44 蟹江町	×						
45 飛島村	×						
46 阿久比町	×						
47 東浦町	○	施行規則第3条	○	5	0	164,000	0
48 南知多町	×						
49 美浜町	×						
50 武豊町	×						
51 幸田町	○	法定減免を受けた人を除き、町民税が非課税世帯、就学援助または児童扶養手当の支給を受けている被保険者を含む世帯	×	20	11	225,000	174,400
52 設楽町	×						
53 東栄町	×						
54 豊根村	×						

《資 料》

(令3.7.1 全国町村会)

令和4年度政府予算編成及び施策に関する要望（抜粋）

医療保険制度の安定運営の確保

（厚生労働省・総務省・財務省）

- (9) 子どもに係る均等割保険料（税）の軽減措置については、国の負担割合を引き上げるとともに、対象範囲を拡大すること。

《資 料》

(令3.6.30 全国市長会)

全国市長会の提言（抜粋）

国民健康保険制度等に関する提言

- (4) 子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度の施行に当たっては、子育て世帯の負担軽減を図るため、必要な財源を確保したうえで、対象年齢や軽減割合を拡大する等、制度を拡充すること。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

2021年6月3日 参議院厚生労働委員会

- 七、国民健康保険に導入される未就学児に対する均等割保険料・税の減額措置について、市町村や都道府県等における財政状況等を勘案しながら、対象者や減額幅の更なる拡充を引き続き検討すること。

20歳未満の被保険者数に対する特別調整交付金

(愛知県国民健康保険課のデータより作成)

保険者名	①一般被保険者数 (H30国保実態調査 報告)	②20歳未満一般被 保険者数 (H30国保実態調査 報告)	子ども割合 (②／①)	順位	交付金 (単位:千円)	順位
名古屋市	477,904	48,332	10.1%	26	211,248	1
豊橋市	79,492	8,694	10.9%	13	93,156	2
岡崎市	74,876	7,199	9.6%	38	31,465	7
一宮市	82,664	8,852	10.7%	16	86,219	3
瀬戸市	25,590	2,079	8.1%	50	9,087	25
半田市	23,781	2,461	10.3%	23	19,992	8
春日井市	63,416	6,700	10.6%	18	61,040	4
豊川市	37,713	3,588	9.5%	41	15,682	12
津島市	13,800	1,430	10.4%	22	11,698	17
碧南市	14,640	1,644	11.2%	10	7,186	30
刈谷市	25,955	2,363	9.1%	45	10,328	20
豊田市	80,900	7,257	9.0%	46	31,719	6
安城市	35,255	3,629	10.3%	24	15,861	11
西尾市	38,147	4,122	10.8%	15	18,016	10
蒲郡市	17,692	1,808	10.2%	25	13,610	15
犬山市	16,017	1,344	8.4%	49	5,874	35
常滑市	11,684	1,169	10.0%	29	7,548	28
江南市	21,192	2,064	9.7%	35	10,578	19
小牧市	31,570	3,555	11.3%	9	15,538	13
稲沢市	28,709	2,676	9.3%	44	11,696	18
新城市	10,537	791	7.5%	51	3,457	45
東海市	20,841	2,267	10.9%	14	9,909	21
大府市	16,439	1,593	9.7%	36	6,963	31
知多市	18,417	1,757	9.5%	40	7,679	27
知立市	12,171	1,269	10.4%	21	5,546	36
尾張旭市	16,314	1,592	9.8%	34	8,308	26
高浜市	7,880	902	11.4%	8	3,942	43
岩倉市	9,949	1,045	10.5%	19	9,237	23
豊明市	13,933	1,344	9.6%	37	6,186	33
東郷町	8,082	845	10.5%	20	7,274	29
日進市	15,124	1,505	10.0%	31	6,578	32
長久手市	9,210	1,034	11.2%	11	4,519	39
豊山町	3,517	487	13.8%	3	9,860	22
大口町	4,374	441	10.1%	27	1,928	50
扶桑町	6,699	582	8.7%	48	2,544	48
大治町	7,096	974	13.7%	4	19,460	9
蟹江町	7,759	776	10.0%	30	5,000	37
飛島村	1,122	142	12.7%	5	621	51
弥富市	8,984	903	10.1%	28	3,947	42
阿久比町	5,558	496	8.9%	47	2,168	49
東浦町	10,034	949	9.5%	42	4,148	41
南知多町	6,643	970	14.6%	1	4,240	40
美浜町	5,289	519	9.8%	32	2,839	47
武豊町	8,910	853	9.6%	39	3,728	44
幸田町	7,674	749	9.8%	33	3,274	46
みよし市	9,588	1,060	11.1%	12	4,633	38
設楽町	1,269	87	6.9%	52	380	52
東栄町	809	51	6.3%	54	223	53
豊根村	234	16	6.8%	53	70	54
田原市	20,877	3,021	14.5%	2	13,204	16
愛西市	14,883	1,405	9.4%	43	6,141	34
清須市	13,885	1,479	10.7%	17	14,040	14
北名古屋市	17,999	2,095	11.6%	7	9,157	24
あま市	19,904	2,373	11.9%	6	34,345	5

国保料（税）の収入減の減免制度実施状況

（２０２０年愛知自治体キャラバンまとめ）

市町村名		収入減を理由にした減免							コロナ減免		
		実施	減免要件			件数		金額		件数	金額
			前年 総所得	当年見込 み所得	当年/前年 減少割合	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度		
合計		51				8,398	8,578	595,538,597	619,877,582	8,858	1,115,484,875
1	名古屋市	○	1000万円以下	264万円以下	8/10以下	7,241	7,332	544,440,680	564,365,444	6,472	684,960,070
2	豊橋市	○	600万円以下		8/10以下	29	44	1,137,500	1,825,000	158	33,488,400
3	岡崎市	○	500万円以下		1/2以下	80	106	5,958,340	7,329,330	85	19,993,200
4	一宮市	○	250万円以下		1/2以下	241	272	8,872,000	10,458,000	49	10,581,200
5	瀬戸市	○	300万円以下		1/2以下	48	54	1,670,000	2,211,000	0	0
6	半田市	○	500万円以下		7/10以下	88	84	4,493,900	4,222,700	43	8,160,500
7	春日井市	○	400万円以下		1/2以下	81	60	3,827,000	2,428,000	154	37,372,200
8	豊川市	○	300万円未満		7/10以下	0	0	0	0	24	822,500
9	津島市	○	500万円以下		2/3以下	44	51	2,138,500	2,143,200	0	0
10	碧南市	○	300万円以下		1/2以下	0	2	0	141,600	34	4,067,500
11	刈谷市	○	300万円以下		1/2以下	4	7	232,246	277,213	116	13,912,400
12	豊田市	○	500万円以下		1/2以下	0	0	0	0	140	26,000,000
13	安城市	○	300万円以下		1/2以下	25	34	1,284,400	1,735,900	0	0
14	西尾市	○	300万円以下		1/2以下	11	4	499,900	161,500	88	11,040,705
15	蒲郡市	○	300万円以下	300万円以下	7/10以下	7	2	545,000	187,900	13	2,059,500
16	犬山市	○	400万円以下	生活保護基準130%以下	2/3以下	2	2	99,700	152,100	25	5,834,800
17	常滑市	○	200万円以下		1/2以下	7	7	166,600	161,600	23	4,386,400
18	江南市	○	400万円以下	生活保護基準130%以下	2/3以下	0	1	0	41,200	59	10,785,800
19	小牧市	○	400万円以下	200万円以下	7/10以下	247	234	6,576,900	7,572,300	157	14,690,000
20	稲沢市	○	300万円以下		1/2以下	14	9	505,900	337,800	44	5,345,800
21	新城市	○	200万円以下		1/2以下	10	10	1,611,131	945,906	35	3,724,200
22	東海市	○	200万円以下		1/2以下	9	11	570,300	551,400	21	4,450,500
23	大府市	○	200万円以下		1/2以下	0	0	0	0	21	3,301,200
24	知多市	○	200万円以下		1/2以下	0	7	0	534,600	58	9,849,400
25	知立市	○	300万円以下		1/2以下	6	3	417,600	97,943	51	6,256,300
26	尾張旭市	○	500万円以下		1/2以下	25	32	1,888,900	2,163,400	40	8,642,200

[illegible]

国保資格証明書等の交付状況一覧

(愛知県国民健康保険課のデータから作成)

市町村名	世帯数 (A) (2021/6/1)	滞納世帯数			短期保険証			資格証明書		
		2020/6/1	2021/6/1		2020/6/1	2021/6/1		2020/6/1	2021/6/1	
		件数	件数 (B)	割合 (B/A)	件数	件数 (C)	割合 (C/B)	件数	件数 (D)	割合 (D/B)
全体合計	937,769	100,406	83,257	8.9%	23,429	21,476	25.8%	659	285	0.3%
発行市町村数	-	49	-	-	52	52	-	13	9	-
発行市町村割合	-	90.7%	-	-	96.3%	96.3%	-	24.1%	16.7%	-
1 名古屋市	306,023	41,401	22,904	7.5%	7,836	5,168	22.6%	267	0	0.0%
2 豊橋市	46,994	5,085	7,231	15.4%	3,006	3,269	45.2%	75	54	0.7%
3 岡崎市	45,801	8,691	7,969	17.4%	2,120	1,065	13.4%	0	0	0.0%
4 一宮市	48,805	5,497	5,087	10.4%	212	262	5.2%	56	42	0.8%
5 瀬戸市	15,856	1,238	1,029	6.5%	466	538	52.3%	0	0	0.0%
6 半田市	14,301	312	964	6.7%	49	43	4.5%	2	2	0.2%
7 春日井市	37,995		4,214	11.1%	38	51	1.2%	0	0	0.0%
8 豊川市	22,346	2,792	1,789	8.0%	265	316	17.7%	16	8	0.4%
9 津島市	8,147	767	693	8.5%	326	377	54.4%	0	0	0.0%
10 碧南市	8,448	1,296	548	6.5%	52	123	22.4%	0	0	0.0%
11 刈谷市	15,845	665	947	6.0%	268	113	11.9%	0	0	0.0%
12 豊田市	48,036	2,989	2,724	5.7%	995	1,447	53.1%	0	0	0.0%
13 安城市	20,708	1,133	426	2.1%	316	476	111.7%	0	0	0.0%
14 西尾市	21,310	1,688	1,337	6.3%	397	548	41.0%	38	0	0.0%
15 蒲郡市	10,285	847	744	7.2%	318	343	46.1%	0	0	0.0%
16 犬山市	9,410	813	694	7.4%	25	20	2.9%	0	0	0.0%
17 常滑市	6,911	727	646	9.3%	64	45	7.0%	0	0	0.0%
18 江南市	12,394	2,261	1,152	9.3%	319	355	30.8%	0	0	0.0%
19 小牧市	18,486	1,801	1,717	9.3%	544	462	26.9%	119	120	7.0%
20 稲沢市	16,758	1,100	1,136	6.8%	430	505	44.5%	18	20	1.8%
21 新城市	6,296	632	610	9.7%	106	76	12.5%	0	0	0.0%
22 東海市	12,364	2,702	2,285	18.5%	312	282	12.3%	6	3	0.1%
23 大府市	9,576	127	441	4.6%	127	116	26.3%	0	0	0.0%
24 知多市	10,810	1,820	1,681	15.6%	247	300	17.8%	0	0	0.0%
25 知立市	7,630	853	801	10.5%	234	325	40.6%	0	0	0.0%
26 尾張旭市	9,833	431	413	4.2%	190	152	36.8%	1	0	0.0%
27 高浜市	4,856	304	345	7.1%	304	345	100.0%	0	0	0.0%
28 岩倉市	6,301	657	663	10.5%	189	237	35.7%	58	34	5.1%
29 豊明市	8,167	1,361	1,212	14.8%	74	57	4.7%	0	0	0.0%
30 日進市	14,039	627	588	4.2%	173	290	49.3%	1	0	0.0%
31 田原市	9,722	1,815	1,028	10.6%	198	175	17.0%	0	0	0.0%
32 愛西市	8,186		512	6.3%	239	185	36.1%	0	0	0.0%
33 清須市	8,353	2,126	739	8.8%	218	538	72.8%	0	0	0.0%
34 北名古屋市	10,370	661	1,120	10.8%	444	478	42.7%	0	0	0.0%
35 弥富市	5,099	337	725	14.2%	337	234	32.3%	0	0	0.0%
36 みよし市	5,671	91	1,041	18.4%	61	87	8.4%	0	0	0.0%
37 あま市	11,198	1,668	1,611	14.4%	878	1,092	67.8%	0	0	0.0%
38 長久手市	5,592	503	429	7.7%	1	2	0.5%	0	0	0.0%
39 東郷町	4,701	380	360	7.7%	48	35	9.7%	0	0	0.0%
40 豊山町	1,944	124	219	11.3%	105	93	42.5%	0	0	0.0%
41 大口町	2,512	89	57	2.3%	89	57	100.0%	0	0	0.0%
42 扶桑町	4,037	396	365	9.0%	82	87	23.8%	0	0	0.0%
43 大治町	4,170	233	284	6.8%	233	284	100.0%	0	0	0.0%
44 蟹江町	4,612	505	504	10.9%	159	118	23.4%	0	0	0.0%
45 飛島村	608	25	26	4.3%	1	1	3.8%	0	0	0.0%
46 阿久比町	3,222	115	75	2.3%	32	32	42.7%	0	0	0.0%
47 東浦町	5,932		465	7.8%	97	122	26.2%	2	2	0.4%
48 南知多町	3,079		95	3.1%	27	26	27.4%	0	0	0.0%
49 美浜町	3,009	218	191	6.3%	27	24	12.6%	0	0	0.0%
50 武豊町	5,230	279	210	4.0%	46	35	16.7%	0	0	0.0%
51 幸田町	4,384	164	117	2.7%	102	64	54.7%	0	0	0.0%
52 設楽町	753		30	4.0%	3	1	3.3%	0	0	0.0%
53 東栄町	502	56	59	11.8%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
54 豊根村	152	4	5	3.3%	0	0	0.0%	0	0	0.0%

※速報値

※豊橋市の滞納世帯数については、世帯数で管理していないため、人数で整理している。

国保の短期保険証の実態(留め置き、未交付含む)

(2020年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ①名古屋市は有効期間の統計なし
②碧南市の短期保険証、留め置き数、未交付数は、2019年は3月31日現在、2020年は3月1日現在

市町村名		短期保険証世帯 (各年6月1日)		短期保険証有効期限内訳 (2020年6月1日)								保険証が届いていない世帯 (各年6月1日)				短期保険証の発行基準	
												留め置き 世帯数		未交付・未更 新世帯数			
		2019年	2020年	1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	1年	その他	2019年	2020年	2019年	2020年		
合計		24,085	23,429	929	288	3,806	54	39	17,498	297	5	2,903	1,790	6,334	2,846		
1	名古屋市	5,507	7,836	※期間別の統計は取っていない										1,826	333	督促状の指定記期限が経過した滞納保険料がある世帯	
2	豊橋市	3,793	3,006						4,901			595	387	0	0	前年6期以前の保険税に滞納がある世帯	
3	岡崎市	2,217	2,120						3,627			0	0	0	0	納付相談、約束に応じたい場合で個々に判断	
4	一宮市	316	212	17	2	445	0	0	0	0		0	0	411	265	前年度の1月以降納付がない、更新年度以外に滞納している人で市長の判断	
5	瀬戸市	595	466	151		113			262	86		0	0	477	346	分割の履行状況、納付額の割合	
6	半田市	63	49			19			30			49	39	0	0	①1年以上納付なし②納税誓約の履行が6ヵ月以上滞③複数年度の滞納	
7	春日井市	57	38		32	2					4	0	0	0	0	2年以上滞納・滞納額が30万円以上	
8	豊川市	433	265			265						16	26	281	0	更新時4件以上調定あり納付なし	
9	津島市	336	326	0	0	201	16	21	88	0		0	0	173	83	取扱要綱に基づき世帯の状況を検討し判断	
10	碧南市	54	52						99			77	14	0	0	更新時過去2年の2分の1以上の滞納	
11	刈谷市	230	268	0	0	9	0	0	323	0		60	20	0	0	1年・1年以内に完納が見込、6ヵ月分納約束を守っている、3ヵ月分納約束が守られていない	
12	豊田市	1,437	995	0	0	0	0	0	1,555			321	175	20	11	未納がある場合	
13	安城市	654	316						131			123	120	0	0	滞納がある世帯	
14	西尾市	694	397						681			243	140	0	0	前年度以前の未納がある場合	
15	蒲郡市	374	318	21	179	71	19	10	8			0	0	131	83	現年度2分の1、前年度2分の1、複数年滞納で相談によって	
16	大山市	27	25						42			278	180	0	0	未納が3ヵ年以上かつ100万円以上	
17	常滑市	63	64	21	12	2	4	1	51			0	0	55	23	納期限から1年を経過しない世帯のうち滞納額が減少した世帯	
18	江南市	414	319						319			38	17	19	12	前年度の2分の1以上の滞納	
19	小牧市	581	544	274		183			87			342	52	833	368	分納開始又は分納履行中は3ヵ月の自動更新(以下自動更新なし) *1ヵ月(今回納付なし・納付額1%未満)2ヵ月(納付額が1月交付額の2ヵ月分まで特別な事情)*3ヵ月(納付額10%未満・特別な事情)*3ヵ月(納付額が10%以上25%未満)*6ヵ月(納付額が25%以上50%未満)12ヵ月(納付額が50%以上)	
20	稲沢市	640	430	0	0	334	0	0	254	211	0	0	0	0	0	5万円以上の滞納で計画的な納付が認められない	
21	新城市	122	106	61	2	54			5			42	20	0	0	滞納額30万円以上	
22	東海市	378	312			574						0	0	不明	146		
23	大府市	285	127						127			84	22	0	0	前年以前の滞納がある	
24	知多市	320	247						247			0	0	29	15	3年以上滞納、複数年に渡り2分の1以上の滞納、資格証世帯で、定期的納付が履行された世帯	
25	知立市	355	234						259			134	146	37	25	過年度の2分の1以上滞納	
26	尾張旭市	223	190						190			0	0	0	0	①20万以上②更新時に2年間納付していない方	
27	高浜市	278	304						563			4	4	112	0	更新時に滞納している	
28	岩倉市	322	189			26			163			32	28	175	60	①1年以上納付なし②納付誓約の2分の1以下の履行③資格取得日が1年以上遡及する世帯	
29	豊明市	94	74						74			73	47	110	58	2ヵ年相当分以上の滞納、納期数の滞納が16以上	
30	日進市	115	173	85		15			73			38	22	0	0	6月以上の滞納、納付誓約をおこない分割納付、滞納額の一部納付	
31	田原市	195	198	233		6			150			0	0	45	71	更新時10万円以上あり、催告などに応じない	
32	愛西市	223	239	0	0	253	0	0	153			0	0	53	0	取り扱い要綱参照	
33	清須市	143	218			301			82			0	0	718	643	更新時に過年度に滞納あり	
34	北名古屋	446	444			317			125			22	12	0	0	更新時に前年度以前の滞納あり	
35	弥富市	168	337						337			2	10		0	過年度分に滞納あり	
36	みよし市	61	61			10						75	72	42	30	①滞納期間3年以上かつ150万円以上②30万以上150万未満、かつ年税額の2分の1の滞納あり	
37	あま市	396	878						1,557			27	158	455	65	資格取得後未納がある	
38	長久手市	2	1			1						0	0	0	0	加入後1度も納付なく相談に応じない	
39	東郷町	53	48	6	0	41	9	5	34		1	0	0	14	8	前年度に滞納がある	

市町村名		短期保険証世帯 (各年6月1日)		短期保険証有効期限内訳 (2020年6月1日)								保険証が届いていない世帯 (各年6月1日)				短期保険証の発行基準
												留め置き 世帯数		未交付・未更 新世帯数		
		2019年	2020年	1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	1年	その他	2019年	2020年	2019年	2020年	
40	豊山町	198	105	52		53						15	10	0	0	過年度に滞納がある
41	大口町	54	89	8	1	92	0	2	69	0		21	18	34	0	※納付された金額が滞納額の3分の1以上2分の1未満(6月)※3分の1の納付額で納付計画を履行(3月)※3分の1未満の納付額で納付計画を履行しない(1月)
42	扶桑町	112	82						83			5	5	35	29	前年度2分の1以上の滞納(計画に納付されている場合は除く)
43	大治町	383	233						373			131	0	0	0	更新時前年度以前に滞納がある
44	蟹江町	168	159			139			81			12	18	72	54	1年以上の未納がある
45	飛島村	0	1	0	1	0	0	0	0	0		0	0	0	0	過年度に滞納がある
46	阿久比町	51	32	0	37	0	0	0	17	0	0	5	6	32	2	交付時に滞納がある
47	東浦町	131	97						178			28	17	2	3	①滞納している年度が3年以上②18歳以下の加入③公費負担医療を受ける④誓約書提出し3回以上納付かつ納付計画に従って納付見込まれる⑤特別の事情
48	南知多町	32	27						45			10	5	0	0	1年以上の滞納、資格証世帯のうち公費負担医療対象者
49	美浜町	35	27		22	9	3		9			1	0	0	2	更新時に前年度の3期以上未納
50	武豊町	66	46						46			0	0	64	49	①1年未満の滞納で分納②1年以上でも審査委員会において認定した場合
51	幸田町	188	102			271						0	0	79	62	更新時に1期以上の滞納がある
52	設楽町	3	3				3									
53	東栄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0						特別な事情なく、6カ月以上未納
54	豊根村	0	0	0	0	0	0	0	0	0						特別な事情なく、6カ月以上未納

国保の滞納者差押え状況

(2020年愛知自治体キャラバンまとめ)

		滞納世帯数	予告通知書発行		差押え世帯数		差押え件数		不動産	
		2020年 6月1日 現在	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
	合計	106,172	18,507	19,768	4,154	4,402	21,213	18,687	663	683
1	名古屋市	41,401	2,420	2,094	統計なし	統計なし	7,566	5,280	16	13
2	豊橋市	5,085	2,218	3,894	-	-	975	1,117	126	151
3	岡崎市	8,691	-	-	-	-	598	431	0	0
4	一宮市	5,497	把握なし	把握なし	把握なし	把握なし	1,561	1,539	176	226
5	瀬戸市	1,238	不明	不明	107	50	107	50	0	0
6	半田市	1,182	2,138	2,316	387	357	387	357	5	12
7	春日井市	4,017	2,300	1,912	集計なし	集計なし	1,458	1,001	37	20
8	豊川市	2,792	不明	不明	138	152	179	184	19	13
9	津島市	767	57	33	21	16	30	16	7	2
10	碧南市	513	310	224	-	-	630	682	6	14
11	刈谷市	665	100	168	276	412	276	412	2	1
12	豊田市	2,989	4,625	3,359	1,013	1,227	1,305	1,630	39	60
13	安城市	1,133	不明	不明	-	-	543	551	8	5
14	西尾市	1,688	不明	不明	不明	不明	593	664	37	40
15	蒲郡市	847	598	610	292	212	373	260	14	0
16	犬山市	813	79	336	131	146	142	154	13	7
17	常滑市	727	不明	不明	不明	不明	863	634	6	4
18	江南市	1,287							1	3
19	小牧市	1,801	193	177	142	131	142	131	13	1
20	稲沢市	1,100	300	300	232	212	264	229	40	36
21	新城市	599	125	117	5	10	5	11	0	0
22	東海市	2,702	不明	不明	356	254	836	677	32	17
23	大府市	499					274	314	26	0
24	知多市	1,820	168	209	137	162	168	209	3	0
25	知立市	853			151	188	165	199	1	0
26	尾張旭市	440	152	141	152	141	152	141	2	0
27	高浜市	304	296	359	19	41	19	41	0	1
28	岩倉市	1,506	69	153	85	88	116	119	0	0
29	豊明市	1,361	把握なし	把握なし	把握なし	把握なし	200	345	4	23
30	日進市	627	118	67	46	122	60	138	8	5
31	田原市	930	90	108	88	101	90	108	0	0
32	愛西市	675	562	488	111	47	135	59	1	1
33	清須市	893	350	380	12	33	15	38	0	0
34	北名古屋市	1,234	不明	不明	不明	不明	120	135	3	15
35	弥富市	840	-	-	67	99	86	141	6	1
36	みよし市	1,118	110	120	-	-	38	43	3	0
37	あま市	1,668	12	175	19	40	19	46	1	0
38	長久手市	546	項目ごとなし	項目ごとなし	世帯管理なし	世帯管理なし	130	116	0	2
39	東郷町	380	260	238			79	60	0	0
40	豊山町	260	37	24	17	33	17	33	1	0
41	大口町	83	0	0	6	2	6	2	1	0
42	扶桑町	396	85	98	19	24	29	32	0	1
43	大治町	233	46	53						
44	蟹江町	505	-	-	-	-	250	138	3	3
45	飛島村	21			1		1			
46	阿久比町	115	不明	不明	22	11	39	22	0	0
47	東浦町	425	44	50	14	19	24	26	0	0
48	南知多町	140	15	7	40	51	40	51		
49	美浜町	218	43	12	16	7	16	7	0	1
50	武豊町	279	555	1,530	-	-	58	98	2	2
51	幸田町	164	32	16	32	14	34	16	1	3
52	設楽町	34								
53	東栄町	67								
54	豊根村	4	0	0	0	0	0	0	0	0

※春日井市、豊田市、常滑市、大治町は住民税全体の数字。

差押え件数内訳								現金化件数			
預貯金		生命保険		うち学資保険		その他					
2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度		
15,856	13,291	993	868	8	18	3,903	4,006	50	40	合計	
6,294	4,398	342	231	不明	不明	914	638	0	0	名古屋市	1
570	596	80	122	-	-	199	248	4	6	豊橋市	2
588	430	4	0	0	0	6	1	0	0	岡崎市	3
600	512	(その他に計上)		0	0	785	801	21	10	一宮市	4
38	38	0	0	0	0	12	12	0	0	瀬戸市	5
326	284	12	15	0	0	44	46	0	0	半田市	6
1,095	447	161	99	0	0	165	435	0	0	春日井市	7
91	79	32	34	5	2	37	58	0	1	豊川市	8
18	12	1	1			4	1	0	0	津島市	9
460	481	13	11			151	176	0	0	碧南市	10
214	317	3	6	1	0	58	88	2	1	刈谷市	11
864	1,206	43	43	-	-	359	321	7	5	豊田市	12
309	304	26	35	0	2	200	207	0	1	安城市	13
270	326	26	50	0	6	260	248	2	2	西尾市	14
304	249	22	2	0	0	33	9	0	0	蒲郡市	15
103	79	3	2	0	1	23	66	0	0	犬山市	16
719	558	67	28	不明	不明	74	44	0	0	常滑市	17
241	185	8	5			10	14			江南市	18
99	116	2	5			28	9	0	0	小牧市	19
140	113	48	30	不明	不明	36	50	7	6	稲沢市	20
1	1	0	0	0	0	4	10	0	0	新城市	21
804	660	預貯金に含む		不明	不明	0	0	2	4	東海市	22
131	222		4		0	117	88			大府市	23
145	183	1	3			19	23	0	0	知多市	24
130	146	9	4	0	0	25	49	0	0	知立市	25
141	108	2	15	1	2	7	18	1	0	尾張旭市	26
8	29	2	1			9	10		1	高浜市	27
91	77	7	1			18	41	0	1	岩倉市	28
176	250	7	21	0	3	13	51	0	0	豊明市	29
41	98	5	12	0	0	6	23	0	0	日進市	30
84	79	6	28	0	0	0	1	0	0	田原市	31
127	44	7	11	0	2	0	3	0	0	愛西市	32
14	34	0	2			1	2	0	0	清須市	33
102	105	13	10	0	0	2	5	1	0	北名古屋市	34
63	130	2	4	0	0	15	6	0	0	弥富市	35
21	26	4	2	0	0	10	15	0	1	みよし市	36
6	0	0	0			12	0	2	1	あま市	37
111	86	1	3	0	0	18	25	0	0	長久手市	38
56	43	0	3			23	14	0	0	東郷町	39
13	24	0	2			3	7	0	0	豊山町	40
4	2	0	0			1	0	0	0	大口町	41
16	18	5	6	0	0	10	7	1	0	扶桑町	42
								0	0	大治町	43
76	35	7	5	0	0	164	95	0	0	蟹江町	44
						1				飛島村	45
38	20	0	1	0	0	1	1	0	0	阿久比町	46
15	11	1	0	1	0	0	15	0	0	東浦町	47
35	37	3	7			2	7			南知多町	48
11	2	2	1	0	0	4	3	0	0	美浜町	49
31	86	14	2			11	8	0	0	武豊町	50
22	5	2	1			9	7	0	0	幸田町	51
										設楽町	52
										東栄町	53
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	豊根村	54

国保の納税緩和措置(徴収猶予・換価の猶予・滞納処分停止)
(2020年愛知自治体キャラバンまとめ)

		徴収猶予				換価の猶予の適用件数							
		申請件数		許可件数		申請件数		許可件数		職権件数		適用件数	
		2018 年度	2019 年度	2018 年度	2019 年度	2018 年度	2019 年度	2018 年度	2019 年度	2018 年度	2019 年度	2018 年度	2019 年度
		135	107	135	107	38	31	38	30	35	42	36,059	31,690
1	名古屋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,834	2,909
2	豊橋市	0	0	0	0	1	2	1	2	3	4	1,321	838
3	岡崎市	120	99	120	99	1	1	1	1	0	0	948	584
4	一宮市	1	0	1	0	9	3	9	3	10	13	508	472
5	瀬戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	43
6	半田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74	69
7	春日井市	0	0	0	0	0	4	0	4	0	1	11,899	10,255
8	豊川市	0	0	0	0	0	1	0	1	6	12	87	109
9	津島市	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	250	126
10	碧南市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	66	86
11	刈谷市	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	158	117
12	豊田市	8	5	8	5	22	15	22	15	2	8	854	1,071
13	安城市	1	0	1	0	5	0	5	0	2	1	7,798	7,118
14	西尾市	0	1	0	1	0	0	0	0	1	1	226	277
15	蒲郡市	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1,715	1,359
16	大山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	222	100
17	常滑市	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	69	57
18	江南市												
19	小牧市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	244	183
20	稲沢市	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	307	229
21	新城市	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0
22	東海市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	169	251
23	大府市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	208	158
24	知多市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,290	742
25	知立市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,660	1,364
26	尾張旭市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	72
27	高浜市	0	1	0	1	0		0		1		16	90
28	岩倉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	22
29	豊明市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	847	987
30	日進市	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	9	56
31	田原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	85
32	愛西市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	93	79
33	清須市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	19
34	北名古屋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	380	338
35	弥富市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	33
36	みよし市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	51
37	あま市	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	97	6
38	長久手市	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	142	170
39	東郷町	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	23	13
40	豊山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74	64
41	大口町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	扶桑町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48	59
43	大治町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	638	634
44	蟹江町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	53
45	飛島村												
46	阿久比町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	14
47	東浦町	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	10	11
48	南知多町											50	45
49	美浜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	19
50	武豊町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57	27
51	幸田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	260	226
52	設楽町												
53	東栄町												
54	豊根村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※一宮市、大府市、田原市、大治町は市税全体の数

※春日井市、豊明市、田原市の保険証が届いていない数は世帯数

※知多市「保険証が届いていない」は「返戻29世帯」

[illegible]

生活保護の相談・申請・保護開始件数と受給件数について

(2020年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ①全県的には新たな相談・申請・保護開始件数および利用世帯数・人数ともに増加傾向にある。
 ②相談件数が30,804件に対して申請件数が10,500件と大きな開きがあり、利用希望者が申請できずにいるケースがないか注視していく必要がある。

市町村名		2019年度			2020年度			2019年4月		2020年4月		
		相談件数	申請件数	保護開始 件数	相談件数	申請件数	保護開始 件数	世帯数	人数	世帯数	人数	
愛知県合計		28,247	10,098	9,331	30,804	10,500	9,639	60,657	76,140	60,925	75,808	
1	名古屋市	19,186	6,576	6,160	20,219	6,867	6,394	38,133	47,446	38,349	47,342	
2	豊橋市	251	190	167	276	227	199	1,699	2,020	1,704	2,029	
3	岡崎市	1,352	318	277	1,549	281	240	1,593	2,039	1,608	2,024	
4	一宮市	596	304	280	694	356	337	2,569	3,259	2,606	3,267	
5	瀬戸市	131	96	86	109	105	91	457	576	499	631	
6	半田市	106	78	73	84	67	60	593	735	595	731	
7	春日井市	876	320	286	946	299	252	2,318	3,100	2,277	3,003	
8	豊川市	330	142	138	1,174	114	106	936	1,224	941	1,212	
9	津島市	124	103	86	164	120	105	354	468	373	501	
10	碧南市	144	30	23	122	33	28	250	321	214	258	
11	刈谷市	324	76	67	488	80	68	492	613	498	631	
12	豊田市	1,247	274	253	1,320	253	240	1,734	2,348	1,716	2,270	
13	安城市	508	77	70	382	99	93	598	739	608	742	
14	西尾市	139	75	67	130	77	69	428	554	454	588	
15	蒲郡市	64	64	63	71	71	69	472	538	474	541	
16	犬山市	48	30	26	34	30	29	237	304	232	297	
17	常滑市	116	28	28	131	26	25	196	241	198	239	
18	江南市	146	62	56	174	72	67	438	542	433	521	
19	小牧市	337	181	161	485	183	162	789	1,063	811	1,092	
20	稲沢市	214	76	65	253	86	66	513	642	506	641	
21	新城市	17	11	11	36	27	26	114	142	120	152	
22	東海市	260	112	101	197	100	90	639	823	629	799	
23	大府市	112	41	30	140	42	35	286	357	276	338	
24	知多市	162	56	46	158	57	49	363	501	343	467	
25	知立市	32	20	12	49	30	15	298	363	256	312	
26	尾張旭市	136	36	36	135	41	36	192	232	192	228	
27	高浜市	31	21	21	47	20	20	150	210	150	206	
28	岩倉市	33	31	28	19	18	17	291	351	282	336	
29	豊明市	94	47	47	73	41	36	247	317	242	309	
30	日進市	40	18	18	37	35	29	69	84	72	85	
31	田原市	15	5	5	55	17	17	88	108	88	108	
32	愛西市	83	25	23	77	44	42	175	194	191	218	
33	清須市	89	74	68	84	74	69	413	537	415	531	
34	北名古屋市	91	47	42	95	56	53	346	428	353	430	
35	弥富市	57	48	42	55	37	33	187	241	197	249	
36	みよし市	129	40	32	109	41	31	111	123	116	132	
37	あま市	141	109	105	133	108	99	547	673	543	660	
38	長久手市	40	18	18	48	19	18	84	104	93	112	
39	尾張	東郷町	48	20	20	55	17	15	78	101	79	104
40		豊山町	35	12	12	36	16	16	73	79	78	86
41		大口町	16	8	8	14	6	6	54	62	58	68
42		扶桑町	31	23	21	47	17	16	92	117	97	124
43	海部	大治町	49	45	36	59	50	45	239	332	245	336
44		蟹江町	73	42	36	79	39	36	231	305	226	301
45		飛島村	1	1	1	0	0	0	5	5	4	4
46	知多	阿久比町	16	4	4	11	10	8	29	34	30	36
47		東浦町	43	15	10	38	24	22	104	118	107	118
48		南知多町	38	17	17	28	12	11	70	80	68	74
49		美浜町	15	12	12	15	12	12	86	97	84	92
50	西三河	武豊町	64	27	26	49	29	24	126	158	127	147
51		幸田町	12	9	8	16	15	13	50	69	54	70
52		設楽町	3	2	1	2	0	0	10	12	9	11
53		東栄町	2	2	2	3	0	0	9	9	2	2
54	新城設楽	豊根村	0	0	0	0	0	2	2	3	3	

小さい子供がいて
フルタイムで
働けない



給料が低くて
生活できない



親の介護で
働けない



新型コロナで
収入が減った



ケガをして
働けない



生活保護の申請は 国民の権利です。

再就職が
決まらない



新型コロナで
仕事が見つかからない



持病が悪化して
働けない



私たちの
年金では
暮らせない



お困りの場合は お住まいの区役所保護課へ ご相談ください

札幌市 生活保護

検索

中央区保護一课 TEL 205-3274
北区保護一课 TEL 757-2517
東区保護一课 TEL 741-2479

白石区保護一课 TEL 861-2466
厚別区保護一课 TEL 895-2549
豊平区保護一课 TEL 822-2489
清田区保護課 TEL 889-2488

南区保護一课 TEL 582-4765
西区保護一课 TEL 641-6964
手稲区保護課 TEL 681-2549



作成: 札幌市保健福祉局総務部保護自立支援課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎3階 TEL011-211-2992



さっぽろ市
04-F01-21-1167
R3-4-126

生活保護申請の壁

// 扶養照会なくして //

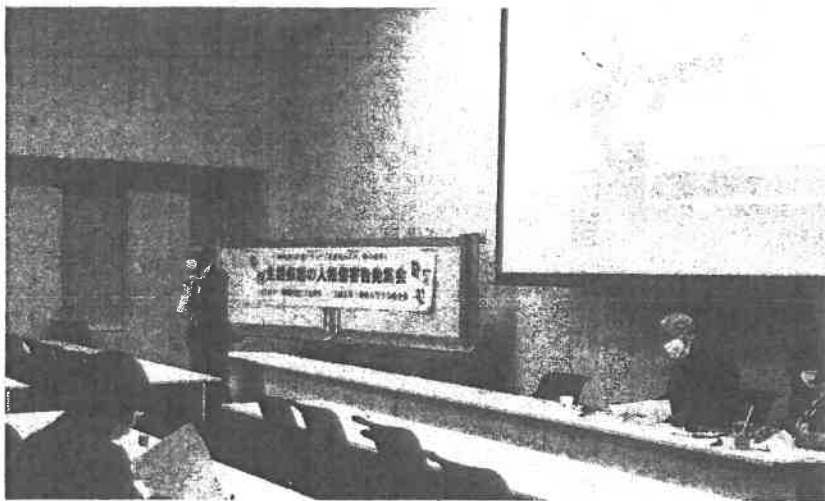
生活保護を申請する際に、大きな障壁となっている扶養照会。福祉事務所が申請者の親族に援助が可能かどうかを問い合わせます。「家族関係が壊れた」「やめると頼んだが、『行っ』の一点張り」で、精神的に不調になった。被害を訴える声が全国生活と健康を守る会連合会（全生連）に寄せられています。扶養照会がさまざまな問題を引き起こしています。

（新井水和）

全生連へ被害の声

「無断で扶養照会をさせ、保護申請時に職員は、れた上、扶養の事実がな Yさんの親に扶養可能なかったにもかかわらず保 連絡を取りました。親は 護費を減らされました」「扶養できない」と職員 と話すのは、茨城県内で に伝えました。8カ月 2017年から生活保護 後、再び職員はYさんに を利用するYさん。幼い 無断で親に連絡。「もし ころに親から殴られるな 扶養しないのであれば、 どの虐待を受けていまし ほかの親族にも扶養照会 をする」と言いました。

無断で連絡 減額処分も



集会で「扶養照会の廃止を」と訴える全生連の西野氏（立っている人）ら＝3月31日、衆院第1議員会館

Yさんが生活保護を受 なくなかった親は「月に 給していることを知られ 1万円援助する」と職員

に伝え、同年9月に書面 も提出。書面には扶養を 開始できる月の記載はな く、実際に仕送りはなかつたにもかかわらず翌月 から市は1万円を仕送り として収入認定し、減額 処分になりました。

Yさんは10月に収入申 告で親からの仕送りが 「なし」に丸を付けたば かり。「減額処分を知っ たのは12月です。支援者 が気づき、教えてくれま した。その時まで親が仕 送りをしようとしていた ことさえ知りませんでした 約600件です。」

厚労相「義務でない」

全生連の西野事務局長は「国民の多くは親族 への経済的な扶養が難し いのが実態です。田村憲 久厚生労働相が『義務で はない』と言っている以 上、運用上でも扶養照会 は行わず、誰もがためら ず」

(2020年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名			生活保護職員(ケースワーカー)数と平均在任年数(正規)									ケースワーカー1人あたりの担当数 (4月現在)								
			2018年4月現在				2019年4月現在				2020年4月現在									
			正規	非正規	正規在任年数		正規	非正規	正規在任年数		正規	非正規	正規在任年数		2018年		2019年		2020年	
					年	月			年	月			年	月	世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数
愛知県合計・平均			662	13	—	—	666	13	—	—	664	14	—	—	—	—	—	—	—	—
1	名古屋市		365	0	3	7	368	0	3	11	369	0	4	3	105	132	104	129	104	128
2	豊橋市		20	0	1	7	20	0	1	9	20	0	1	10	90	111	85	101	86	102
3	岡崎市		20	0	2	7	19	0	2	4	19	0	2	6	78	96	83	107	84	106
4	一宮市		33	0	2	2	32	0	2	8	32	0	2	10	79	102	80	102	81	101
5	瀬戸市		6	0	2	5	6	0	2	11	6	0	2	4	72	92	76	96	83	105
6	半田市		8	0	1	4	8	0	1	3	8	0	1	6	75	94	74	92	74	91
7	春日井市		25	0	2	6	28	0	2	8	28	0	3	2	93	127	83	111	81	107
8	豊川市		11	0	1	8	11	0	1	7	11	0	1	4	84	111	85	111	86	110
9	津島市		4	0	4	4	5	0	4	8	4	0	7	9	85	113	71	94	93	125
10	碧南市		6	0	1	8	6	0	2	10	5	0	2	7	47	64	42	54	43	52
11	刈谷市		7	0	2	3	7	0	1	6	7	0	1	11	72	90	70	88	71	90
12	豊田市		19	0	1	8	19	0	1	9	19	0	2	1	90	123	91	124	91	120
13	安城市		7	0	1	7	7	0	2	0	6	0	2	4	86	109	85	106	101	124
14	西尾市		6	0	1	6	6	0	1	4	6	0	1	4	69	92	71	92	76	98
15	蒲郡市		6	0	2	8	6	0	1	7	6	0	1	10	79	91	79	90	79	90
16	犬山市		3	0	1	6	3	0	1	6	3	0	1	0	86	115	79	101	77	99
17	常滑市		3	0	1	4	3	0	1	4	3	0	1	0	67	86	65	80	66	80
18	江南市		5	0	1	4	5	0	1	3	5	0	1	1	87	109	87	108	86	105
19	小牧市		10	0	2	8	10	0	2	4	10	0	3	4	75	104	79	106	81	109
20	稲沢市		7	0	4	1	7	0	3	0	7	0	2	10	73	91	73	92	72	91
21	新城市		2	0	2	6	3	0	0	0	3	0	1	0	59	79	38	48	40	51
22	東海市		7	2	2	3	7	2	2	5	8	2	1	8	92	120	91	117	78	99
23	大府市		4	0	0	6	4	0	1	0	4	0	1	6	75	98	72	89	69	85
24	知多市		5	0	1	2	6	0	1	6	6	0	1	8	75	110	61	84	57	78
25	知立市		5	4	0	10	4	4	1	3	4	3	1	6	69	88	75	91	64	78
26	尾張旭市		2	2	0	6	2	2	1	0	2	1	2	0	92	114	86	116	96	114
27	高浜市																			

子ども医療費助成制度の実施状況

(2021年7月現在 愛知県保険医協会調査)

※愛知県制度は通院で義務教育就学前、入院で中学校卒業まで(2008年4月実施)

※市町村名が**白抜き**:通院・入院とも18歳年度末まで自己負担・所得制限なしで実施

※市町村名が**グレー**:中学生に自己負担あり

※★印:18歳年度末まで自己負担・所得制限なしで実施(予定を含む)

※◆印:自己負担あり(3自治体) ※▲印:所得制限あり(2自治体)

※ゴチック:2020年愛知自治体キャラバン以降の変更部分

市町村名	通院	入院
愛知県	義務教育就学前	中学校卒業
県基準を拡大	5 4 (100%)	3 5 (65%)
小卒まで無料	5 4 (100%)	—
中卒まで無料	5 3 (98%)	—
18歳年度末まで無料	1 0 (19%) (予定含む)	3 2 (59%)
24歳年度末まで無料	—	3 (6%)
1 名古屋市	中学校卒業 →18歳年度末★(2022年1月実施)	18歳年度末★
2 豊橋市	中学校卒業	18歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★
3 岡崎市	中学校卒業	18歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★
4 一宮市	中学校卒業	中学校卒業
5 瀬戸市	中学校卒業	中学校卒業 →18歳年度末(中学校卒業後は償還払い) ★(2021年4月実施)
6 半田市	18歳年度末(中学生以上は1割の自己負担あり) ※市外の医療機関は償還払い◆	18歳年度末★ ※市外の医療機関は償還払い
7 春日井市	中学校卒業	24歳年度末(18歳年度末以降は学生に限る・中学校卒業後は償還払い)★
8 豊川市	中学校卒業	18歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★
9 津島市	18歳年度末(中学校卒業後は所得制限あり)▲	18歳年度末(中学校卒業後は所得制限あり)▲
10 碧南市	中学校卒業	中学校卒業
11 刈谷市	中学校卒業	18歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★
12 豊田市	中学校卒業	24歳年度末(18歳年度末以降は学生に限る、ただし大学院生は除く・中学校卒業後は償還払い)★
13 安城市	中学校卒業	18歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★
14 西尾市	中学校卒業	中学校卒業
15 蒲郡市	中学校卒業	18歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★
16 犬山市	18歳年度末(中学校卒業後は1割の自己負担) ※犬山市・江南市・大口町・扶桑町以外の医療機関は償還払い◆	18歳年度末(中学校卒業後は1割の自己負担) ※犬山市・江南市・大口町・扶桑町以外の医療機関は償還払い◆
17 常滑市	中学校卒業	中学校卒業
18 江南市	中学校卒業	中学校卒業
19 小牧市	中学校卒業	18歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★
20 稲沢市	中学校卒業	18歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★
21 新城市	中学校卒業	18歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★
22 東海市	中学校卒業	24歳年度末(18歳年度末以降は学生に限る・中学校卒業後は償還払い)★
23 大府市	中学校卒業	中学校卒業
24 知多市	中学校卒業	中学校卒業

市町村名		通院	入院
25	知立市	中学校卒業	中学校卒業 →18歳年度末(中学校卒業後は償還払い) ★(2021年4月実施)
26	尾張旭市	中学校卒業	中学校卒業 →18歳年度末(中学校卒業後は償還払い) ★(2021年4月実施)
27	高浜市	中学校卒業	中学校卒業
28	岩倉市	中学校卒業	中学校卒業
29	豊明市	中学校卒業	中学校卒業
30	日進市	中学校卒業	18歳年度末★
31	田原市	中学校卒業	18歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★
32	愛西市	18歳年度末(中学校卒業後は1割の自己負担あり、償還払い)◆	18歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★
33	清須市	中学校卒業	中学校卒業
34	北名古屋	18歳年度末★	18歳年度末★
35	弥富市	中学校卒業	中学校卒業
36	みよし市	中学校卒業	18歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★
37	あま市	中学校卒業	中学校卒業
38	長久手市	中学校卒業	中学校卒業 →18歳年度末(中学校卒業後は所得制限あり・償還払い)(2021年4月実施)▲
39	東郷町	18歳年度末★	18歳年度末★
40	豊山町	中学校卒業 →18歳年度末★(2021年10月実施)	中学校卒業 →18歳年度末★(2021年10月実施)
41	大口町	中学校卒業	中学校卒業 →18歳年度末(中学校卒業後は償還払い) ★(2021年4月実施)
42	扶桑町	中学校卒業	中学校卒業
43	大治町	中学校卒業	中学校卒業
44	蟹江町	中学校卒業 →18歳年度末★(2021年10月実施)	中学校卒業 →18歳年度末★(2021年10月実施)
45	飛島村	18歳年度末★	18歳年度末★
46	阿久比町	中学校卒業	中学校卒業
47	東浦町	中学校卒業	中学校卒業
48	南知多町	18歳年度末★	18歳年度末★
49	美浜町	中学校卒業	中学校卒業
50	武豊町	中学校卒業	中学校卒業
51	幸田町	中学校卒業	18歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★
52	設楽町	18歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★	18歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★
53	東栄町	18歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★	18歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★
54	豊根村	18歳年度末(小学1年以上は償還払い) →18歳年度末(中学校卒業後は償還払い) (2021年4月実施)★	18歳年度末(小学1年以上は償還払い) →18歳年度末(中学校卒業後は償還払い) (2021年4月実施)★

※18歳年度末までの対象市町村で、中学校卒業後の就業者の対象可否(予定含む)

対象となる:名古屋市、豊橋市、岡崎市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、刈谷市、豊田市、安城市、蒲郡市、犬山市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、知立市、尾張旭市、日進市、田原市、愛西市、北名古屋、みよし市、長久手市、豊山町、大口町、蟹江町、飛島村、幸田町
対象でない:津島市、東郷町、南知多町、設楽町、東栄町、豊根村

入院時食事療養費助成 * 東栄町: 高校生のみ、自己負担無し

障害者医療費助成制度の実施状況

(愛知県高齢福祉課・2021年4月現在)

市町村名		県に同じ	拡大・縮小の内容
愛知県基準		身障手帳1～3級 4級(腎機能障害) 4～6級(進行性筋萎縮症) IQ50以下 自閉症状群	
1	名古屋市		特別障害者手当(本人)の所得制限を準用。 特定医療費受給者(指定難病)の方の中で、日常生活が著しい制限を受けると医師が証明した方。
2	豊橋市	○	
3	岡崎市	○	
4	一宮市	○	
5	瀬戸市	○	
6	半田市		知的障害者IQ51以上IQ75以下(市民税非課税世帯のみ)
7	春日井市	○	
8	豊川市	○	
9	津島市	○	
10	碧南市	○	
11	刈谷市	○	
12	豊田市	○	
13	安城市	○	
14	西尾市	○	
15	蒲郡市	○	
16	犬山市	○	
17	常滑市	○	
18	江南市	○	
19	小牧市	○	
20	稲沢市	○	
21	新城市	○	
22	東海市	○	
23	大府市	○	
24	知多市	○	
25	知立市	○	
26	尾張旭市	○	
27	高浜市	○	
28	岩倉市	○	
29	豊明市	○	
30	日進市	○	
31	田原市	○	
32	愛西市	○	
33	清須市	○	
34	北名古屋	○	
35	弥富市	○	
36	みよし市	○	
37	あま市	○	
38	長久手市	○	
39	東郷町	○	
40	豊山町		知的障害者IQ51以上IQ75以下
41	大口町	○	
42	扶桑町	○	
43	大治町	○	
44	蟹江町	○	
45	飛島村	○	
46	阿久比町	○	
47	東浦町	○	
48	南知多町	○	
49	美浜町	○	
50	武豊町	○	
51	幸田町	○	
52	設楽町	○	
53	東栄町	○	
54	豊根村	○	
計		51	3

精神障害者医療費助成制度 市町村実施状況一覧表

(愛知県高齢福祉課資料より作成・2021年4月現在)

		通院		入院	
		精神疾患のみ (1・2級かつ自立支援)	全疾患 (未実施)	精神疾患のみ (1・2級)	全疾患 (未実施)
愛知県基準		(1・2級かつ自立支援)	(未実施)	(1・2級)	(未実施)
1	名古屋市	(未実施)	◆		◆
2	豊橋市	☆	◆		◆
3	岡崎市	(未実施)	(1～3級かつ自立支援)		(1～3級)
4	一宮市	☆	◆		◆
5	瀬戸市	☆	(1・2級かつ自立支援)	8割(精神病診断者)	◆
6	半田市	☆	◆		◆
7	春日井市	☆	(1・2級かつ自立支援)		◆
8	豊川市	☆	◆		◆
9	津島市	☆	◆		◆
10	碧南市	☆	◆	1／2(精神病診断者)	◆
11	刈谷市	☆	◆	1／2(精神病診断者)	◆
12	豊田市	☆	◆	1／2(精神病診断者)	◆
13	安城市	☆	◆	1／2(精神病診断者)	◆
14	西尾市	☆	◆	1／2(精神病診断者)	◆
15	蒲郡市	☆	◆		◆
16	犬山市	☆	◆	1／2(精神病診断者)	◆
17	常滑市	☆	◆		◆
18	江南市	☆	◆	1／2(精神病診断者)	◆
19	小牧市	☆	◆	1／2(精神病診断者)	◆
20	稲沢市	☆	◆		◆
21	新城市	☆	◆	1／2(3級)	◆
22	東海市	☆	◆	(3級)	◆
23	大府市	☆	◆, (3級非課税者)	(3級課税者)	◆, (3級非課税者)
24	知多市	☆	◆	(3級)	◆
25	知立市	☆	◆	1／2(精神病診断者)	◆
26	尾張旭市	☆	(1・2級かつ自立支援)	1／2(精神病診断者)	◆
27	高浜市	☆	(1・2級かつ自立支援)	1／2(精神病診断者)	(1・2級かつ自立支援)
28	岩倉市	☆	◆	(精神病診断者)	◆
29	豊明市	☆	(1～3級)		◆, 1／2 (3級)
30	日進市	☆	◆		◆
31	田原市	☆	◆	1／2(精神病診断者)	◆
32	愛西市	1／2(自立支援)	(1～3級)	1／2(精神病診断者)	(1～3級)
33	清須市	☆	(1～3級)		(1～3級)
34	北名古屋市	☆	◆		◆
35	弥富市	☆	◆	(精神病診断者)	◆
36	みよし市	☆, (3級), (精神病診断者)	◆	(3級、自立支援、精神病診断者)	◆
37	あま市	(3級かつ自立支援)	◆	(3級)	◆
38	長久手市	☆	◆	(精神病診断者)	◆
39	東郷町	☆	◆	1／2(精神病診断者、3級)	◆
40	豊山町	☆	(1～3級)		(1～3級)
41	大口町	☆	◆	(精神病診断者)	◆
42	扶桑町	☆	◆	(精神病診断者)	◆
43	大治町	(3級かつ自立支援)	◆	(3級)	◆
44	蟹江町	(3級かつ自立支援)	◆	(3級)	◆
45	飛島村	(未実施)	(1～3級)		(1～3級)
46	阿久比町	☆	◆		◆
47	東浦町	☆	◆	(3級)	◆
48	南知多町	☆	◆		◆
49	美浜町	☆	◆		◆
50	武豊町	☆	◆		◆
51	幸田町	☆	◆	1／2(3級, 自立支援)	◆
52	設楽町	☆	◆	1／2(自立支援)	◆
53	東栄町	☆	◆	1／2(精神病診断者)	◆
54	豊根村	☆	◆	1／2(精神病診断者) 食費1／2(1・2級)	◆
計		51	54	33	54

☆:自立支援受給者、◆:手帳(1・2級所持者)

後期高齢者福祉医療給付制度の実施状況(ひとり暮らし高齢者)

(愛知県高齢福祉課・2021年4月現在)

市町村名	拡大の内容(ひとり暮らし高齢者)			現物給付	現金給付
	県に同じ	実施	実施内容		
愛知県基準			2008年3月廃止		
1 名古屋市	○			—	—
2 豊橋市		○	非課税者で低所得Ⅰのみ、税被扶養者対象外、同一敷地・隣接地に親族なし、親族から経済的援助なし	○	
3 岡崎市		○	非課税者のみ、税被扶養者対象外	○	
4 一宮市	○			—	—
5 瀬戸市	○			—	—
6 半田市		○	非課税者のみ、市内扶養義務者なし、施設入所者、税被扶養者対象外	○	
7 春日井市		○	非課税のみ、市内親族なし	○	
8 豊川市		○	1/2助成、非課税者のみ		○ (自動償還)
9 津島市	○			—	—
10 碧南市		○	非課税者のみ(本人・税扶養者とも)、同一敷地・隣接地に親族がない、親族から経済的援助なし	○	
11 刈谷市		○	非課税者のみ、税被扶養者対象外	○	
12 豊田市		○	非課税者のみ、税被扶養者対象外、同一敷地や隣地・同一町内に6親等以内の親族なし、生活費の大半を受け取っていない	○	
13 安城市		○	非課税者のみ、税被扶養者対象外、同一地番及び隣地に配偶者又は3親等以内の親族なし	○	
14 西尾市		○	非課税者のみ、税被扶養者対象外、同一地番及び隣地に配偶者又は1親等以内の親族なし	○	
15 蒲郡市		○	非課税者のみ、税被扶養者対象外	○	
16 犬山市		○	非課税者のみ、税被扶養者対象外	○	
17 常滑市		○	非課税者のみ、施設入所者、税被扶養者対象外	○	
18 江南市	○			—	—
19 小牧市		○	非課税者のみ、市内親族なし	○	
20 稲沢市		○	非課税者のみ、施設入所者、税被扶養者対象外	○	
21 新城市		○	非課税者のみ、1/2助成		○ (自動償還)
22 東海市		○	非課税者のみ、施設入所者対象外	○	
23 大府市		○	非課税者のみ、親族なし(親族の範囲…三親等内の血族・姻族、配偶者)	○	
24 知多市		○	非課税者のみ、市内親族なし、施設入所者、税被扶養者対象外	○	
25 知立市		○	非課税者のみ、税被扶養者、施設入所及び6か月以上の長期入院対象外、生活費の大半を受け取っていない	○	
26 尾張旭市	○			—	—
27 高浜市	○		(2021年3月31日新規申請受付終了)	—	—
28 岩倉市		○	非課税者のみ、施設入所者、税被扶養者対象外	○	
29 豊明市		○	非課税者のみ、税被扶養者対象外、施設入所者対象外、同一町内会親族なし	○	
30 日進市		○	施設入所者、税被扶養者対象外、遺族年金を所得判定に含む	○	
31 田原市		○	税被扶養者対象外	○	
32 愛西市	○		(2021年3月31日新規申請受付終了)	—	—
33 清須市		○	非課税者のみ、市内親族なし、税被扶養者対象外	○	
34 北名古屋市	○		(2021年3月31日新規申請受付終了)	—	—
35 弥富市		○	非課税者のみ、施設入所者・税被扶養者対象外	○	
36 みよし市		○	非課税者のみ	○	
37 あま市	○			—	—
38 長久手市	○			—	—
39 東郷町	○			—	—
40 豊山町		○	非課税者のみ、税被扶養者対象外、経済的援助を受けていない	○	
41 大口町		○	次の3つの要件に全て該当するもの ①非課税者②単身世帯③親・兄弟姉妹・配偶者・子・孫なし	○	
42 扶桑町		○	非課税者のみ、税被扶養者対象外	○	
43 大治町		○	非課税者のみ	○	
44 蟹江町	○			—	—
45 飛島村		○	非課税者のみ、同一住所に配偶者又は親族なし、税被扶養者・施設入所者対象外	○	
46 阿久比町		○	非課税者のみ、施設入所者対象外	○	
47 東浦町		○	非課税者のみ、施設入所者対象外、隣地親族なし	○	
48 南知多町		○	非課税者のみ、税被扶養者対象外、町内親族なし、施設等入所者対象外、1/2助成		○
49 美浜町		○	非課税者のみ、施設入所者、税被扶養者対象外	○	
50 武豊町		○	非課税者のみ、施設入所者、税被扶養者対象外	○	
51 幸田町		○	非課税者のみ、施設入所者、税被扶養者対象外、町内に一親等	○	
52 設楽町		○	低所得Ⅰのみ、施設入所者、税被扶養者対象外 県内入通院のみ1/2助成		○
53 東栄町	○			—	—
54 豊根村		○	低所得Ⅰのみ、施設入所者対象外1/2助成		○
計	14	40	40	35	5

後期高齢者福祉医療費給付制度の実施状況(ひとり暮らし高齢者を除く)

(愛知県高齢福祉課・2021年4月現在)

市町村名	県に 同じ (※)	拡大・縮小の内容								現物給付	現金給付
		障害者	精神障害者			母子・父子等	高齢者	戦傷病者	その他		
			通院	入院	備考						
愛知県基準		身体手帳1～3級 4級(腎機能障害) 4～6級(進行性筋萎縮症) IQ50以下 自閉症状群	全額(1・2級)	全額(1・2級)		児童扶養 手当準用	ねたきり・ 認知症の 非課税世帯	障害児福祉 手当準用		○	
1 名古屋市		特別障害者手当(本人)の所得制限を準用、特定医療費受給者(指定難病)の方の中で、日常生活が著しい制限を受けると医師が証明した方を拡大	特別障害者手当(本人)の所得制限を準用	特別障害者手当(本人)の所得制限を準用			70～74歳の者を拡大、特別障害者手当(本人)の所得制限を準用(所得制限は年齢に関係なく適用)、介護保険の要介護度が2以下の者について医師証明を求め(名称は福祉給付金)	70～74歳の者を拡大		○	
2 豊橋市			(自立支援)		精神のみ					○	
3 岡崎市			(3級かつ自立支援)	(3級)				所得制限なし		○	
4 一宮市			(自立支援)		精神のみ			所得制限なし		○	○(自立支援の通院)
5 瀬戸市								所得制限なし		○	○(自立支援の通院)
6 半田市		知的障害者 IQ51以上IQ75以下 市民税非課税世帯のみ	(自立支援)					所得制限なし		○	○(自立支援の通院)
7 春日井市			(自立支援)							○	
8 豊川市								所得制限なし		○	
9 津島市			(自立支援)							○	○(自立支援の通院)
10 碧南市			(自立支援)	1/2(精神病診断者)						○	○(精神の入院)
11 刈谷市			(自立支援)	1/2(精神病診断者)				所得制限なし		○	○(1/2精神診断者入院)
12 豊田市			(自立支援)	1/2(精神病診断者)			介護認定要介護3で非課税世帯	所得制限なし		○	○(精神病診断者の入院)
13 安城市			(自立支援)	1/2(精神病診断者)				所得制限なし		○	○(精神病診断者の入院)
14 西尾市			(自立支援)	(精神病診断者)				所得制限なし		○	○(入院、精神病診断者)
15 蒲郡市			(自立支援)							○	
16 犬山市	○									○	
17 常滑市			(自立支援)							○	
18 江南市			(自立支援)	1/2(精神病診断者)						○	○(通院・自立支援) ○(入院・精神病診断者)
19 小牧市			(自立支援)	1/2(精神病診断者)						○	○(自立支援・精神病診断者)
20 稲沢市			(自立支援)					所得制限なし		○	○(自立支援)
21 新城市			(自立支援)	1/2(3級)							○(精神入院、自立支援)
22 東海市			(自立支援)	(3級)						○	○(精神3級入院)
23 大府市			(3級非課税者、自立支援)	(3級)						○	○(精神3級課税者入院)
24 知多市			(自立支援)	(3級)						○	○(3級入院)
25 知立市			(自立支援)	1/2(精神病診断者)						○(自立支援、1・2級)	○(1/2(精神病診断者))
26 尾張旭市			(自立支援)	1/2(精神病診断者)					指定難病患者等(入院)	○	○(精神病診断者の1/2入院、指定難病患者等の入院)
27 高浜市			(自立支援)	(精神病診断者)				所得制限なし		○	
28 岩倉市			(自立支援)	(精神病診断者)						○	○(自立支援の通院、精神病診断者の入院)
29 豊明市			(3級、自立支援)	1/2(3級)						○	○(精神3級入院)
30 日進市			(自立支援)							○	
31 田原市			(自立支援)	1/2(精神病診断者)	精神のみ					○	○(自立支援・1/2精神病診断者の入院のみ)
32 愛西市			(3級)	(3級)						○	○(1/2(自立支援、精神病診断者))
33 清須市			(3級)	(3級)						○	
34 北名古屋市			(自立支援)								○(自立支援の通院)
35 弥富市			(自立支援)	(精神病診断者)						○	
36 みよし市			(3級、自立支援、精神病診断者)	(3級、自立支援、精神病診断者)						○	
37 あま市	○									○	
38 長久手市			(自立支援)	(精神病診断者)							○(自立支援の通院、精神病診断書の入院)
39 東郷町			(自立支援)	1/2(3級、精神病診断者)						○	○(自立支援の通院、1/2精神病診断者の入院)
40 豊山町		知的障害者 IQ51以上IQ75以下	(3級、自立支援)	(3級)						○	
41 大口町			(自立支援)	(精神病診断者)				所得制限なし		○	
42 扶桑町			(自立支援)	(精神病診断者)		所得300万円以下		所得制限なし		○	○(入院 精神病診断者のみ)
43 大治町			(3級かつ自立支援)	(3級)						○	
44 蟹江町			(3級)	(3級)						○	
45 飛島村			(3級)	(3級)		所得制限なし				○	
46 阿久比町			(自立支援)		精神のみ					○	
47 東浦町			(自立支援)	(3級)	精神のみ					○	
48 南知多町			(自立支援)		精神のみ		施設等入所者対象外			○	
49 美浜町			(自立支援)		精神のみ					○	
50 武豊町			(自立支援)		精神のみ					○	
51 幸田町			(自立支援)	1/2(3級、自立支援対象者)				所得制限なし		○	○(精神入院(3級、自立支援))
52 設楽町			(自立支援)	1/2(精神病診断者)							○(自立支援の通院、1/2精神病診断者の入院)
53 東栄町			(自立支援)	1/2(精神病診断者)						○	
54 豊根村			(自立支援)	1/2(精神病診断者) 食費1/2(1・2級)	精神のみ			所得制限なし		○	○(自立支援、精神病診断者、食費)
計	2	3	50	36	9	2	3	16	1	51	29

※「県に同じ」は、ひとり暮らし、寝たきり、認知症、戦傷病者等も県制度と同様のものに限る。

就学援助の受給者数・予算額

(2020年度愛知自治体キャラバンのまとめ)

- ①愛知県の就学援助受給率(2019年度)は8.27%と全国平均の半分程度に止まり、2020年度予算はさらに8.03%と減少している。
 ②2020年度見込みでは、豊橋市が14.3%、次いで名古屋市が13.5%、岩倉市が12.4%となっている。
 ③10%以上の市町村は11自治体に止まっている。

市町村名	2018年度			2019年度			2020年度(見込み)		
	受給者数	受給割合	支給総額 (千円)	受給者数	受給割合	支給総額 (千円)	受給者数	受給割合	支給総額 (千円)
合計	61,688	8.22%	4,784,732	61,257	8.27%	4,781,004	60,215	8.03%	5,330,907
1 名古屋	21,426	13.3%	1,530,005	21,322	13.2%	1,566,494	21,820	13.5%	1,748,076
2 豊橋市	5,177	16.4%	395,349	4,995	15.9%	357,584	4,446	14.3%	410,115
3 岡崎市	2,435	7.3%	227,088	2,436	7.3%	237,366	2,200	6.8%	254,274
4 一宮市	3,039	9.3%	291,915	2,938	9.1%	289,693	3,018	9.4%	282,868
5 瀬戸市	1,033	10.0%	77,380	1,039	10.2%	73,800	976	9.7%	88,699
6 半田市	1,130	11.3%	90,188	1,079	11.0%	85,952	998	10.4%	97,475
7 春日井市	2,746	10.5%	211,106	2,703	10.4%	209,397	2,732	10.7%	253,775
8 豊川市	1,366	8.6%	86,558	1,318	8.6%	86,179	1,344	8.5%	95,469
9 津島市	561	11.4%	37,284	563	12.0%	38,903	522	11.5%	41,133
10 碧南市	488	7.6%	40,325	486	7.6%	37,673	487	7.8%	32,874
11 刈谷市	716	5.5%	70,936	774	6.1%	65,320	779	6.1%	84,447
12 豊田市	3,198	8.8%	246,168	3,085	8.6%	241,405	3,200	9.0%	291,594
13 安城市	965	5.6%	83,360	1,113	6.4%	87,855	1,102	6.4%	98,000
14 西尾市	980	6.5%	96,764	988	6.5%	89,222	1,054	6.9%	106,083
15 蒲郡市	691	11.1%	56,983	682	11.1%	64,897	738	12.1%	64,858
16 犬山市	369	5.9%	29,792	372	6.1%	30,167	366	6.2%	47,856
17 常滑市	355	6.7%	28,999	356	6.6%	29,782	340	6.3%	34,626
18 江南市	844	10.1%	65,072	885	10.7%	72,964	774	9.7%	72,430
19 小牧市	1,206	9.4%	95,050	1,196	9.4%	89,710	1,188	9.4%	119,539
20 稲沢市	873	8.0%	68,355	895	7.3%	69,054	909	8.4%	81,218
21 新城市	337	10.0%	25,810	391	10.6%	25,034	321	9.8%	29,822
22 東海市	999	8.3%	76,057	1,053	10.2%	84,313	961	9.2%	92,200
23 大府市	489	5.9%	43,079	484	5.8%	39,993	445	5.3%	38,865
24 知多市	564	7.6%	48,884	572	7.8%	49,876	535	7.5%	47,792
25 知立市	526	8.8%	39,001	483	8.1%	37,715	411	7.0%	41,133
26 尾張旭市	729	10.1%	61,200	768	10.6%	66,300	740	10.2%	64,000
27 高浜市	382	8.2%	35,666	364	7.8%	35,718	342	7.4%	34,691
28 岩倉市	485	13.5%	33,383	464	13.2%	33,423	432	12.4%	42,497
29 豊明市	492	9.1%	49,538	479	8.9%	49,072	463	8.8%	51,597
30 日進市	574	6.7%	48,365	563	6.5%	43,965	555	6.3%	52,046
31 田原市	334	6.6%	24,835	312	6.3%	27,263	320	6.5%	27,962
32 愛西市	477	9.6%	34,523	462	9.7%	32,746	397	8.6%	36,981
33 清須市	462	8.2%	40,758	517	9.0%	40,443	488	8.5%	34,788
34 北名古屋市	813	10.9%	65,718	790	10.7%	66,231	775	10.6%	75,225
35 弥富市	319	9.1%	26,655	300	8.7%	26,100	274	11.9%	18,546
36 みよし市	364	6.0%	27,836	339	5.8%	23,667	279	4.8%	37,536
37 あま市	825	9.9%	61,755	773	10.4%	59,738	721	9.8%	60,355
38 長久手市	316	4.7%	20,821	322	5.2%	26,441	350	5.6%	25,000
39 東郷町	173	3.9%	22,110	202	4.7%	16,590	214	5.0%	20,042
40 豊山町	170	11.3%	6,444	154	10.1%	6,649	143	9.3%	8,254
41 大口町	143	6.8%	9,071	139	6.5%	9,693	147	6.8%	14,172
42 扶桑町	227	7.7%	17,660	212	7.4%	16,754	178	6.1%	18,689
43 大治町	224	7.2%	11,766	218	7.0%	11,559	229	7.4%	15,435
44 蟹江町	216	7.5%	15,429	221	7.7%	15,267	192	6.8%	18,925
45 飛鳥村	10	2.4%	896	9	2.1%	882	9	2.2%	657
46 阿久比町	167	6.3%	12,399	173	6.1%	12,122	157	5.3%	15,078
47 東浦町	454	10.6%	31,361	433	10.2%	35,689	359	8.5%	35,180
48 南知多町	100	9.2%	7,784	100	9.4%	7,590	97	9.4%	9,794
49 美浜町	113	7.0%	8,859	120	7.7%	8,842	110	7.2%	8,210
50 武豊町	329	8.5%	25,755	351	9.1%	26,097	298	8.0%	20,357
51 幸田町	244	5.8%	19,771	233	5.6%	19,602	250	6.0%	27,030
52 設楽町	23	9.7%	2,013	22	10.0%	1,603	22	10.0%	1,798
53 東栄町	6	3.2%	507	5	3.5%	223	4	2.3%	300
54 豊根村	4	0.1%	346	4	0.1%	387	4	0.1%	541

表1 2021年度就学援助の支給内容と金額案(年額)

(単位:円)

支給項目		小学校	中学校
学用品費	学用品費	11,630	22,730
	体育実技用具費	スキー(小)26,500(中)38,030 柔道(中)7,650、剣道(中)52,900 スケート(小・中)11,810	
入学準備金 (新入学児童生徒学用品費等)		51,060	60,000
通学用品費(第1学年を除く)		2,270	2,270
通学費		40,020 ※1	80,880 ※1
修学旅行費		22,690 ※2	60,910 ※2
校外活動費	宿泊をともしないもの	1,600	2,310
	宿泊をともしもの	3,690	6,210
クラブ活動費		2,760	30,150
生徒会費		4,650	5,550
PTA会費		3,450	4,260
卒業アルバム代等		11,000	8,800
オンライン学習通信費		12,000	12,000
給食費(完全給食標準単価)		53,000	62,000
医療費		トラコーマや中耳炎、ムシ菌など 6つの学校病の治療費	
日本スポーツ振興センター掛金		小中学校の掛金の2分の1	

(注)表中の金額は国の基準で年額です。実際には自治体や学年によって金額が変わってきます。

※1 市町村が支給した通学費の2分の1の額が国庫補助限度。

※2 市町村が支給した修学旅行費における児童生徒1人あたりの平均支給額の2分の1の額が国庫補助限度。

【問】もうすぐ新学期の時期ですが、就学

【答】就学援助制度は、小中学校に通う児童・生徒がいる家庭に支給されるものです。支給される内容は、【表1】にある通り、学用品費、通学用品費、郊外活動費、修学旅行費などです。第1学年は通学用品費ではなく、入学準備金が支給されます。クラブ活動費、生徒会費、PTA会費は実施していない自治体があります。

くらしに役立つ 制度紹介

小中学生のいる家庭に就学援助

オンライン学習通信費も

援助制度について教えてください。

学用品費や修学旅行費、給食費など

【答】就学援助制度

は、小中学校に通う児童・生徒がいる家庭に支給されるものです。支給される内容は、【表1】にある通り、学用品費、通学用品費、郊外活動費、修学旅行費などです。第1学年は通学用品費ではなく、入学準備金が支給されます。クラブ活動費、生徒会費、PTA会費は実施していない自治体があります。

来年度の各項目の単価は、小学生の修学旅行費が800円ほど引き上げられました。また、コロナ禍の中で昨年6月に「オンライン学習通信費」が新設され、2020年度は1万円でしたが、21年度はひと月1000円として、年間1万2000

【問】だれもがこの支給を受けられるのですか。

【答】残念ながらそうはなっていないようです。この制度は自治体の実施主体になっているため、対象は自治体ごとに定められています。世帯の収入や所得で決める、生活保護基準を基にするなどさまざま

【問】認定率の欄があります。これは何を表しているのでしょうか。

【答】就学援助を活用している児童・生徒の比率を示したものです。都道府県別にみると、18(平成30)年度の全国平均(小中学生合計)は14.9%です。県別では高い順から、高知県(25.97%)、沖縄県(24.81%)、福岡県(22.48%)となっています。いずれも文部科学省の調査です。

表2 就学援助の適用基準・認定率の事例(4人世帯)

2020年度

自治体名	収入 (円以下)	所得 (円以下)	認定率(%) (2019年度)	備 考
松 阪 市 (三重県)	約4,420,000	約3,000,000	小 17.01 中 19.62	◎生活保護基準の1.4倍
八 尾 市 (大阪府)	約4,427,000	3,002,000	小 20.45 中 25.62	◎生活保護基準(1・2類、冬季加算、期末、教育、住宅扶助)の1.1倍。住宅扶助は市独自の計算額 ◎借家・持家で差。住宅ローンがあれば借家基準
福 岡 市	16歳未満の子どもが2人の場合で、市民税所得割額と県民税所得割額の合算が13万5300円以下		小 21.7 中 23.2 (2018年度)	◎生活保護の廃止・停止、児童扶養手当受給など6項目。所得基準は「市民税所得割額と県民税所得割額の合算が基準以下の世帯」。基準を超えても特別の事情を考慮

【問】自治体の実施主体ということですが、根拠になっている

憲法第26条・義務教育無償の具体化

【答】日本国憲法は第26条で「義務教育はこれを無償とする」と定めています。これを受けて教育基本法第4条(教育の機会均等)、学校教育法第19条で規定されています。19条は「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」とされています。

【問】就学援助を受ける場合、申請はど

【答】各自治体の教育委員会か、学校へ申請する2通りがあります。自治体によっては、入学時や進級時にすべての生徒に申請書を配布します。各自治体のホームページでも紹介されています。今年の所得が分かるものが必要になります。文部科学省はコロナ禍の中で家計急変にも対応するようにしています。自治体に問い合わせてください。

就学援助の対象基準・所得基準額・申請等について

(2020年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ①生活保護基準の1.4倍の要求に対して、1.5倍3市町、1.4倍3市町村で、要望の1.4倍以上としているのは6市町村(11%)である。他は1.3倍18市町(33%)、1.2倍18市町(33%)となっている。基準の回答がないのが9市町村あるが児童福祉手当の支給者まで含めているところでは、実態として1.4倍程度になりこれが3市ある。
- ②相次ぐ生保基準の切り下げで、以前の基準で対応しているところは倍率が上がるなどしており、実際の判断は認定または所得基準額で見ていくことが大切と言える。
- ③申請窓口は、市町村窓口と学校の両方を利用できるのが33市町村(61%)あるが、市町村窓口のみが14市町村、学校のみが7市となっている。両方の窓口が必要と言える。

		就学援助認定対象基準		認定基準額または所得基準額		申請書の受付		
		生活保護基準の	支給対象者項目・生活保護基準引き下げへの対応など	2人家族 ※母30歳代、子ども小学生の場合(年額)	4人家族 ※父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合(年額)	市町村窓口	学校	両方可
合計		—	—	—	—	14	7	33
1	名古屋市	1.0	引き下げ前の基準を適用	2,469,000	3,146,000		○	
2	豊橋市	1.3	②～⑦の基準、引下げ前基準を適用	2,254,000	3,334,000	○		
3	岡崎市	1.22	18年度1.26→19年度1.23	2,180,000	3,030,000		○	
4	一宮市	1.2	②～⑩の基準、引下げ前基準を適用	1,730,000	2,650,000			○
5	瀬戸市	1.25	引き下げ前の基準を適用	1,850,000	3,000,000			○
6	半田市	1.3	※基準額は2018年度回答	2,000,000	3,000,000			○
7	春日井市	1.2	引き下げ前の基準を適用	1,900,000	2,900,000			○
8	豊川市	1.27	2015年度から1.23を1.27に引き上げ	2,011,832	2,762,859			○
9	津島市	1.0	①～⑦・⑩の基準、引下げ前基準適用	1,850,000	2,580,000	○		
10	碧南市	1.2	①～⑩及び納付の状況を見て、引下げ時に1.0を1.2に引き上げ	2,400,000	2,800,000			○
11	刈谷市		⑦・⑩の基準	2,300,000	3,060,000			○
12	豊田市	1.3	1.3倍以上であっても民生委員の現状確認等で認められた場合は認定する				○	
13	安城市	1.2	①～⑩等要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者	2,300,000	2,808,000		○	
14	西尾市		①～⑩等要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者	1,920,000	3,090,000			○
15	蒲郡市	1.3	特別支援教育就学奨励費の支弁区分の算定に用いる基準額表を使用。基準を超えた場合でも事情があれば認定	未回答	未回答			○
16	犬山市	1.4	特別支援教育就学奨励費の早見表で審査、生保引き下げ以前と変わらず	1,841,455	2,822,000			○
17	常滑市	1.3		1,968,941	3,017,462			○
18	江南市	1.3	引き下げ前の基準を適用	2,037,633	2,359,968			○
19	小牧市	1.3	引き下げ前の基準を適用		.			○
20	稲沢市	1.2	①～⑩の基準を適用	2,200,000	2,800,000	○		
21	新城市	1.3		1,855,000	2,843,000			○
22	東海市	1.3		1,983,696	2,903,472			○
23	大府市	1.5		2,633,000	3,401,000	○		
24	知多市	1.3	②～⑨の基準を適用	1,834,914	2,501,842			○
25	知立市		児童扶養手当の所得制限の1.1倍を目安としている	2,530,000	3,366,000			○

		就学援助認定対象基準		認定基準額または所得基準額		申請書の受付		
		生活保護の基準	支給対象者項目・生活保護基準引き下げへの対応など	2人家族 ※母30歳代、子ども小学生の場合(年額)	4人家族 ※父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合(年額)	市町村窓口	学校	両方可
26	尾張旭市	1.25	①～⑩の基準を適用、引き下げ前の基準を適用	2,100,000	2,800,000			○
27	高浜市	1.0	ひとり親家庭は1.5倍	2,130,000	2,180,000			○
28	岩倉市	1.2	①～⑩の基準を適用、引き下げ前の基準を適用	1,867,000	2,831,000	○		
29	豊明市	1.4		2,340,000	3,180,000	○		
30	日進市	1.5	①～⑨の基準を適用、引き下げ前の基準を適用	2,070,000	3,290,000			○
31	田原市	1.25	基準引き下げ前の基準を適用	1,771,000	2,710,000		○	
32	愛西市	1.2	基準引き下げ前の基準を適用	1,699,000	2,605,000	○		
33	清須市	1.3	②～⑧の基準を適用	所得基準なし	所得基準なし			○
34	北名古屋	1.2	①②③⑤⑥⑦⑩の基準を適用、引き下げ前の基準を適用	1,850,000	2,800,000		○	
35	弥富市	1.2	②～⑨の基準を適用	1,648,000	2,701,000			○
36	みよし市	1.3	引き下げ前の生活保護基準を適用	1,840,000	2,820,000		○	
37	あま市		①～⑩の基準を適用	未回答	未回答	○		
38	長久手市	1.4		2,460,000	3,280,000	○		
39	東郷町	1.3		1,840,000	2,800,000	○		
40	豊山町	1.2	②～⑧・⑩を適用、「生活扶助×1.2+住宅扶助(1.3倍認定額)+母子加算」	1,800,000	2,500,000	○		
41	大口町	1.2	①～⑩の基準を適用	1,690,000	2,600,000			○
42	扶桑町	1.2	①～⑩の基準を適用	1,700,000	2,570,000			○
43	大治町	1.2	①⑦⑩の基準を適用	算出していない	算出していない			○
44	蟹江町	1.2		持家1,970,000 借家2,590,000	持家2,460,000 借家3,110,000	○		
45	飛島村			未回答	未回答			○
46	阿久比町	1.3		2,697,773	3,087,240			○
47	東浦町	1.3	①②③⑤⑥⑦⑩の基準を適用、引き下げ前の基準を適用	1,983,037	2,352,497			○
48	南知多町	1.3		2,027,905	2,332,313			○
49	美浜町	1.3	①～⑩の基準を適用	持家1,651,026 借家2,377,986	持家2,631,668 借家3,358,628			○
50	武豊町	1.3		2,102,347	2,349,555			○
51	幸田町	1.5		2,290,000	3,130,000			○
52	設楽町			1,938,000	2,822,000			○
53	東栄町			未回答	未回答	○		
54	豊根村			未回答	未回答	○		

就学援助支給対象者項目

- ①生活保護受給者
- ②生活保護を停止または廃止された者
- ③市民税非課税または減免された者
- ④個人事業税または固定資産税が減免された者
- ⑤国民年金保険料が減免された者
- ⑥国民健康保険料(税)が減免もしくは減額賦課された者
- ⑦児童扶養手当が支給された者
- ⑧生活福祉資金貸付または世帯更正貸付を受けた者
- ⑨失業対策事業適格者手帳所持者または職業安定登録日雇労働者
- ⑩その他経済的に困窮している者

就学援助の支給項目

(2020年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ①医療費については中学卒業までを無償にしている自治体を含め○にした。
 ②学用品費、新入学準備、修学旅行、給食費、医療費は全自治体で実施。
 ③クラブ活動費・生徒会費・PTA 会費は2010年度から対象となっているが、実施市町村はなお少ない。
 ④アルバムなど卒業記念品等の支給は、2019年9自治体から2020年15自治体に広がった。
 ⑤日本スポーツ振興センター掛け金については、改めて詳しい調査項目としたが、全ての児童の掛け金を公費負担しているところ「◎」が21自治体、就学援助の対象としているところ「○」が21自治体、支給対象としていないところは2自治体であった。

自治体名	学用品費		新入学準備金／新入学学用品費	通学用品費	通学費	修学旅行費	クラブ活動費	生徒会費	PTA 会費	校外活動費		給食費	医療費	日本スポーツ振興センター掛け金	メガネ・コンタクトレンズ代	卒業記念品（アルバム代等）	その他・備考
	学用品費	体育実技用具費								宿泊を伴わないもの	宿泊を伴うもの						
合計	54	9	54	46	17	54	10	17	17	50	50	54	54	52	0	15	
1 名古屋市	○		○	○	○	○				○	○	○	○	◎		○	生活指導文書費
2 豊橋市	○		○	○	○	○				○		○	○	○			生活指導文書費
3 岡崎市	○	○	○	○		○				○	○	○	○	◎			
4 一宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
5 瀬戸市	○		○		○	○				○	○	○	○	◎			
6 半田市	○		○			○					○	○	○	○		○	
7 春日井市	○		○			○				○	○	○	○	◎			
8 豊川市	○		○	○		○					○	○	○	○			
9 津島市	○		○	○		○						○	○	○			
10 碧南市	○		○	○		○				○	○	○	○	○			
11 刈谷市	○		○	○		○				○	○	○	○	○			
12 豊田市	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○			自然教室、海外派遣
13 安城市	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○			
14 西尾市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
15 蒲郡市	○		○	○		○				○	○	○	○	◎			
16 犬山市	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○	◎			
17 常滑市	○		○			○				○		○	○	○			
18 江南市	○		○	○		○				○	○	○	○	◎			
19 小牧市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎		○	
20 稲沢市	○		○	○		○		○		○	○	○	○	◎		○	
21 新城市	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○			
22 東海市	○		○	○		○				○	○	○	○	◎		○	海外学習参加費
23 大府市	○		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○			海外派遣、クラブ育成、
24 知多市	○		○	○		○				○	○	○	○	○			

自治体名	学用品費		新入学準備金／新入学学用品費	通学用品費	通学費	修学旅行費	クラブ活動費	生徒会費	PTA会費	校外活動費		給食費	医療費	日本スポーツ振興センター掛け金	メガネ・コンタクトレンズ代	卒業記念品（アルバム代等）	その他・備考
	学用品費	体育実技用具費								宿泊を伴わないもの	宿泊を伴うもの						
25 知立市	○	○	○	○		○				○	○	○	○	◎			転入学用品費
26 尾張旭市	○		○	○	○	○				○	○	○	○	◎			
27 高浜市	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○			
28 岩倉市	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○	◎		○	
29 豊明市	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	◎		○	
30 日進市	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○	◎		○	
31 田原市	○		○	○		○				○	○	○	○	◎		○	
32 愛西市	○		○			○					○	○	○	◎			
33 清須市	○		○	○		○				○	○	○	○	◎			
34 北名古屋	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	◎			
35 弥富市	○		○			○		○	○	○	○	○	○	◎			
36 みよし市	○		○	○		○				○	○	○	○	○			
37 あま市	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○	◎			
38 長久手市	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○	◎		○	
39 東郷町	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○	○		○	
40 豊山町	○		○	○		○				○	○	○	○	◎		○	卒業祝金
41 大口町	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○	◎		○	
42 扶桑町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	◎		○	
43 大治町	○		○	○		○				○	○	○	○	◎			
44 蟹江町	○		○			○				○	○	○	○	◎			
45 飛島村	○		○	○		○	○		○	○	○	○	○	◎			
46 阿久比町	○		○	○		○				○	○	○	○	○			
47 東浦町	○		○	○		○				○	○	○	○	○		○	
48 南知多町	○		○	○		○				○	○	○	○	○			
49 美浜町	○		○	○	○	○				○	○	○	○	◎			
50 武豊町	○		○	○	○	○				○	○	○	○				
51 幸田町	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			
52 設楽町	○		○	○		○				○		○	○	◎			
53 東栄町	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○				
54 豊根村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎			

学校給食費への自治体独自補助

(2020年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ①なんらかの補助を実施しているのが15市町村(28%)。
 ②新たに豊根村が完全無償化。
 ③大口町が半額補助。安城市・岩倉市が第3子以降無償化。岡崎市が4月分を無償化。
 ④9市町村が1食あたりまたは1月あたりの補助を実施。
 ⑤豊明市は材料費の10%を公費負担。

市町村名		学校給食費の市町村独自補助・減免措置	
		実施	実施内容
	合計	15	
1	名古屋市		
2	豊橋市		
3	岡崎市	○	4月分を無償化。2014年4月の消費税増税分3%を公費負担
4	一宮市		
5	瀬戸市		
6	半田市		
7	春日井市		
8	豊川市		
9	津島市	○	1食あたり15円を補助
10	碧南市		
11	刈谷市		
12	豊田市	○	地産小麦使用の場合1食あたり5円、副食代1食あたり10円を補助
13	安城市	○	第3子以降を無償化
14	西尾市		
15	蒲郡市		
16	犬山市		
17	常滑市		
18	江南市		
19	小牧市		
20	稲沢市		
21	新城市		
22	東海市		
23	大府市		
24	知多市		
25	知立市		
26	尾張旭市		
27	高浜市		
28	岩倉市	○	第3子以降を無償化(義務教育期間にある児童生徒を3人以上養育している世帯)
29	豊明市	○	材料費に10%市費投入
30	日進市		
31	田原市		
32	愛西市	○	1食あたり10円を補助
33	清須市		
34	北名古屋市		
35	弥富市		
36	みよし市		
37	あま市	○	1食あたり10円を補助
38	長久手市	○	1食あたり20円+地産地消推進負担1円を補助
39	東郷町	○	2019年10月から1食あたり20円値上げし、その20円分を補助 2020年4月から給食費の定額制を導入しており、実食数計算の給食費と定額制の差額分を補助
40	豊山町		
41	大口町	○	半額補助
42	扶桑町		
43	大治町	○	1月あたり200円を補助
44	蟹江町	○	1食あたり30円を補助
45	飛島村	○	1月あたり600円を補助
46	阿久比町		
47	東浦町		
48	南知多町		
49	美浜町		
50	武豊町		
51	幸田町		
52	設楽町		
53	東栄町		
54	豊根村	◎	全児童生徒の給食費を完全無償化

保育施設等給食費への自治体独自補助

(2020年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ①なんらかの補助を実施しているのが26市町村(48%)。
 ②無償化を実施しているのは5市町村(新城市、北名古屋、東浦町、東栄町、豊根村)。
 ③設楽町は幼児副食費無償、愛西市は幼児副食費に3,500円を補助。
 ④東海市が全ての第3子に無償化を実施するなど、15市町村が国基準の減免を独自に拡大している。

市町村名		保育施設等給食費の市町村独自補助・減免措置	
		実施	実施内容
	合計	26	
1	名古屋市		
2	豊橋市	○	18歳未満の第三子以降の子どもに対して、市独自の補助制度
3	岡崎市		
4	一宮市	○	①保育所等に入所する児童が3人以上世帯の1、2人目の副食費を無料（3人目以降は国基準で無料） ②18歳未満の児童が3人以上の世帯の3人目以降の幼児のうち、市民税所得割額が97,000円未満の世帯の副食費を無料
5	瀬戸市		
6	半田市		
7	春日井市		
8	豊川市		
9	津島市		
10	碧南市	○	国基準の副食費月額4,500円を上回る実費分を補助
11	刈谷市	○	給食費免除の対象を、18歳未満で数えて第三子まで拡大。副食費のみでなく主食費も免除対象
12	豊田市	○	低所得者の主食費の減免、2号認定者については第三子の減免基準と世帯年収基準を国の基準を上回り設定
13	安城市	○	副食費補助の基準を保護者市民税所得割額77,101円未満まで対象者を拡大 高校卒業までの年次にある子が3人以上の世帯の3人目以降の園児の副食費無料
14	西尾市	○	保育園、公立幼稚園に通園している3歳以上児の主食代無料化 保護者が養育している18歳未満の児童で出生の最も早いものから数えて3番目以降の副食代を免除
15	蒲郡市		
16	犬山市	○	減免対象者は国基準同様とし、給食費全額（主・副）を減免
17	常滑市		
18	江南市		
19	小牧市	○	同一生計の子のうち、出生順位3番目以降の子の副食費を免除
20	稲沢市	○	中学3年生から数えて第2子に対して全額補助（対象者：71,000円未満） 中学3年生から数えて第3子以降に対して全額補助（対象者：所得制限なし）
21	新城市	◎	保護者負担はない
22	東海市	○	国の定める年齢制限によらず、全ての第3子に無償化を実施
23	大府市		
24	知多市		
25	知立市	○	市町村民税所得割額が、77,101円未満世帯の子ども及び18歳以下の第三子以降は副食費の免除
26	尾張旭市		
27	高浜市		
28	岩倉市		
29	豊明市	○	市町村民税所得額合算額が77,101円未満の世帯の子どもを対象に副食費の減免
30	日進市		
31	田原市	○	18歳未満の児童がいる世帯の3人目以降の3歳以上の児童の主食、副食費を免除
32	愛西市	○	3歳以上児の副食費に対して月額3,500円を独自に補助
33	清須市		
34	北名古屋市	◎	保育施設、幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所へ通う3歳～5歳児童の給食費を無料
35	弥富市		
36	みよし市	○	主食費の減免実施、副食費減免の第3子判定範囲を18歳未満に拡充
37	あま市		
38	長久手市		
39	東郷町		
40	豊山町	○	第3子以降の副食費を徴収しない算定対象を、国基準の小学校就学前から18歳未満の子どもに拡大
41	大口町	○	3歳以上児の主食費について、保護者負担なし
42	扶桑町		
43	大治町		
44	蟹江町		
45	飛島村		
46	阿久比町		
47	東浦町	◎	2008年度から給食費無償
48	南知多町	○	同時入所児童について無償
49	美浜町	○	同一入所時第2子の副食費全額減免
50	武豊町		
51	幸田町		
52	設楽町	○	副食費全額町負担
53	東栄町	◎	給食費としては徴収していない
54	豊根村	◎	主食費および副食費の完全無償化

障害者の入所施設・グループホーム設置数・入所待機者数

(2020年愛知自治体キャラバンまとめ)

①入所待機者は1,247人と昨年の1,532人から285人減少。豊橋・豊川の入所待機者は30%減、逆に蒲郡が33%増、日進、小牧に至っては昨年比2倍など入所施設の計画的な整備の遅れが露呈している。犬山は60人から37人減らした。
②グループホーム設置数は昨年710が733と103.2%、共同生活援助支給決定数は7,110人、前年6,292人から818人増えた。

市町村名	(1)入所施設			(2)グループホーム			
	入所施設 設置数	入所待機 者数	待機者数の対 前年比(%)	グループホー ム設置数	対前年比 (%)	共同生活援助 支給決定数	対前年比 (%)
合計	72	1,247	81.4	733	103.2	7,110	113.0
1 名古屋市	16	370	100.5	194	114.1	2,899	112.2
2 豊橋市	5	64	68	34	121	380	112.4
3 岡崎市	5	把握していない		28	140	150	118.1
4 一宮市	3	把握していない		76	111.8	378	106
5 瀬戸市	1	30	100	9	122.2	116	108.4
6 半田市	1	16	100	11	100	143	116.3
7 春日井市	6	120	100	40	133.3	252	114
8 豊川市	3	53	67	16	133	196	138
9 津島市	2	130	118	12	120	65	135
10 碧南市	0	把握していない		4	133	48	107
11 刈谷市	2	把握していない		11	110	104	106
12 豊田市	4	把握していない		16	106.6	235	110.8
13 安城市	1	10	100	19	111.8	135	119.5
14 西尾市	2	150	100	22	95.6	125	102.4
15 蒲郡市	1	8	133	7	100	79	110
16 犬山市	2	23	38	14	93	67	106
17 常滑市	0	把握していない		7	116.7	65	125
18 江南市	1	70	100	6	120	79	111
19 小牧市	2	16	200	16	107	115	125
20 稲沢市	2	把握していない		10	125	141	134
21 新城市	0			13	100	56	90
22 東海市	0			5	100	108	111.3
23 大府市	0			18	106	64	104.9
24 知多市	0			15	107	75	109
25 知立市	0			4	100	56	112
26 尾張旭市	0	把握していない		6	100	37	100
27 高浜市	0			5	125	36	109
28 岩倉市	0	把握していない		3	150	35	102.9
29 豊明市	1	46	85	6	120	51	124
30 日進市	1	40	200	7	117	54	125
31 田原市	2	0	0	6	120	29	116
32 愛西市	0			7	100	98	120
33 清須市	0			5	125	50	116
34 北名古屋市	1	40	108	6	120	46	104
35 弥富市	1	40	98	2	100	25	89
36 みよし市	1	21	91.3	8	100	16	114.3
37 あま市	0			10	90	81	109
38 長久手市	0			3	100	46	115
39 東郷町	0			4	133	20	95.2
40 豊山町	0			1	100	13	108
41 大口町	0			1	100	10	250
42 扶桑町	0			4	100	37	128
43 大治町	0	把握していない		8	100	46	139
44 蟹江町	0			4	100	44	122
45 飛島村	0	0	0	0	0	4	200
46 阿久比町	1	0		5	100	30	97
47 東浦町	3	把握していない		15	100	46	75
48 南知多町	0	0		4	133	26	118
49 美浜町	0	0	0	2	100	25	114
50 武豊町	0	0		2	100	33	100
51 幸田町	0			1	100	24	218.2
52 設楽町	1	把握していない		1	100	8	100
53 東栄町	1	0	0	0	0	6	120
54 豊根村	0	把握していない		0	0	3	100

障害者福祉の訪問系各サービスの支給状況・移動支援について

(2020年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ①居宅介護の支給者数では、21市町が昨年を下回っている。平均支給時間数は昨年25時間が22.1時間と減り2018年度に戻った。23市町村が平均以下である。平均支給時間が10時間台では、家族介護の補完にもならない。
 ②重度訪問介護の支給者は、名古屋市以外は極端に少ないのは例年通りである。

市町村名	居宅介護				重度訪問介護				移動支援			
	支給者数 (人)	昨年同月 比(%)	最多支 給時間 数(時間)	平均支 給時間 数(時間)	支給者 数(人)	昨年同 月比 (%)	最多支 給時間 数(時間)	平均支 給時間 数(時間)	支給者数 (人)	昨年同月 比(%)	最多支給 時間数 (時間)	平均支給 時間数 (時間)
1 名古屋市	8,189	105.5%	793.5	39	1,522	101.8%	958	168	6,962	101.5%	252.5	48
2 豊橋市	936	104.7%	180	29.6	8	100.0%	865	314.5	829	101.8%	30	17.2
3 岡崎市	837	98.5%	311	29	9	180.0%	557	145	716	100.3%	65	14
4 一宮市	1,014	107.3%	202.5	30.4	11	100.0%	512	207	928	101.0%	40	19
5 瀬戸市	208	101.5%	145	14.1	5	125.0%	330	133	190	100.0%	30	14.8
6 半田市	253	93.7%	275	26.5	6	600.0%	597	252.5	329	98.2%	63	9
7 春日井市	559	104.5%	197.5	19.4	4	66.7%	264	165.5	442	92.3%	50	19.9
8 豊川市	278	110.0%	282	27.67	6	150.0%	897	377.3	260	86.3%	80	13.39
9 津島市	80	117.0%	158	30	2	200.0%	150	85	33	80.0%	39	8
10 碧南市	127	110.0%	184	32	0	0.0%	0	0	177	107.0%	182	11
11 刈谷市	203	113.0%	93	24.3	22	105.0%	742	264.5	85	77.0%	76	9.1
12 豊田市	455	99.3%	333	42	19	111.7%	695	338	815	98.5%	67.5	19
13 安城市	187	100.5%	101	15.4	8	114.3%	156	103.6	355	100.3%	15	6.1
14 西尾市	101	91.8%	50	13.7	1	100.0%	67.4	67.4	153	85.0%	64	16
15 蒲郡市	98	99.0%	115	31	7	100.0%	453	261	27	180.0%	45	14.6
16 犬山市	77	77.0%	160	25.3	5	500.0%	280	198	11	61.0%	49	16.2
17 常滑市	55	122.2%	174	22.9	—	—	—	—	27	62.8%	26	7.3
18 江南市	111	104.0%	130	15	0	0.0%	0	0	82	93.0%	45	14
19 小牧市	384	108.0%	437	38.8	7	117.0%	956.5	288	255	97.0%	131	19.7
20 稲沢市	134	94.3%	175	18.9	1	—	28.5	28.5	49	80.3%	115.5	10.7
21 新城市	77	90.0%	170	19	0	0.0%	0	0	58	87.0%	48	5
22 東海市	291	107.8%	200	33.26	6	200.0%	800	375.8	296	82.2%	160	26.653
23 大府市	84	90.3%	120	14.3	5	100.0%	164.5	93.4	121	90.3%	33.5	7.4
24 知多市	89	77.4%	175	18	2	200.0%	210	120.8	58	76.3%	50	12.4
25 知立市	62	115.0%	98.5	20.5	1	50.0%	81.5	81.5	32	64.0%	38.5	9
26 尾張旭市	116	71.2%	205	22.5	4	80.0%	44	61.4	62	72.9%	130	17.9
27 高浜市	91	109.0%	170	38	2	100.0%	72	56	91	102.0%	58	11
28 岩倉市	73	135.1%	108.5	28.47	2	100.0%	648	348	17	62.9%	17	6.32
29 豊明市	112	93.0%	125	17.7	5	100.0%	456	86.4	219	106.0%	70	25.6
30 日進市	139	111.2%	148	27.5	9	150.0%	426	216.6	108	92.3%	40	18.3
31 田原市	48	82.8%	20.5	10.1	0	0.0%	0	0	50	79.4%	25.5	6.8
32 愛西市	116	94.0%	270	49.8	2	100.0%	180	102	27	66.0%	20	5.7
33 清須市	140	103.0%	147	28	9	82.0%	372	149	127	99.0%	50	19
34 北名古屋市	138	107.0%	160	27.5	10	166.0%	688.5	154.5	171	99.0%	71	19.3
35 弥富市	36	109.0%	63	26	3	100.0%	455	196	5	42.0%	12	7.75
36 みよし市	47	90.4%	77	18	3	300.0%	525	193	95	100.0%	40	12.8
37 あま市	96	131.0%	145	34	0	0.0%	—	—	30	77.0%	24	6.3
38 長久手市	113	110.7%	120	33.3	4	133.3%	434	163	92	97.0%	46	19.2
39 東郷町	24	92.3%	61	19.6	0	—	—	—	11	73.3%	10.5	5.4
40 豊山町	14	127.0%	90	27.5	1	50.0%	14	14	7	53.8%	6	4
41 大口町	49	91.0%	125	25	0	—	—	—	58	100.0%	31	26
42 扶桑町	51	119.0%	81	17.8	0	—	—	—	64	102.0%	51	17.3
43 大治町	58	107.0%	96	24	2	100.0%	56	48	42	100.0%	36	22
44 蟹江町	31	103.0%	105.5	24.6	0	0.0%	0	0	13	76.0%	23	8
45 飛島村	6	200.0%	41.5	14.8	0	0.0%	0	0	1	50.0%	17	17
46 阿久比町	34	97.0%	120	—	1	—	200	200	50	96.0%	30	13
47 東浦町	103	88.8%	157	21.6	0	0.0%	0	0	98	122.4%	40	14.4
48 南知多町	11	58.0%	25.5	11	0	—	—	—	8	73.0%	19	10
49 美浜町	44	105.0%	93	11	4	133.0%	562	323	53	98.0%	21	3
50 武豊町	107	103.9%	160	18.7	0	0.0%	0	0	50	108.7%	15	5.3
51 幸田町	17	89.5%	62	19.56	0	0.0%	0	0	17	17.0%	89.5	36
52 設楽町	6	100%	—	—	—	—	—	—	2	100.0%	2	2
53 東栄町	2	200.0%	10.5	0.54	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
54 豊根村	4	200.0%	13.5	6.1	0	0.0%	0	0	1	100.0%	0	0

任意予防接種事業 実施状況

(2021年4月現在・愛知県保険医協会調査)

【インフルエンザ】14市町村(26%)。弥富市と豊山町が助成を開始した一方、豊橋市と北名古屋市が助成制度を廃止した。無料実施は知多市、南知多町、設楽町。
 【おたふくかぜ】18市町村(33%)が実施。無料実施は小牧市、飛島村、豊根村。2回の助成を実施しているのは、豊橋市、刈谷市、常滑市、飛島村(今年度から)、豊根村。
 【带状疱疹】刈谷市が新たに助成を開始した。
 【小児がん治療など特別の理由による任意予防再接種】49市町村(91%)。高浜市は検討中。昨年調査(44市町村)から5市村増加。全額助成・上限なし助成は9市町村。

◎: 自己負担無料で実施、○: 助成を実施、—: 任意での助成制度はなし
 美浜町の※印は育児用品助成事業の中で2万円限度に助成
 今年度より新たに実施されたもの、制度をやめたものはゴシックで表記した

	インフルエンザ	おたふくかぜ	带状疱疹	特別な理由による再接種
合計(予定含む)	14	18	2	49
無料実施	3	3	0	9
1 名古屋市	—	○	○	◎
2 豊橋市	—	○2回	—	◎
3 岡崎市	—	○	—	◎
4 一宮市	—	—	—	○
5 瀬戸市	—	—	—	○
6 半田市	—	—	—	○
7 春日井市	—	○	—	○
8 豊川市	—	○	—	◎
9 津島市	—	—	—	○
10 碧南市	—	—	—	○
11 刈谷市	—	○2回	○	○
12 豊田市	—	○	—	○
13 安城市	○	—	—	○
14 西尾市	—	—	—	○
15 蒲郡市	—	○	—	○
16 犬山市	—	○	—	○
17 常滑市	—	○2回	—	○
18 江南市	—	—	—	○
19 小牧市	—	◎	—	○
20 稲沢市	—	—	—	○
21 新城市	—	—	—	○
22 東海市	○	—	—	○
23 大府市	○	—	—	○
24 知多市	◎	—	—	○
25 知立市	—	—	—	○
26 尾張旭市	—	—	—	○

	インフルエンザ	おたふくかぜ	带状疱疹	特別な理由による再接種
27 高浜市	—	—	—	検討中
28 岩倉市	—	—	—	—
29 豊明市	○	—	—	○
30 日進市	—	—	—	○
31 田原市	—	○	—	○
32 愛西市	—	—	—	○
33 清須市	—	—	—	○
34 北名古屋	—	—	—	○
35 弥富市	○	—	—	○
36 みよし市	—	○	—	○
37 あま市	○	—	—	○
38 長久手市	—	—	—	○
39 東郷町	—	—	—	○
40 豊山町	○	—	—	○
41 大口町	—	—	—	○
42 扶桑町	—	—	—	○
43 大治町	—	—	—	○
44 蟹江町	○	—	—	—
45 飛島村	○	◎2回	—	◎
46 阿久比町	—	—	—	◎
47 東浦町	—	—	—	○
48 南知多町	◎	—	—	◎
49 美浜町	※	—	—	◎
50 武豊町	—	—	—	○
51 幸田町	—	○	—	○
52 設楽町	◎	○	—	◎
53 東栄町	○	○	—	—
54 豊根村	○	◎2回	—	—

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業詳細

(2021年4月現在・愛知県保険医協会調査)

- 任意接種への独自の助成を行っているのは、26 市町村(48%)。前回(2020 年 4 月)調査から変化なし。
 ○定期接種対象者への個別通知を行っているのは 51 市町村(94%)
 ○定期接種の対象者は下記の通り。
 ・過去にニューモバックス NP(23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン)を接種したことがない方で、当該年度に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳となる方。
 ・60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能障害、HIV による免疫機能障害があり、日常生活活動が極度に制限される方。
 ※任意接種・対象者の拡大欄で、①条件者とは『心臓、腎臓、呼吸器の機能障害、HIV による免疫機能障害があり、身体障害者1級保持者、またはそれに相当する方』

市町村名		定期接種		任意接種			
		個別通知	自己負担	対象者	ワクチンの制限	自己負担	2 回目以降の助成
1	名古屋市	×	4,000	65歳以上	ニューモバックス23のみ	4,000	×
2	豊橋市	○	2,000	×			
3	岡崎市	○	2,000	×			
4	一宮市	○	2,000	×			
5	瀬戸市	○	2,500	70歳以上5年以内未接種者 60～69歳(65歳除く)で基礎疾患があり医師が必要と判断	ニューモバックス23のみ	2,500	×
6	半田市	○	2,000	×			
7	春日井市	○	2,400	65歳以上の未接種者および60～64歳で①条件者の未接種者	制限無し	医療機関による	×
8	豊川市	○	2,000	75歳以上および65歳以上75歳未満の①条件者	制限無し	医療機関による	×
9	津島市	○	2,000	×			
10	碧南市	○	2,500	×			
11	刈谷市	○	2,500	満65歳以上の未接種者	ニューモバックス23のみ	医療機関による	×
12	豊田市	○	2,000	×			
13	安城市	○	2,500	×			
14	西尾市	○	2,500	65歳以上の5年以内の未接種者	ニューモバックス23のみ	医療機関による	×
15	蒲郡市	○	2,000	×			
16	犬山市	○	2,000	75歳以上および、65歳以上75歳未満の①条件者	ニューモバックス23のみ	医療機関による	×
17	常滑市	○	4,000	66歳以上の未接種者	ニューモバックス23のみ	4,000	×
18	江南市	○	2,000	75歳以上及び、65歳以上75歳未満の①条件者で定期接種の対象にならない者	ニューモバックス23のみ	4,000	×
19	小牧市	○	2,500	×			
20	稲沢市	○	3,800	65歳以上の未接種者	ニューモバックス23のみ	3,800	×
21	新城市	○	2,000	×			
22	東海市	×	1,100	65歳以上の未接種者	ニューモバックス23のみ	1,100	×
23	大府市	○	1,000	×			
24	知多市	○	2,400	65歳以上の未接種者	ニューモバックス23のみ	2,400	×

市町村名		定期接種		任意接種			
		個別通知	自己負担	対象者	ワクチンの制限	自己負担	2回目以降の助成
25	知立市	○	2,500	×			
26	尾張旭市	○ (65歳のみ)	2,500	5年以内未接種者で70歳以上、60歳～69歳で医師が必要と判断した者	ニューモバックス23のみ	2,500	×
27	高浜市	○	2,500	×			
28	岩倉市	○	2,500	65歳以上の未接種者	ニューモバックス23のみ	3,500	×
29	豊明市	○	2,500	×			
30	日進市	○	2,500	5年以内未接種者で65歳以上	制限無し	医療機関による	○
31	田原市	○	2,000	×			
32	愛西市	○	2,000	×			
33	清須市	○	2,500	×			
34	北名古屋市	○	2,500	65歳以上の未接種者および60～64歳の①条件者で未接種者	ニューモバックス23のみ	4,230 (指定医療機関以外は医療機関による)	×
35	弥富市	○	2,000	×			
36	みよし市	○ (65歳のみ)	2,000	×			
37	あま市	○	2,000	×			
38	長久手市	○	2,500	×			
39	東郷町	○	2,500	×			
40	豊山町	○	2,500	×			
41	大口町	○	2,000	66歳以上の未接種者	ニューモバックス23のみ	4,000	×
42	扶桑町	○	2,000	75歳以上で未接種者	ニューモバックス23のみ	4,000	×
43	大治町	○	2,000	×			
44	蟹江町	○	2,000	×			
45	飛島村	○	2,000	×			
46	阿久比町	×	2,000	65歳以上の未接種者	ニューモバックス23のみ	2,000	×
47	東浦町	○	2,000	65・70・75歳以上未接種者	ニューモバックス23のみ	2,000	×
48	南知多町	○	2,600	65歳以上の未接種者	ニューモバックス23のみ	2,600	×
49	美浜町	○ (65歳のみ)	3,000	65歳以上の未接種者	ニューモバックス23のみ	3,300	×
50	武豊町	○	2,500	75歳以上の未接種者	ニューモバックス23のみ	4,000	×
51	幸田町	○	2,000	×			
52	設楽町	○	医療機関による	76歳以上未接種者	ニューモバックス23のみ	医療機関による	×
53	東栄町	○	医療機関による	65歳以上	ニューモバックス23のみ ※制限なしから変更	医療機関による	○
54	豊根村	○	協力医療機関は無料、それ以外8,000円助成	65歳以上の未接種者	ニューモバックス23のみ	医療機関による	×

産婦健診実施状況一覧

(2021年4月現在・愛知県保険医協会調査)

実施市町村：54市町村（100%）。

- ・助成回数が2回：20市町村（37%）。昨年調査時から4市町村拡大。
- ・一人あたりの助成額はすべての市町村で1回5,000円。

市町村	回数	助成対象期間	対象医療機関	事業開始日
1 名古屋市	2	産後8週以内	すべて	2017年4月
2 豊橋市	2	1回目 産後4週以内 2回目 産後8週以内	すべて	2020年4月
3 岡崎市	1	産後8週以内	すべて	2019年4月
4 一宮市	1	産後8週以内	すべて	2019年4月
5 瀬戸市	1	産後8週以内	すべて	2017年4月
6 半田市	1	産後8週以内	すべて	2008年4月
7 春日井市	2	産後8週以内	すべて	2020年4月
8 豊川市	1	産後8週以内	すべて	2015年4月
9 津島市	1	産後8週以内	すべて	2018年7月
10 碧南市	1	産後8週以内	すべて	2013年4月
11 刈谷市	2	産後8週以内	すべて	2019年4月
12 豊田市	2	産後8週以内	すべて	(拡充) 2021年4月
13 安城市	1	産後2カ月以内	すべて	2008年4月
14 西尾市	1	産後2カ月以内	すべて	2009年4月
15 蒲郡市	1	産後8週以内	すべて	2018年4月
16 犬山市	1	産後2カ月以内	すべて	2017年4月
17 常滑市	2	1回目 産後2週頃 2回目 産後1カ月頃	すべて	2017年4月
18 江南市	1	産後2カ月以内	すべて	2007年4月
19 小牧市	2	産後8週以内	すべて	2018年4月
20 稲沢市	1	産後8週以内	すべて	2018年4月
21 新城市	1	産後8週以内	すべて	2015年4月
22 東海市	2	産後8週以内	すべて	2007年4月
23 大府市	2	産後2カ月以内	すべて	2017年4月
24 知多市	2	産後8週以内	すべて	2007年4月
25 知立市	1	産後8週以内	すべて	2008年4月
26 尾張旭市	1	産後8週以内	すべて	2017年4月
27 高浜市	2	産後8週以内	すべて	2015年4月
28 岩倉市	1	産後8週以内	すべて	2017年4月
29 豊明市	2	産後8週以内	すべて	2016年4月
30 日進市	1	産後8週以内	すべて	2017年4月
31 田原市	2	産後8週以内	すべて	(拡充) 2021年4月
32 愛西市	2	産後8週以内	すべて	2017年4月
33 清須市	1	産後8週以内	すべて	2018年4月
34 北名古屋市	1	産後8週以内	すべて	2017年4月
35 弥富市	1	産後8週以内	すべて	2018年4月
36 みよし市	2	産後8週以内	すべて	2020年4月
37 あま市	1	産後8週以内	すべて	2016年4月
38 長久手市	1	産後8週以内	すべて	2016年4月
39 東郷町	1	産後8週以内	すべて	2017年4月
40 豊山町	1	産後8週以内	すべて	2017年4月
41 大口町	2	1回目 産後4週以内 2回目 産後8週以内	すべて	2020年4月
42 扶桑町	1	産後8週以内	すべて	2017年4月
43 大治町	1	産後8週以内	すべて	2017年4月
44 蟹江町	1	産後8週以内	すべて	2016年4月
45 飛島村	2	産後8週以内	すべて	2020年4月
46 阿久比町	1	産後8週以内	すべて	2008年4月
47 東浦町	1	産後8週以内	すべて	2007年4月
48 南知多町	2	1回目 産後4週以内 2回目 産後8週以内	すべて	(拡充) 2021年4月
49 美浜町	1	産後8週以内	すべて	2008年4月
50 武豊町	1	産後2カ月以内	すべて	2008年4月
51 幸田町	1	産後8週以内	すべて	2019年4月
52 設楽町	1	産後8週以内	すべて	2013年4月
53 東栄町	2	産後8週以内	すべて	(拡充) 2021年4月
54 豊根村	2	産後8週以内	すべて	2011年4月

妊産婦歯科健診実施状況一覧

(2020 年愛知自治体キャラバンまとめ)

記号はそれぞれ次の通り。○：助成を実施、－：助成制度なし、
△：△印の付いている項目のうち 1 回分を助成（例：妊婦個別健診と産婦個別健診に△が付いている場合は、妊産婦の期間中に個別健診を 1 回助成）

市町村		妊産婦歯科健診		産婦歯科健診	
		個別健診	集団健診	個別健診	集団健診
1	名古屋市	○	－	○	－
2	豊橋市	△	－	△	－
3	岡崎市	○	－	○	－
4	一宮市	△	－	△	－
5	瀬戸市	△	△	△	－
6	半田市	○	－	－	－
7	春日井市	△	－	△	－
8	豊川市	－	○	－	○
9	津島市	－	○	－	○
10	碧南市	○	－	－	－
11	刈谷市	○	－	○	－
12	豊田市	○	－	○	－
13	安城市	○	－	○	－
14	西尾市	○	－	－	－
15	蒲郡市	○	－	－	－
16	犬山市	－	○	－	○
17	常滑市	○	－	－	－
18	江南市	△	－	△	－
19	小牧市	○	－	－	○
20	稲沢市	－	○	－	○
21	新城市	△	－	△	－
22	東海市	－	○	－	○
23	大府市	△	－	△	－
24	知多市	－	○	－	○
25	知立市	△	－	△	－
26	尾張旭市	△	－	△	－
27	高浜市	○	－	－	－
28	岩倉市	△	－	△	－
29	豊明市	△	－	△	－
30	日進市	△	－	△	－
31	田原市	○	－	－	－
32	愛西市	○	－	－	－
33	清須市	△	－	△	－
34	北名古屋市	○	－	○	－
35	弥富市	○	－	○	－
36	みよし市	○	－	○	－
37	あま市	－	○	－	－
38	長久手市	△	－	△	－
39	東郷町	△	－	△	－
40	豊山町	－	○	－	○
41	大口町	○	－	－	－
42	扶桑町	－	○	－	－
43	大治町	○	－	○	－
44	蟹江町	○	－	－	－
45	飛島村	△	△	－	○
46	阿久比町	○	－	－	－
47	東浦町	－	○	－	○
48	南知多町	○	－	－	－
49	美浜町	○	－	－	－
50	武豊町	△	－	△	－
51	幸田町	○	－	○	－
52	設楽町	○	－	○	－
53	東栄町	○	－	－	－
54	豊根村	○	－	－	○

75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、 これ以上の患者窓口負担増の計画中止を求める意見書(案)

政府は、今年6月「75歳以上の医療費窓口負担2割化」などを内容とする健康保険法等の一部改正案を国会で可決・成立させた。2割負担化を2022年後半にも実施する構えで、対象や実施時期は今後政令で定めることとなっている。さらに6月に閣議決定した骨太の方針2021では、コロナ危機で弊害が噴出した社会保障削減路線を今後3年間継続する姿勢を示している。

しかし、高齢者には、複数・長期・重度といった病気の特徴がある。このため、75歳以上の高齢者の自己負担額は、窓口負担が原則1割の現在でも、社会保障審議会医療保険部会資料によると、75歳以上高齢者は75歳未満と比べて、受診率は、外来で2.4倍、入院で6.2倍であり、医療費も外来で3.5倍、入院で6.6倍など、3割負担の現役世代より重い実態がある。

これ以上の窓口負担割合引き上げや患者窓口負担増は、受診抑制や保険料未払いの増加を招きかねない。

このため、国においては、75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の医療費患者負担増の計画を中止するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

国民健康保険の国庫負担抜本的引き上げや

出産手当・傷病手当の予算措置を行うことを求める意見書(案)

2021年6月、国保運営方針に「保険料水準の統一」と「市町村独自の法定外繰入の解消」を明記させる「国民健康保険法の一部改正案」が成立した。この動きにたいして、全国市長会・全国町村会は、「地方分権の趣旨に反する」「国が一方的に論議を押し付けることは受け入れられない」と批判し、全国知事会も社会保障審議会医療保険部会で、「具体化にあたっては、地方との十分な論議が必要で、強制すべきでない」と意見をあげている。市町村の自主性を堅持するためにも、国民健康保険に対する国の財政支援は重要である。

医療費に占める国庫補助金の割合は、1982年には50%あったが、2021年度は36.5%となっており、国民健康保険制度の安定化のためには国庫負担の抜本的増額は不可欠である。

また、国民健康保険法では、「保険者は(中略)傷病手当金の支給その他保険給付を行うことができる」(第58条2項)としており、保険者に委任される任意給付となっている。傷病手当支給制度は、新型コロナウイルス感染症対策として、2020年に国民健康保険での制度が作られた。しかし、多くの市町村では事業主は対象外であることや新型コロナウイルス感染症以外の傷病については対象となっていないことなど、恒常的な制度とすることが求められる。

出産手当制度に関しては、上記「国民健康保険法の一部改正」では、参院で附帯決議が採択され、「少子化対策等の観点踏まえ、財源や保険料負担の在り方等も勘案しつつ、出産に関する保険料における配慮の必要性や在り方を検討すること」という項目が明記された。

以上のことから、国において次の事項の改善を求める。

1. 国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、市町村が保険料(税)を引き上げることをしないよう、十分な保険者支援を行うこと。
2. 国民健康保険に出産手当金を給付できるよう予算措置を行うこと。
3. 国民健康保険の傷病手当金に事業主を加え、対象傷病を新型コロナウイルス感染症に限定しない恒常的な制度とするよう予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

国への意見書③

年金引き下げの中止、安心できる年金制度を求める意見書(案)

2021 年度の年金は、新たな改定ルールにより賃金が物価変動率を下回っていると
して、賃金に合わせて 0.1%減額され、国民年金(基礎年金)も満額で月 65,075 円に
引き下げられた。高齢者の生活は「健康で文化的な生活」にはほど遠い状況である。

医療・介護保険料の値上げなどにより可処分所得は減り続け、高齢者の貧困が深
刻さを増している。これ以上の年金引き下げは、高齢者の生存権を脅かすものとなる。
「マクロ経済スライド」など際限なく年金を引き下げる仕組みを改め、憲法 25 条に基づ
くナショナル・ミニマム保障として、国民が安心できる年金制度となるよう改善を求め
る。

1. 年金の引き下げをやめ、「マクロ経済スライド」は廃止すること。
2. 65 歳の年金支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと
3. 年金の隔月支給を国際基準の毎月支給に改めること。
4. 全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現すること。当面、基礎年金
の国庫負担分 3 万 3 千円をすべての高齢者に支給すること。
5. 年金積立金の株式運用をやめ、年金保険料の軽減や年金給付の充実など加入
者・受給者のために運用・充当すること。

以上、地方自治法第 99 条規定により、意見書を提出する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

介護保険制度の改善を求める意見書(案)

介護保険が始まってから 21 年。この間、65 歳以上加入者の保険料は2倍以上、利用者2割、3割負担の導入など国民の負担は増え続け、政府が掲げる「介護離職ゼロ」とは裏腹に介護のための離職者は毎年約 10 万人に及ぶなど、「介護の社会化」とは正反対の状況が広がっている。

さらに、新型コロナウイルス感染症は、事態をいっそう深刻にし、新たな介護弱者を生み出している。そして、こうしたもと、介護現場では経営難と深刻な人手不足が続いている。

今、まさに、このような加入者、利用者、事業所、介護従事者が抱えている困難を解決するために緊急の改善策が求められている。

にもかかわらず、政府は8月から 100 億円の国費を削減するために、よりによって介護保険施設に入所している 27 万人の低所得者から食費、居住費の負担を引き上げた。そして、利用者負担の原則2割化などさらにいっそうの利用者負担増大、ケアプランの有料化、要介護1・2の訪問介護等の総合事業への移行などをすすめようとしており、到底容認できない。

よって、国においては介護保険制度を充実するために、以下の改善を要望する。

1. 安心して介護サービスを提供できるよう新型コロナウイルス感染症対策を強化すること。
2. 新たな給付削減・負担増はおこなわず、拡大・軽減すること。
 - ① 2021 年 8 月から実施した補足給付の改定を取りやめ、「資産要件」「配偶者要件」を撤廃すること。対象を認知症グループホーム、介護付き有料老人ホームなど特定施設に拡大すること。
 - ② 利用料の 2 割負担、3 割負担を 1 割に戻すこと。低所得者の利用料減免措置を講じること。
 - ③ ケアプラン有料化、介護保険施設での多床室室料の徴収など、これ以上の利用者負担増はしないこと。
 - ④ 総合事業に移行した要支援1・2の訪問介護等の「従前相当サービス」を現行の予防給付に戻すこと。要介護者に対象を広げる「弾力化」を実施しないこと。
 - ⑤ 訪問介護の回数による届出制限は中止すること。
3. 特別養護老人ホームの入所対象を要介護1以上に戻すこと
4. 介護報酬を大幅に引き上げ、介護基盤の維持・向上に努めること。
5. 公費を投入して介護保険料を引き下げること。
6. 介護従事者の働く環境を改善すること。
 - ① 就業場所や職種を問わず、すべて介護従事者の給与を少なくとも全産業平均水準まで引き上げること。その財源は消費税以外の国費で賄うこと。
 - ② 介護施設における夜勤体制は複数配置を財政的に保障し、一人夜勤を解消すること。
7. 以上の制度改善、高齢者の介護保険料負担を軽減するために、保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 ○年 ○○月○○日

○○市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める意見書(案)

現在、子ども医療費助成制度をめぐり、愛知県内では入院・通院とも「中学校卒業まで無料」は53市町村(98%)であり、10市町村では入院・通院とも、22市町村は入院のみ「18歳年度末まで無料」で実施している。

厚労省の全国の実施状況調査でも、18歳年度末までの助成を行っている自治体は、入院で46%、通院で42%と、全国的にも増加している(2020年4月1日時点)。

このような現状を鑑みれば、18歳年度末までを対象とした医療費助成制度を国の責任で創設することは全国民的な願いである。

子ども医療費助成に関し、全国知事会など地方3団体も、全国一律の子ども医療費助成制度の創設を国に求めている。

以上のことから、国において次の事項の改善を求める。

1. 子育て支援の観点から、国の責任で18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和○年○○月○○日

○○市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

障害者が安心して生活できる「暮らしの場」の 整備を求める意見書（案）

強度の行動障害からロングショートを2年続けていて、いまだに落ち着ける居場所が見つからない男性。あるいは重度の障害があり医療的ケアが必要な障害者の家族から、グループホームの入所相談があっても受け入れ態勢がないために断らざるを得ない職員の耳元に、母親が必死で懇願する声が何度も聞こえてきます。

2019年に厚生労働省は国民の約7.6%（約964万人）が障害者との推計を出し、障害者の高齢化も指摘しています。

障害者権利条約第19条(a)は、「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、およびどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」と定めています。

国は、居宅サービスはもちろん、グループホームや入所施設なども不足し、多くの障害者が親の介護に依存せざるをえない状況を改善する責務が権利条約上求められています。またグループホームでの生活が実現できたとしても、職員は一人夜勤で長時間拘束のうえに月に何泊もしなければならぬ状況に置かれており、障害者とそれを支える職員にとって、命を守る職員配置基準になっていません。親に依存するのではなく、障害者が希望する支援を受け、自分らしく暮らせる状況を早期に実現するため、下記の事項を強く要望します。

1. 障害者が24時間365日、安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置すること。
2. 入所機能を備えた地域生活支援拠点を国の責任で整備すること。
3. 福祉職場の人材不足解消のために、加算方式ではなく基本報酬単価を大幅に引き上げること。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にすること。
4. 前3項を実現するために、障害者関係予算を大幅に増額し、施策の重要な担い手になっている地方公共団体を財政的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

新型コロナウイルス感染症にかかわる

医療・介護・福祉・保育事業所等への支援強化を求める意見書(案)

長引くコロナ禍で、医療・介護・福祉・保育現場の負担が増えており、病気休暇や退職者が増え、ますます人手不足が悪化しています。感染拡大の影響による経営悪化から、職員の賃金カットにつながる事例も起こっています。医療や介護、福祉、保育は、大変公共性の高い分野であり、本来は事業所の運営や、安全・安心な職員体制、働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。医療・介護・福祉・保育職員が安心して働き続けられ、地域の医療・介護・福祉・保育施設の経営を守るために、公的な財政措置を含めた支援の強化を図るよう、下記の事項について国に要望します。

1. 医療機関や介護・福祉・保育事業所に対し、新型コロナウイルス感染症に関する減収に対しての補填をしてください。医療機関や介護・福祉事業所が倒産・廃業にならないように、少なくともコロナ禍以前の実績にもとづき診療報酬や介護報酬の概算払いをしてください。概算払いは、利用者負担を発生させない国独自の補助としてください。
2. 今後、新型コロナウイルスやその他の感染症のパンデミックにそなえ、地域医療構想に基づく病床の削減や安易な機能転換を行わず、感染症病床を増床し確保してください。
3. 医療・介護・福祉・保育職員の人員確保・離職防止のため、処遇を改善してください。「養成」・「復職支援」・「定着促進」を行うため、抜本的に予算・補助金を増額し、職員を増員してください。
4. マスクや消毒用アルコール液など、標準予防策に必要な資材がすべての医療機関、介護・福祉・保育事業所に行き渡るようにしてください。また、安定的に確保・供給を図るため、利用者負担が増えない形で財政措置を強化し、介護・障害も対象とした「かかり増し経費」への補助を継続してください。
5. 医療従事者だけでなく、すべての希望する介護・福祉・保育職員にもワクチンを優先接種してください。ワクチン接種を望まない人への強制やハラスメントが起こらないよう、発信を強化してください。医療・介護・福祉・保育職員のPCR検査を公費で定期的の実施してください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書(案)

子ども医療費助成は、子育て支援の推進施策の大きな柱となっている。また、障害者医療費助成・精神障害者医療費助成や後期高齢者福祉医療費助成も、障害者や高齢者の医療を支える大切な施策となっている。これらの福祉医療制度はいずれも、愛知県民にとってかけがえの無い優れた制度である。

各市町村が今後も福祉医療制度が安定的に維持できるよう、愛知県の福祉医療制度の現行水準を存続するとともに、既に多くの市町村が独自に実施している子ども医療費助成の対象年齢の拡大、精神障害者医療費助成の対象拡大、ひとり暮らしの非課税高齢者の後期高齢者福祉医療費給付制度への適用など、愛知県の助成対象の拡充が求められている。

以上のことから、愛知県におかれては、下記事項について措置を講ずるよう要望する。

1. 福祉医療制度(子ども、障害者、ひとり親家庭等、高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充すること。
2. 18歳年度末までの医療費無料制度を実施すること。
3. 精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げること。また、手帳1・2級を所持しない自立支援医療(精神通院)対象者を、精神障害者医療費助成の対象とすること。
4. 後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にすること。当面、ひとり暮らしの非課税高齢者など後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先 愛知県知事 宛

愛知県独自の国民健康保険への支援を求める意見書(案)

国の国民健康保険制度改革では、「所得水準が低い」「保険料負担が重い」など、国保の「構造的問題」を解決できるのかが焦点となっている。

しかしながら、愛知県は、県独自にこれら構造的問題を解消する役割を果たしてきた市町村国保への事業費補助金を 2014 年度から廃止した。この事業は、県の 2013 年度事務事業評価調書で「必要性は高い」「休廃止の影響は大きい」と評価されている。

また、国保運営の都道府県単位化にともない、保険者としての愛知県には、国保の構造的問題解消のために、一層大きな役割が求められる。

したがって、愛知県におかれては、下記事項について措置を講ずるよう強く要望する。

1. 国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先 愛知県知事 宛

新型コロナウイルス感染症にかかわる

医療・介護・福祉・保育事業所等への支援強化を求める意見書(案)

長引くコロナ禍で、医療・介護・福祉・保育現場の負担が増えており、病気休暇や退職者が増え、ますます人手不足が悪化しています。感染拡大の影響による経営悪化から、職員の賃金カットにつながる事例も起こっています。医療や介護、福祉、保育は、大変公共性の高い分野であり、本来は事業所の運営や、安全・安心な職員体制、働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。医療・介護・福祉・保育職員が安心して働き続けられ、地域の医療・介護・福祉・保育施設の経営を守るために、公的な財政措置を含めた支援の強化を図るよう、下記の事項について愛知県に要望する。

1. 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているか否かを問わず、全ての医療機関に減収補填策を講じ、国に要望してください。患者・利用者の負担なく診療報酬の大幅な引き上げを国に要望してください。医師・看護師等の確保、危険手当等を支援してください。
2. すべての介護事業所や社会福祉施設が、事業を継続し雇用を確保するために実績払いの補助金や利用料等について、県が減収分を補填してください。介護・福祉・保育職員の人員確保・離職防止のため、処遇改善が可能となるよう報酬額の引き上げを国に要望してください。
3. 地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。感染症病床を増床し確保してください。
4. マスクや消毒用アルコール液など、標準予防策に必要な資材がすべての医療機関、介護・福祉・保育事業所に行き渡るようにしてください。また、安定的に確保・供給を図るため利用者負担が増えない形で財政措置を強化し、補助金を利用しやすいよう支援してください。
5. 医療従事者だけでなく、すべての希望する介護・福祉・保育職員にもワクチンを優先接種してください。ワクチン接種を望まない人への強制やハラスメントが起こらないよう、発信を強化してください。医療・介護・福祉・保育職員の PCR 検査を公費で定期的の実施してください。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先 愛知県知事 宛

2021年・自治体キャラバン要望事項の実施状況チェックシート

※実施状況は、2021年のアンケート回答と、この冊子の該当ページで確認し、事前にご記入ください。

※要望項目の番号は、アンケート番号です。

要望項目／自治体名				
1. 介護	(1)介護給付費取り崩し割合	%	%	%
	(2)①1)3)保険料減免の実施・実績	()ある()なし 20年実績 件	()ある()なし 20年実績 件	()ある()なし 20年実績 件
	(4)①③利用料減免の実施・実績	()ある()なし 20年実績 件	()ある()なし 20年実績 件	()ある()なし 20年実績 件
	(5)特養待機者数	要介護3以上 要介護1・2 人 人	要介護3以上 要介護1・2 人 人	要介護3以上 要介護1・2 人 人
	(12)①障害者控除認定書発行数	19年 件 20年 件	19年 件 20年 件	19年 件 20年 件
	(12)②障害者控除申請書又は認定書を送付しているか	申請書 枚 認定書 枚	申請書 枚 認定書 枚	申請書 枚 認定書 枚
2. 国保	保険料(税)順位(高い順) (P68 参照)	20年 位 21年 位	20年 位 21年 位	20年 位 21年 位
	一般会計繰入順位(多い順) (P68 参照)	20年 位 21年 位	20年 位 21年 位	20年 位 21年 位
	(3)国保資格証明書交付件数 (P75 参照)	20年 件 21年 件	20年 件 21年 件	20年 件 21年 件
	(7)②保険料(税)滞納者への 差押え世帯数・件数	19年 世帯 件 20年 世帯 件	19年 世帯 件 20年 世帯 件	19年 世帯 件 20年 世帯 件
	(7)②保険料(税)滞納者への 滞納処分停止の適用件数	19年 件 20年 件	19年 件 20年 件	19年 件 20年 件
4. 生活保護	(1)相談・申請・保護開始件数	相談 件 申請 件 保護開始 件	相談 件 申請 件 保護開始 件	相談 件 申請 件 保護開始 件
	(7)1職員当たりの担当世帯数	20年 世帯 21年 世帯	20年 世帯 21年 世帯	20年 世帯 21年 世帯
5. 福祉医療	(1)子ども医療費助成の対象範囲 (P86 参照)	通院: 入院:	通院: 入院:	通院: 入院:
6. 子育て	(3)①学校給食への自治体独自補助	()ある ()ない	()ある ()ない	()ある ()ない
	(3)②保育施設等の給食への自治体 独自の補助	()ある ()ない	()ある ()ない	()ある ()ない
7. 障害者	(1)入所施設の入所待機者数	人	人	人
8. 予防接種	(1)おたふく・带状疱疹・子どものインフルエンザへの助成 (P102 参照)	()おたふくかぜ ()带状疱疹 ()インフルエンザ	()おたふくかぜ ()带状疱疹 ()インフルエンザ	()おたふくかぜ ()带状疱疹 ()インフルエンザ
	(2)高齢者肺炎球菌ワクチン(定期接種)の自己負担金額 (P103 参照)	円	円	円
9. 健診	(1)産婦健診の助成回数 (P105 参照)	回	回	回

2021年愛知自治体キャラバンコース表

コース	責任団体	日程	自治体名	訪問時間	2020年実績				団長	事務局長
					請願	陳述	要請団	当局		
第1	年金者組合	10/19 (火)	長久手市	10:30～11:30				14 13	年金者組合 丹羽典彦	社保協 山崎
			日進市	13:00～14:00				23 18		
			東郷町	15:00～16:00	○	○		16 14		
	年金者組合	10/20 (水)	津島市	13:00～14:00				22 11	年金者組合 伊藤良孝	社保協 吉田
			大治町	15:00～16:00				12 14		
	年金者組合	10/21 (木)	弥富市	10:30～11:30				12 7	年金者組合 伊藤良孝	社保協 吉田
			蟹江町	13:30～14:30				13 17		
			飛島村	15:15～16:15				9 9		
	一宮社保協	10/22 (金)	一宮市	10:00～11:30				36 19	一宮社保協 高橋	社保協 日下 鵜川(現地)
			稲沢市	13:00～14:30	○			24 15		
			あま市	15:30～16:30	○			17 12		
第2	自治労連	10/19 (火)	清須市	10:00～11:00				17 12	自治労連 林	社保協 澤田
			北名古屋	13:00～14:00				13 15		
			岩倉市	14:45～15:45	○			18 19		
	自治労連	10/20 (水)	犬山市	10:30～11:30				23 8	愛障協 山口敏夫	社保協 日下
			扶桑町	13:00～14:00				13 13		
			江南市	15:00～16:00				15 14		
	自治労連	10/21 (木)	豊山町	10:30～11:30				6 5	自治労連 橋口	社保協 伊藤
			小牧市	13:15～14:15				19 18		
			大口町	15:15～16:15	○			9 13		
	自治労連	10/22 (金)	尾張旭市	10:00～11:00				17 14	自治労連 林	社保協 澤田
			瀬戸市	13:00～14:00	○	○		16 15		
			春日井市	15:45～16:45				25 15		
第3	愛労連	10/19 (火)	東浦町	10:30～11:30				7 10	愛労連 若井	社保協 矢野
			大府市	14:00～15:00				14 14		
	愛労連	10/20 (水)	東海市	13:00～14:30				21 22	愛労連 西尾	社保協 矢野
			知多市	15:15～16:15				12 11		
	愛労連	10/21 (木)	阿久比町	10:00～11:00				12 15	愛労連 竹内	社保協 武田
			半田市	13:00～14:00		○		18 10		
			武豊町	15:00～16:00				9 13		
	愛労連	10/22 (金)	美浜町	10:00～11:00				11 8	愛労連 谷藤	社保協 松井
			南知多町	13:00～14:00				7 8		
			常滑市	15:30～16:30				13 16		
第4	新婦人	10/19 (火)	豊田市	10:00～11:30	○			11 13	新婦人 小池	社保協 小松
			みよし市	13:00～14:00				13 9		
			知立市	15:15～16:15		○		16 13		
	社保協	10/20 (水)	刈谷市	10:30～11:30	○	○		16 28	社保協 塚本	社保協 伊藤
			高浜市	13:15～14:15		○		8 12		
			碧南市	15:00～16:00	○	○		12 9		
	社保協	10/21 (木)	安城市	10:30～11:30				16 13	社保協 西村	社保協 澤田
			西尾市	10:30～12:00				16 30		
第5	自治労連	10/19 (火)	新城市	10:30～11:30				9 18	東三河労連 伊藤	社保協 松井
			豊川市	13:30～14:30				15 15		
			蒲郡市	15:30～16:30				10 20		
	自治労連	10/20 (水)	豊橋市	10:30～12:00				12 10	自治労連 林	社保協 小松
			田原市	14:00～15:00				10 21		
	自治労連	10/21 (木)	東栄町	10:00～11:00				4 6	4団体 伊藤	社保協 小松
			豊根村	13:00～14:00				4 2		
			設楽町	15:00～16:00				4 4		
第6	社保協	10/22 (金)	愛西市	10:30～11:30				17 10	社保協 知崎	社保協 矢野
			岡崎市	10:00～11:30	○			18 29		
			豊明市	14:30～15:30	○			10 12		
	社保協	10/29 (金)	幸田町	13:30～14:30				9 14	社保協 知崎	社保協 松井
	社保協	11/4 (木)	名古屋市	14:00～16:00				36 21	社保協 森谷	社保協 小松
	社保協	11/8 (月)	愛知県	14:00～16:00				31 21	社保協 森谷	社保協 小松
	社保協	11/18 (木)	東三河広域連合	13:00～15:00				11 2	社保協	社保協

※名古屋、愛知県、東三河広域連合の懇談時間の懇談時間は120分。

※一宮市、稲沢市、東海市、豊田市、西尾市、岡崎市、豊橋市は90分。

愛知自治体キャラバンとは？

愛知自治体キャラバンは、県内のすべての自治体を訪問し、各市町村に対し、医療・福祉・介護など社会保障の拡充と、国や愛知県に意見書の提出を求めて要請する行動で、今回、42年目を迎えました。

要請項目は、その時々重点課題を陳情書としてまとめ、当局と議会にそれぞれ提出しています。議会へは、紹介議員が得られる場合は、請願として提出しています。

参加者の延べ人数は、要請団側が930人、当局と議会関係者が合計約800人にのびります。

「自治体キャラバンの要請事項が実現した市町村割合の推移」(下表)でわかるように、国の社会保障連続改悪が強行される中でも、地方自治体での医療・福祉・介護などの要望が着実に前進しています。住民のため社会保障施策の前進に大きな役割を果たしています。

愛知自治体キャラバンの要請経過

- ・第1回は、1980年2月～3月に愛知県社会保障推進協議会(社保協)の主催で「健保法改悪に反対するキャラバン」として、国への意見書の提出を求めて、21市を訪問しました。
- ・翌81年は、「おとしよりと子どもをまもる福祉キャラバン」で、老人医療有料化・児童福祉手当改悪反対などの意見書提出を求め、30市に要請。82年は、自治体に対し、老人医療無料制度の存続などを要請。
- ・1983年は、「健康といのちを守る愛知県実行委員会」で、はじめて県内全市町村に要請しました。
- ・主催団体は、社保協、数団体の連名、課題別の実行委員会など、様々な名称で要請してきましたが、2001年からは愛知自治体キャラバン実行委員会が主催団体となって現在に至っています。
- ・2001年から、アンケート回答と陳情書への文書回答をもとに「愛知自治体キャラバンのまとめ」を発行し、各市町村に配布を開始。各市町村の医療・福祉・介護などの実態がわかる貴重な資料となっています。
- ・2020年の文書回答は、豊田市からも届き、アンケート・文書回答とも100%の協力となりました。
- ・各市町村のアンケート回答および文書回答は、愛知県社会保障推進協議会(社保協)のホームページに掲載しています。

要望事項を実施した市町村割合の推移

(1%未満は四捨五入)

要 望 事 項	2000年	2005年	2010年	2015年	2017年	2018年	2019年	2020年
介護保険の保険料独自減免	5%	54%	55%	44%	48%	54%	54%	54%
介護保険の利用料独自減免	8%	35%	44%	39%	39%	37%	37%	37%
住宅改修の受領委任払い	—	10%	70%	80%	82%	76%	76%	81%
福祉用具の受領委任払い	—	7%	51%	65%	69%	69%	69%	76%
障害者控除認定書の発行枚数	—	7,155	29,955	50,017	60,990	65,572	68,708	—
障害者控除の対象者(要介護1以上)	—	—	69%	70%	74%	76%	80%	—
要介護者に障害者控除認定書を送付	—	—	21%	37%	46%	50%	52%	—
◎小学校卒業までの医療費無料制度	0%	4%	82%	89%	96%	98%	100%	100%
◎中学校卒業までの医療費無料制度	0%	1%	51%	85%	91%	93%	98%	98%
◎福祉給付金の現物給付・自動払い	1%	51%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
☆国保・高額療養費受領委任払い	10%	25%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
国保一部負担金減免制度	—	34%	75%	93%	96%	96%	96%	96%
☆高齢者用肺炎球菌ワクチン助成	—	—	16%	100%	100%	100%	100%	100%
☆妊婦健診助成回数拡大	—	16%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
文書回答	13%	94%	93%	96%	96%	98%	98%	100%
自治体数	88	68	57	54	54	54	54	54

(注)1. 実施割合は、自治体キャラバンで回答を求めた10月1日の実施状況(実施確定した予定を含む)。

2. 「高齢者用肺炎球菌ワクチン」は2014年度に定期予防接種となっている。

3. 「福祉給付金の現物給付・自動払い」は、2007年までは自動払いの推移。2008年からは、愛知県として現物給付に変更し、立替払い自体が不要となった。

4. 「国保・高額療養費受領委任払い」は、2007年から入院と在宅医療で現物給付が実現。2012年から外来も現物給付となった。

5. 上記要望項目のうち、◎印の制度は愛知県の制度を、☆印の制度は国の制度を大きく変化させた。

6. 2000年～2020年の詳細データは裏表紙の内側参照。

要望事項を実施した市町村割合の推移（愛知自治体キャラバン結果から）

（1％未満は四捨五入）

要 望 事 項	要望開始年	2000 年	2002 年	2003 年	2004 年	2006 年	2008 年	2010 年	2012 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年
介護保険の保険料独自減免	1998 年	5%	18%	44%	47%	48%	54%	55%	54%	54%	44%	50%	48%	54%	54%	54%
介護保険の利用料独自減免	1998 年	8%	25%	32%	36%	37%	41%	44%	39%	39%	39%	39%	39%	37%	37%	37%
住宅改修の受領委任払い	2003 年	—	—	5%	6%	29%	52%	67%	76%	78%	80%	80%	82%	76%	76%	81%
福祉用具の受領委任払い	2003 年	—	—	2%	5%	22%	41%	51%	61%	65%	65%	67%	69%	69%	69%	76%
障害者控除認定書の発行枚数	2002 年	—	3,768	5,848	5,114	10,466	18,544	29,955	34,778	45,136	50,017	56,262	60,990	65,572	68,708	—
障害者控除の対象者（要介護1以上）	2006 年	—	—	—	—	24%	51%	69%	72%	70%	70%	72%	74%	76%	80%	—
要介護者に障害者控除認定書を送付	2006 年	—	—	—	—	3%	15%	21%	28%	37%	37%	43%	46%	50%	52%	—
◎小学校卒業までの医療費無料制度	2005 年	0%	1%	2%	3%	6%	54%	82%	85%	89%	89%	94%	96%	98%	100%	100%
◎中学校卒業までの医療費無料制度	2007 年	0%	1%	1%	1%	2%	30%	51%	76%	78%	85%	87%	91%	93%	98%	98%
◎福祉給付金の現物給付・自動払い （現物給付1997年 自動払い2003年）	1997 年 2003 年	1%	5%	13%	30%	65%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
☆国保・高額療養費受領委任払い	2001 年	10%	10%	14%	18%	33%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
国保一部負担金減免制度	2003 年	—	—	18%	24%	54%	72%	75%	91%	93%	93%	94%	96%	96%	96%	96%
☆高齢者用肺炎球菌ワクチン助成	2009 年	—	—	—	—	—	3%	16%	74%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
☆妊婦健診助成回数拡大	2003 年	—	—	11%	14%	21%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
文書回答	—	13%	50%	74%	79%	97%	97%	93%	96%	96%	96%	96%	96%	98%	98%	100%
自治体数	—	88	88	87	87	63	61	57	54	54	54	54	54	54	54	54

（注）1. 各項目の実施割合は、自治体キャラバンで回答を求めた10月1日現在の実施状況（実施確定した予定を含む）。

2. 「福祉給付金の現物給付・自動払い」は、2007年までは「現物給付＋自動払い」の推移。2008年に全県で現物給付に変更し、立替払いが不要となった。

3. 「国保・高額療養費受領委任払い」は、2007年から入院と在宅医療で現物給付が実現。2012年から通院も現物給付が実現。

4. 「高齢者用肺炎球菌ワクチン」は2014年度に定期予防接種となっている。

5. 「—」の年は、未集約。

6. 上記要望項目のうち、◎印の制度は愛知県を、☆印の制度は国の制度を大きく変化させた。